

高速道路の料金の額及び徴収期間の公告

東日本高速道路株式会社が管理する高速道路の料金の額及び徴収期間について、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第25条第1項の規定に基づき、公告します。

令和7年11月28日

東日本高速道路株式会社
代表取締役社長 由木 文彦

記

1. 料金の額

(1) 料金の徴収区間

	路線名	道路名	料金の徴収区間
1	北海道縦貫自動車道 函館名寄線	道央自動車道	北海道茅部郡森町（大沼公園インターチェンジ）から 北海道上川郡剣淵町（士別剣淵インターチェンジ）まで
2	北海道横断自動車道 黒松内釧路線	後志自動車道	北海道余市郡余市町（余市インターチェンジ）から 小樽市（小樽ジャンクション）まで
		札樽自動車道	小樽市（小樽インターチェンジ）から 札幌市白石区（札幌ジャンクション）まで
		道東自動車道	千歳市（千歳恵庭ジャンクション）から 北海道中川郡本別町（本別インターチェンジ）まで
3	北海道横断自動車道 黒松内北見線	道東自動車道	北海道中川郡本別町（本別ジャンクション）から 北海道足寄郡足寄町（足寄インターチェンジ）まで
4	東北縦貫自動車道 弘前線	東京外環自動車道	東京都練馬区（大泉インターチェンジ）から 川口市（川口ジャンクション）まで
		東北自動車道	川口市（川口ジャンクション）から 青森市（青森インターチェンジ）まで
5	東北縦貫自動車道 八戸線	八戸自動車道	八幡平市（安代ジャンクション）から 八戸市（八戸北インターチェンジ）まで
		青森自動車道	青森市（青森東インターチェンジ）から 青森市（青森ジャンクション）まで
6	東北横断自動車道 釜石秋田線	釜石自動車道	花巻市（東和インターチェンジ）から 花巻市（花巻ジャンクション）まで
		秋田自動車道	北上市（北上ジャンクション）から 秋田市（秋田北インターチェンジ）まで
7	東北横断自動車道 酒田線	山形自動車道	宮城県柴田郡村田町（村田ジャンクション）から 山形県西村山郡西川町（月山インターチェンジ）まで
			鶴岡市（湯殿山インターチェンジ）から 鶴岡市（鶴岡ジャンクション）まで

		日本海東北自動車道	鶴岡市（鶴岡ジャンクション）から 酒田市（酒田みなとインターチェンジ）まで
8	東北横断自動車道 いわき新潟線	磐越自動車道	いわき市（いわきジャンクション）から 新潟市（新潟中央インターチェンジ）まで
9	日本海沿岸 東北自動車道	日本海東北自動車道	新潟市（新潟空港インターチェンジ）から 村上市（荒川胎内インターチェンジ）まで
			由利本荘市（岩城インターチェンジ）から 秋田市（河辺ジャンクション）まで
		秋田自動車道	潟上市（昭和男鹿半島インターチェンジ）から 秋田県山本郡三種町（琴丘森岳インターチェンジ）まで
10	東北中央自動車道 相馬尾花沢線	東北中央自動車道	山形県東置賜郡高畠町（南陽高畠インターチェンジ）から 東根市（東根インターチェンジ）まで
11	関越自動車道 新潟線	関越自動車道	東京都練馬区（練馬インターチェンジ）から 長岡市（長岡インターチェンジ）まで
12	関越自動車道 上越線	上信越自動車道	藤岡市（藤岡インターチェンジ）から 上越市（上越ジャンクション）まで
13	常磐自動車道	東京外環自動車道	川口市（川口ジャンクション）から 三郷市（三郷インターチェンジ）まで
		常磐自動車道	三郷市（三郷インターチェンジ）から 宮城県亘理郡亘理町（亘理インターチェンジ）まで
14	東関東自動車道 千葉富津線	館山自動車道	千葉市中央区（千葉南ジャンクション）から 富津市（富津竹岡インターチェンジ）まで
15	東関東自動車道 水戸線	東京外環自動車道	三郷市（三郷インターチェンジ）から 市川市（高谷ジャンクション）まで
		東関東自動車道	市川市（湾岸市川インターチェンジ）から 潮来市（潮来インターチェンジ）まで
			鉾田市（鉾田インターチェンジ）から 茨城県東茨城郡茨城町（茨城町ジャンクション）まで
16	北関東自動車道	北関東自動車道	高崎市（高崎ジャンクション）から 栃木県下都賀郡岩舟町（岩舟ジャンクション）まで
			栃木県下都賀郡都賀町（栃木都賀ジャンクション）から 水戸市（水戸南インターチェンジ）まで
17	中央自動車道 長野線	長野自動車道	安曇野市（安曇野インターチェンジ）から 千曲市（更埴ジャンクション）まで
18	北陸自動車道	日本海東北自動車道	新潟市（新潟空港インターチェンジ）から 新潟市（新潟中央ジャンクション）まで
		北陸自動車道	新潟市（新潟中央ジャンクション）から 富山県下新川郡朝日町（朝日インターチェンジ）まで

19	成田国際空港線	新空港自動車道	成田市（成田インターチェンジ）から 成田市（新空港インターチェンジ）まで	
20	一般国道1号 及び16号	横浜新道	1号 区間	横浜市保土ヶ谷区から 同市戸塚区まで
			16号 区間	横浜市保土ヶ谷区狩場町から 同区藤塚町まで
21	一般国道6号	東水戸道路	水戸市から ひたちなか市まで	
22	一般国道6号	仙台東部道路	宮城県亘理郡亘理町から 仙台市まで	
23	一般国道6号	仙台南部道路	仙台市若林区から 仙台市太白区まで	
24	一般国道7号	秋田自動車道 (秋田外環状道路)	秋田市から 潟上市まで	
25	一般国道7号	秋田自動車道 (琴丘能代道路)	秋田県山本郡三種町から 能代市まで	
26	一般国道13号	東北中央自動車道 (米沢南陽道路)	米沢市から 山形県東置賜郡高畠町まで	
27	一般国道13号	東北中央自動車道 (湯沢横手道路)	湯沢市から 横手市まで	
28	一般国道14号 及び16号	京葉道路	14号 区間	東京都江戸川区から 千葉市まで
			16号 区間	千葉市稲毛区から 同市中央区まで
29	一般国道16号 及び468号	横浜横須賀道路	本線	横須賀市から 横浜市まで
			金沢 支線	横浜市金沢区並木から 同区釜利谷町まで
30	一般国道45号	三陸縦貫自動車道 (仙塩道路)	仙台市から 宮城県宮城郡利府町まで	
31	一般国道45号	百石道路	八戸市から 青森県上北郡おいらせ町まで	
32	一般国道47号	仙台北部道路	宮城県宮城郡利府町から 同県黒川郡富谷町まで	
33	一般国道126号	千葉東金道路	東金市から千葉市まで	
		首都圏中央連絡自動車道	千葉県山武郡横芝光町から東金市まで	
34	一般国道127号	富津館山道路	南房総市から 富津市まで	

35	一般国道233号	深川・留萌自動車道 (深川沼田道路)	深川市音江町から 同市深川町まで
36	一般国道235号	日高自動車道 (苫東道路)	苫小牧市字植苗から 同市字沼の端まで
37	一般国道409号 及び468号	東京湾アクアライン	川崎市から木更津市まで
		東京湾アクアライン連絡道	木更津市(木更津金田インターチェンジ)から 木更津市(木更津西ジャンクション)まで
		首都圏中央連絡自動車道	木更津市から東金市まで
38	一般国道466号	第三京浜道路	東京都世田谷区から 横浜市まで
39	一般国道468号	首都圏中央連絡自動車道	あきる野市から 成田市まで

(2) 料金の額

① (1) の項中1から19までに定める路線（以下「高速国道」という。）の料金の額については以下のとおりとする。

イ 対距離制を適用する区間の料金の額及び適用方法

(イ) 対距離制を適用する区間

対距離制を適用する区間（以下「対距離制区間」という。）は、高速国道のうち、ロの均一制を適用する区間（以下「均一制区間」という。）及びハの区間料金制を適用する区間（以下「区間料金制区間」という。）以外の区間とする。

(ロ) 料金の額

イ) 利用距離に対して課する可変額部分

A 利用距離に対して課する1キロメートル当たりの料金の額は、次表のとおりとする。

(単位：円)

区間 車種	普通区間	大都市 近郊区間	関越 特別区間
軽自動車等	19.68	23.616	31.488
普通車	24.6	29.52	39.36
中型車	29.52	35.424	47.232
大型車	40.59	48.708	64.944
特大車	67.65	81.18	108.24

ただし、ETCクレジットカード、ETCパーソナルカード又はETCコードカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下「ETC車」という。）については、平成26年4月1日から令和16年3月31日まで、上表の関越特別区間の料

金の額を普通区間の料金の額と同額とする。

なお、上記にいう「E T Cシステム」は有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年8月2日建設省令第38号。以下「省令」という。）第1条に規定する有料道路自動料金収受システムを、「E T Cクレジットカード」は東日本高速道路株式会社との契約に基づきE T Cカード（省令第2条第2項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「6会社」という。）が公告したE T Cシステム利用規程（以下「利用規程」という。）第3条第1号に規定するE T Cカードをいう。以下同じ。）を発行する者から貸与を受けたE T Cカードを、「E T Cパーソナルカード」は6会社が契約に基づき共同で発行し、貸与するE T Cカードを、「E T Cコーポレートカード」は、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社（以下「3会社」という。）が別に定める約款により（3）②に定める割引の適用に関する契約（以下「コーポレート契約」という。）を3会社のいずれかと締結した利用者が、当該契約に基づいて3会社のいずれかに届出がなされた利用規程第3条第1号に規定する車載器（以下「車載器」という。）を備え、かつ、当該車載器を利用するものとして3会社のいずれかから貸与されたE T Cカードをいう（以下同じ。）。

B 100キロメートルを超える区間の利用に対しては、100キロメートルを超え、200キロメートルまでの部分について25パーセント、200キロメートルを超える部分について30パーセントの割引を行う。

（注1）上表において「軽自動車等」、「普通車」、「中型車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別表1-1の自動車の車種区分をいう（別に定める場合を除き、以下同じ。）。

（注2）上表において「普通区間」とあるのは、（イ）に掲げる料金の徴収区間のうち、「大都市近郊区間」及び「関越特別区間」以外の区間をいう（以下同じ。）。

（注3）上表において「大都市近郊区間」とあるのは、別表2の区間をいう（以下同じ。）。

（注4）上表において「関越特別区間」とあるのは、関越自動車道の水上インターチェンジから湯沢インターチェンジまでの区間をいう（以下同じ。）。

ロ) 利用1回に対して課する固定額部分

利用1回に対して課する料金の額は、150円とする。

(ハ) 適用方法

イ) キロ程

A インターチェンジ相互間のキロ程は、別表3のとおりとする。ただし、供用されていない区間のキロ程については、当該区間に係る供用の日から適用する。

B 甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、仙台東部道路、仙台南部道路、秋田自動車道（秋田外環状道路）（以下「秋田外環状道路」という。）、京葉道路、三陸縦貫自動車道（仙塩道路）（以下「仙塩道路」という。）、仙台北部道路、千葉東金道路、東京湾アクアライン連絡道又は首都圏中央連絡自動車道が介在し、これらの道路と高速国道のみを連続して通行する場合の甲インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の料金の額の算定

にあたって用いるキロ程は、甲インターチェンジと乙インターチェンジの間の高速国道のキロ程を通算したものとする。

C 周回走行が可能な区間（以下「ループ」という。）を周回した場合のキロ程は、当該ループ内の各インターチェンジ相互間のキロ程を合算したものとする。

ロ) インターチェンジ相互間の料金の計算額

インターチェンジ相互間の料金の計算額は、車種毎に当該インターチェンジ相互間のキロ程に応じて、次表の算式により算出するものとする。

インターチェンジ相互間のキロ程 (単位: キロメートル)	インターチェンジ相互間のキロ程に応じた額 (単位: 円)
100 以下の場合	$L R + L' n R' n + 150$
100 を超え、200 以下の場合	$(0.75 + \frac{25}{L + L' n})(L R + L' n R' n) + 150$
200 を超える場合	$(0.7 + \frac{35}{L + L' n})(L R + L' n R' n) + 150$

(注) この表において L 、 $L' n$ 、 R 及び $R' n$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

L : 普通区間のキロ程（単位: キロメートル）

$L' n$: 大都市近郊区間 (n1) 及び関越特別区間 (n2) のキロ程（単位: キロメートル）

R : 普通区間の 1 キロメートル当たりの料金の額（単位: 円）

$R' n$: 大都市近郊区間 (n1) 及び関越特別区間 (n2) の 1 キロメートル当たりの料金の額（単位: 円）

ハ) 消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に定める消費税（以下「消費税」という。）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に定める地方消費税（以下「地方消費税」という。）の転嫁並びに料金の単位

ロ) に定める方法により算出した額に、消費税の税率とその率に地方消費税の税率を乗じた率との合算値に 1 を加算した値（以下「消費税率」という。）を乗じた額（以下「対距離制区間の消費税率を乗じた額」という。）を四捨五入により、10 円単位の端数処理を行うこととする。

二) 料金算出方法の特例

A ハイウェイオアシスで転回する場合における料金の額の特例

ハイウェイオアシスで転回する場合における料金の額は、転回前におけるハイウェイオアシスとインターチェンジ相互間及び転回後におけるハイウェイオアシスとインターチェンジ相互間について、ロ) 及びハ) 並びにホ) A に定める方法により、それぞれ算出するものとする。ただし、この場合、利用 1 回に対して課する料金の額については、(ロ) ロ) の規定にかかわらず、転回の前後についてそれぞれ 75 円とする。

B 道東自動車道の十勝清水インターチェンジから本別インターチェンジまで及び足寄インターチェンジまでの区間の一部又は全部を含む場合の料金算出方法の特例

甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、道東自動車道の十勝清水インターチェンジから本別インターチェンジまで及び足寄インターチェンジまでの区間の一部又は全

部を含む場合における料金の額は、イ) により算出されたキロ程から当該区間を除いたキロ程に基づきロ) から二) A及びホ) Aに定める方法により算出した額とホ) Bに定める当該相互間の料金の額との合算額とする。

C 山形自動車道の笹谷インターチェンジから関沢インターチェンジまでの区間を含む場合の料金算出方法の特例

甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、山形自動車道の笹谷インターチェンジから関沢インターチェンジまでの区間を含む場合における料金の額は、イ) により算出されたキロ程から当該区間を除いたキロ程に基づきロ) からハ) 及びホ) Aに定める方法により算出した額とホ) C (A) に定める当該相互間の料金の額との合算額とする。

ホ) 料金の額の特例

A 別表4の(A)に掲げるインターチェンジ相互間(別表4の(B)に掲げる額(単位:円)に金額の記載がない車種を除く。以下同じ。)の料金の額は、イ)からハ)の規定にかかわらず、別表4の(B)に掲げる額(単位:円)に、消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

B 道東自動車道の料金の額の特例

十勝清水インターチェンジから本別インターチェンジまで及び足寄インターチェンジまでの各区間の料金の額については、(ロ)及び(ハ)イ)から二)の規定にかかわらず、次表の額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

料金の徴収区間	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
十勝清水インターチェンジから芽室インターチェンジまで	476.191	571.429	619.048	761.905	1,285.715
十勝清水インターチェンジから帯広ジャンクションまで	476.191	571.429	619.048	761.905	1,285.715
十勝清水インターチェンジから音更帯広インターチェンジまで	476.191	571.429	619.048	761.905	1,285.715
十勝清水インターチェンジから池田インターチェンジまで	904.762	1,047.620	1,190.477	1,523.810	2,523.810
十勝清水インターチェンジから本別インターチェンジまで	1,333.334	1,619.048	1,952.381	2,619.048	4,238.096
十勝清水インターチェンジから足寄インターチェンジまで	1,333.334	1,619.048	1,952.381	2,619.048	4,238.096
芽室インターチェンジから帯広ジャンクションまで	238.096	238.096	238.096	285.715	380.953
芽室インターチェンジから音更帯広インターチェンジまで	380.953	428.572	428.572	571.429	904.762
芽室インターチェンジから池田インターチェンジまで	809.524	904.762	1,000.000	1,333.334	2,142.858
芽室インターチェンジから本別インターチェンジまで	1,238.096	1,476.191	1,761.905	2,428.572	3,857.143
芽室インターチェンジから足寄インターチェンジまで	1,238.096	1,476.191	1,761.905	2,428.572	3,857.143
帯広ジャンクションから音更帯広インターチェンジまで	238.096	238.096	238.096	285.715	380.953
帯広ジャンクションから池田インターチェンジまで	666.667	714.286	809.524	1,047.620	1,619.048

帯広ジャンクションから 本別インターチェンジまで	1,095.239	1,285.715	1,571.429	2,142.858	3,333.334
帯広ジャンクションから 足寄インターチェンジまで	1,095.239	1,285.715	1,571.429	2,142.858	3,333.334
音更帯広インターチェンジから 池田インターチェンジまで	428.572	476.191	571.429	761.905	1,238.096
音更帯広インターチェンジから 本別インターチェンジまで	857.143	1,047.620	1,333.334	1,857.143	2,952.381
音更帯広インターチェンジから 足寄インターチェンジまで	857.143	1,047.620	1,333.334	1,857.143	2,952.381
池田インターチェンジから 本別インターチェンジまで	428.572	571.429	761.905	1,095.239	1,714.286
池田インターチェンジから 足寄インターチェンジまで	428.572	571.429	761.905	1,095.239	1,714.286

C 山形自動車道及び日本海東北自動車道の料金の額の特例

- (A) 笹谷インターチェンジから関沢インターチェンジまでの区間の料金の額については、
 (ロ) 及び (ハ) イ) からニ) の規定にかかわらず、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

料金の徴収区間	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
笹谷インターチェンジから 関沢インターチェンジまで	145.632	194.175	194.175	291.263	533.981

- (B) 湯殿山インターチェンジから酒田みなとインターチェンジまでの各区間の料金の額については、(ロ) 及び (ハ) イ) からニ) の規定にかかわらず、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

料金の徴収区間	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
湯殿山インターチェンジから 庄内あさひインターチェンジまで	190.477	190.477	285.715	333.334	523.810
庄内あさひインターチェンジから 鶴岡インターチェンジまで	285.715	333.334	380.953	523.810	809.524
庄内あさひインターチェンジから 庄内空港インターチェンジまで	476.191	571.429	666.667	904.762	1,428.572
鶴岡インターチェンジから 庄内空港インターチェンジまで	190.477	238.096	285.715	380.953	619.048
鶴岡ジャンクションから 庄内空港インターチェンジまで	190.477	190.477	238.096	333.334	523.810
庄内空港インターチェンジから 酒田インターチェンジまで	142.858	190.477	190.477	238.096	428.572
庄内空港インターチェンジから 酒田中央インターチェンジまで	238.096	285.715	285.715	380.953	666.667
酒田インターチェンジから 酒田中央インターチェンジまで	95.239	95.239	95.239	142.858	238.096

酒田中央インターチェンジから 酒田みなとインターチェンジまで	95. 239	142. 858	189. 814	238. 096	380. 953
-----------------------------------	---------	----------	----------	----------	----------

ロ 均一制区間の料金の額

均一制区間は次表のとおりとし、1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

道路名	料金の徴収区間	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
道央自動車道	札幌南インターチェンジから 札幌インターチェンジまで	291. 263	388. 350	388. 350	533. 981	922. 331
札樽自動車道	札幌西インターチェンジから 札幌ジャンクションまで					

ハ 区間料金制区間の料金の額

区間料金制区間は、東京外環自動車道の大泉インターチェンジから高谷ジャンクションまでの区間とし、1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

イ) ETC車以外の自動車の場合

外回り（各入口インターチェンジから高谷ジャンクション方面へ通行する場合

（東京外環自動車道の新倉パーキングエリア（以下「新倉PA」という。）で転回する場合を含む。））

入口インターチェンジ	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
大泉	782. 909	941. 136	1, 099. 363	1, 455. 374	2, 325. 624
和光	782. 909	941. 136	1, 099. 363	1, 455. 374	2, 325. 624
和光北	782. 909	941. 136	1, 099. 363	1, 455. 374	2, 325. 624
戸田西	—	—	—	—	—
美女木ジャンクション	782. 909	941. 136	1, 099. 363	1, 455. 374	2, 325. 624
戸田東	782. 909	941. 136	1, 099. 363	1, 455. 374	2, 325. 624
外環浦和	782. 909	941. 136	1, 099. 363	1, 455. 374	2, 325. 624
川口西	—	—	—	—	—
川口中央	762. 209	941. 136	1, 099. 363	1, 455. 374	2, 325. 624
川口ジャンクション	740. 955	923. 878	1, 099. 363	1, 455. 374	2, 325. 624
川口東	710. 254	885. 502	1, 070. 010	1, 455. 374	2, 325. 624
草加	629. 960	785. 134	949. 568	1, 321. 861	2, 054. 952
三郷	459. 924	572. 590	694. 516	971. 163	1, 470. 456
三郷南	—	—	—	—	—
松戸	388. 522	448. 152	507. 782	641. 951	969. 918
市川北	—	—	—	—	—
市川中央	258. 634	285. 792	312. 950	374. 057	523. 428
京葉ジャンクション	230. 294	250. 368	270. 442	315. 607	426. 012

市川南	-	-	-	-	-
-----	---	---	---	---	---

内回り（各入口インターチェンジから大泉インターチェンジ方面へ通行する場合（新倉PAで転回する場合を含む。））

入口インターチェンジ	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
高谷ジャンクション	782.909	941.136	1,099.363	1,455.374	2,325.624
市川南	782.909	941.136	1,099.363	1,455.374	2,325.624
京葉ジャンクション	782.909	941.136	1,099.363	1,455.374	2,325.624
市川中央	-	-	-	-	-
市川北	782.909	941.136	1,099.363	1,455.374	2,325.624
松戸	-	-	-	-	-
三郷南	782.909	941.136	1,099.363	1,455.374	2,325.624
三郷	782.909	941.136	1,099.363	1,455.374	2,325.624
草加	782.909	941.136	1,099.363	1,455.374	2,325.624
川口東	-	-	-	-	-
川口ジャンクション	782.909	941.136	1,099.363	1,455.374	2,325.624
川口中央	-	-	-	-	-
川口西	782.909	941.136	1,099.363	1,455.374	2,325.624
外環浦和	-	-	-	-	-
戸田東	-	-	-	-	-
美女木ジャンクション	782.909	941.136	1,099.363	1,455.374	2,325.624
戸田西	782.909	941.136	1,099.363	1,455.374	2,325.624
和光北	379.630	472.222	574.074	805.556	1,194.444
和光	379.630	472.222	574.074	805.556	1,194.444

口) ETC車の場合

東京外環自動車道の新倉PAで転回しない場合

輕自動車等

普通車

中型車

大型車

特大車

東京外環自動車道の新倉PAで転回する場合

輕自動車等

入口及び出口 インターチェンジ	大泉	和光	和光北	戸田西	美女木 ジヤンクション	戸田東	外環浦和	川口西	川口中央	川口 ジヤンクション	川口東	草加	三郷	三郷南	松戸	市川北	市川中央	京葉 ジヤンクション	市川南	高谷 ジヤンクション
	が同一の場合	390.883	239.741	-	258.634	301.142	-	-	560.918	-	582.173	-	582.173	582.173	-	782.909	-	782.909	782.909	782.909

普通車

入口及び出口 インターチェンジ	大泉	和光	和光北	戸田西	美女木 ジヤンクション	戸田東	外環浦和	川口西	川口中央	川口 ジヤンクション	川口東	草加	三郷	三郷南	松戸	市川北	市川中央	京葉 ジヤンクション	市川南	高谷 ジヤンクション
が同一の場合	451.104	262.176	-	285.792	338.928	-	-	663.648	-	690.216	-	690.216	690.216	690.216	-	941.136	-	941.136	941.136	

中型車

入口及び出口 インターチェンジ	大泉	和光	和光北	戸田西	美女木 ジヤンクション	戸田東	外環浦和	川口西	川口中央	川口 ジヤンクション	川口東	草加	三郷	三郷南	松戸	市川北	市川中央	京葉 ジヤンクション	市川南	高谷 ジヤンクション
が同一の場合	511.325	284.611	-	312.950	376.714	-	-	766.378	-	798.259	-	798.259	798.259	798.259	-	1,099.363	-	1,099.363	1,099.363	

大型車

入口及び出口 インターチェンジ	大泉	和光	和光北	戸田西	美女木 ジ'ヤンクション	戸田東	外環浦和	川口西	川口中央	川口 ジ'ヤンクション	川口東	草加	三郷	三郷南	松戸	市川北	市川中央	京葉 ジ'ヤンクション	市川南	高谷 ジ'ヤンクション
が同一の場合	646.822	335.090	-	374.057	461.731	-	-	997.519	-	1,041.356	-	1,041.356	1,041.356	1,041.356	-	1,455.374	-	1,455.374	1,455.374	1,455.374

特大車

入口及び出口 インターチェンジ	大泉	和光	和光北	戸田西	美女木 ジヤンクション	戸田東	外環浦和	川口西	川口中央	川口 ジヤンクション	川口東	草加	三郷	三郷南	松戸	市川北	市川中央	京葉 ジヤンクション	市川南	高谷 ジヤンクション
が同一の場合	978.036	458.484	-	523.428	669.552	-	-	1,562.532	-	1,635.594	-	1,635.594	1,635.594	1,635.594	-	2,325.624	-	2,325.624	2,325.624	2,325.624

②(1)の項中20から39までに定める路線（以下「一般有料道路」という。）の料金の額については以下のとおりとする。

イ 横浜新道における1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車	原動機付自転車
料金	233.334	291.667	350.000	481.250	802.084	72.918

(注) 上表において「軽自動車等」、「普通車」、「中型車」、「大型車」、「特大車」及び「原動機付自転車」とあるのは、それぞれ別表1-2の自動車の車種区分をいう。

ロ 東水戸道路における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

軽自動車等

		ひたちなか
	水戸大洗	142.858
水戸南		285.715

普通車

		ひたちなか
	水戸大洗	142.858
水戸南		333.334

中型車

		ひたちなか
	水戸大洗	190.477
水戸南		380.953

大型車

		ひたちなか
	水戸大洗	285.715
水戸南		571.429

特大車

		ひたちなか
	水戸大洗	428.572
水戸南		904.762

ハ 仙台東部道路における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

普通車

中型車

大型車

						仙台港北
					仙台港	95. 239
				仙台東	190. 477	285. 715
			仙台若林ジヤンクショソ	242. 719	428. 572	523. 810
		名 取	145. 632	388. 350	571. 429	666. 667
	名取中央スマート	238. 096	380. 953	619. 048	809. 524	904. 762
仙台空港	142. 858	339. 806	485. 437	728. 156	904. 762	1, 000. 000
岩 沼	145. 632	285. 715	485. 437	631. 068	873. 787	1, 095. 239
亘 理	142. 858	285. 715	428. 572	619. 048	761. 905	1, 000. 000
					1, 190. 477	1, 285. 715

特大車

						仙台港北
					仙台港	142. 858
				仙台東	333. 334	476. 191
			仙台若林ジヤンクショソ	388. 350	714. 286	857. 143
		名 取	291. 263	679. 612	1, 000. 000	1, 142. 858
	名取中央スマート	428. 572	714. 286	1, 095. 239	1, 428. 572	1, 571. 429
仙台空港	238. 096	582. 525	873. 787	1, 262. 136	1, 571. 429	1, 714. 286
岩 沼	291. 263	523. 810	873. 787	1, 165. 049	1, 553. 399	1, 857. 143
亘 理	238. 096	523. 810	714. 286	1, 095. 239	1, 380. 953	2, 095. 239
					2, 761. 905	2, 238. 096

ニ 仙台南部道路における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額
(単位：円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。
軽自動車等

			仙台南
		山田	—
	長町	190. 477	238. 096
仙台若林ジヤンクショソ・今泉	95. 239	238. 096	333. 334

普通車

		仙台南
	山田	—
	長町	238. 096
仙台若林ジヤンクショソ・今泉	95. 239	333. 334
		428. 572

中型車

		仙台南
	山田	—
長町	238.096	333.334
仙台若林ジャンクション・今泉	142.858	380.953
		476.191

大型車

	仙台南
	山田
長町	333.334
仙台若林ジャンクション・今泉	190.477
	476.191
	523.810
	666.667

特大車

	仙台南
	山田
長町	571.429
仙台若林ジャンクション・今泉	285.715
	857.143
	857.143
	1,142.858

ホ 秋田外環状道路における1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
料金	285.715	333.334	380.953	571.429	904.762

ヘ 秋田自動車道（琴丘能代道路）（以下「琴丘能代道路」という。）における1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
料金	333.334	428.572	523.810	714.286	1,190.477

ト 東北中央自動車道（米沢南陽道路）（以下「米沢南陽道路」という。）における1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
料金	238.096	285.715	333.334	476.191	809.524

チ 東北中央自動車道（湯沢横手道路）（以下「湯沢横手道路」という。）における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

軽自動車等

		横 手
十文字		142.858
湯 沢	190.477	333.334

普通車

		横 手
十文字		190.477
湯 沢	238.096	428.572

中型車

		横 手
十文字		238.096
湯 沢	285.715	523.810

大型車

		横 手
十文字		285.715
湯 沢	428.572	714.286

特大車

		横 手
十文字		523.810
湯 沢	666.667	1,190.477

リ 京葉道路における1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

料金の徴収区間	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
A区間から A区間まで	166.794	208.493	250.191	344.013	573.355
A区間から B区間まで	259.514	324.393	389.271	535.248	892.080
B区間から B区間まで	92.720	115.900	139.080	191.235	318.725
C区間から C区間まで	92.720	115.900	139.080	191.235	318.725

C区間から D区間まで	185.440	231.800	278.160	382.470	637.450
C区間から E区間まで	278.160	347.700	417.240	573.705	956.175
C区間から F区間まで	370.880	463.600	556.320	764.940	1,274.900
D区間から D区間まで	92.720	115.900	139.080	191.235	318.725
D区間から E区間まで	185.440	231.800	278.160	382.470	637.450
D区間から F区間まで	278.160	347.700	417.240	573.705	956.175
E区間から E区間まで	92.720	115.900	139.080	191.235	318.725
E区間から F区間まで	185.440	231.800	278.160	382.470	637.450
F区間から F区間まで	92.720	115.900	139.080	191.235	318.725

ただし、A区間からA区間まで及びA区間からB区間までの区間を通行するETC車における当該区間の1回の通行に係る料金の額は、京葉道路と首都高速道路株式会社が管理する都道首都高速7号線を、京葉道路の江戸川区一之江町（起点）と都道首都高速7号線の一般国道14号（京葉道路）との接続部を経由し連続して通行する場合を除き、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

料金の徴収区間	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
A区間から A区間まで	92.720	115.900	139.080	191.235	318.725
A区間から B区間まで	185.440	231.800	278.160	382.470	637.450

(注) A区間とは、江戸川区一之江町（起点）から船橋市海神町（京葉一期区間の終点）又は船橋市海神町（京葉二期区間の起点）までの区間をいう。

B区間とは、船橋市海神町（京葉二期区間の起点）から習志野市鷺沼（幕張インターチェンジ）までの区間をいう。

C区間とは、習志野市鷺沼（幕張インターチェンジ）から千葉市稻毛区宮野木町（宮野木ジャンクション）までの区間をいう。

D区間とは、千葉市稻毛区宮野木町（宮野木ジャンクション）から千葉市稻毛区園生町（穴川インターチェンジ）までの区間をいう。

E区間とは、千葉市稻毛区園生町（穴川インターチェンジ）から千葉市中央区星久喜町（千葉東インターチェンジ）までの区間をいう。

F区間とは、千葉市中央区星久喜町（千葉東インターチェンジ）から千葉市中央区浜野町（千葉南ジャンクション）までの区間をいう。

又 横浜横須賀道路における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

輕自動車等

										狩場
									別所	143.519
							日野	189.815		282.408
						港南台	87.963	236.112		328.704
					並木	312.950	350.736	457.008		532.579
				堀口能見台	—	312.950	350.736	457.008		532.579
			金沢自然公園	—	—	189.815	236.112	381.437		457.008
		朝比奈	189.815	298.781	298.781	143.519	189.815	375.000		468.816
	逗子	189.815	300.355	375.926	375.926	326.333	364.118	470.390		545.962
	横須賀	87.963	257.453	330.662	406.234	406.234	356.640	394.426	500.698	
	衣笠	189.815	253.320	330.466	403.675	479.246	479.246	429.653	467.438	573.710
	佐原	87.963	239.544	269.851	346.997	420.206	495.778	495.778	446.184	483.970
	浦賀	—	235.411	308.424	338.731	415.877	489.086	564.658	564.658	515.064
馬堀海岸	—	—	235.411	308.424	338.731	415.877	489.086	564.658	564.658	515.064
								552.850	659.122	734.693

普通車

中型車

											狩場		
										別所	189.815		
									日野	236.112	375.000		
								港南台	87.963	328.704	467.593		
							並木	394.426	451.104	610.512	723.869		
						堀口能見台	—	394.426	451.104	610.512	723.869		
					金沢自然公園	—	—	236.112	282.408	497.155	610.512		
				朝比奈	236.112	373.171	373.171	236.112	282.408	514.867	628.224		
			逗子	265.718	375.533	488.890	488.890	414.499	471.178	630.586	743.942		
		横須賀	143.519	311.179	420.994	534.350	534.350	459.960	516.638	676.046	789.403		
	衣笠	259.519	304.980	420.698	530.513	643.870	643.870	569.479	626.158	785.566	898.922		
佐原	87.963	284.316	329.777	445.495	555.310	668.666	668.666	594.276	650.954	810.362	923.719		
浦賀	—	278.117	387.636	433.097	548.815	658.630	771.986	771.986	697.596	754.274	913.682	1,027.039	
馬堀海岸	—	—	278.117	387.636	433.097	548.815	658.630	771.986	771.986	697.596	754.274	913.682	1,027.039

大型車

特大車

											狩場		
										別所	375.000		
									日野	515.310	775.086		
								港南台	189.815	645.198	904.974		
							並木	710.142	840.030	1,205.340	1,465.116		
						堀口能見台	—	710.142	840.030	1,205.340	1,465.116		
					金沢自然公園	—	—	450.366	580.254	945.564	1,205.340		
				朝比奈	401.658	661.434	661.434	467.593	620.844	986.154	1,245.930		
			逗子	415.188	666.846	926.622	926.622	756.144	886.032	1,251.342	1,511.118		
		横須賀	254.181	519.369	771.027	1,030.803	1,030.803	860.325	990.213	1,355.523	1,615.299		
	衣笠	400.982	505.163	770.351	1,022.009	1,281.785	1,281.785	1,111.307	1,241.195	1,606.505	1,866.281		
佐原	206.826	457.808	561.989	827.177	1,078.835	1,338.611	1,338.611	1,168.133	1,298.021	1,663.331	1,923.107		
浦賀	—	443.601	694.583	798.764	1,063.952	1,315.610	1,575.386	1,575.386	1,404.908	1,534.796	1,900.106	2,159.882	
馬堀海岸	—	—	443.601	694.583	798.764	1,063.952	1,315.610	1,575.386	1,575.386	1,404.908	1,534.796	1,900.106	2,159.882

ル 仙塩道路における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

軽自動車等

			利府中
	利府塩釜	47. 620	
	利府ジャンクション	47. 620	95. 239
多賀城	47. 620	95. 239	142. 858
仙台港北	47. 620	95. 239	190. 477

普通車

		利府中	
	利府塩釜	47. 620	
	利府ジャンクション	47. 620	95. 239
多賀城	47. 620	95. 239	142. 858
仙台港北	95. 239	142. 858	190. 477

中型車

		利府中	
	利府塩釜	95. 239	
	利府ジャンクション	47. 620	142. 858
多賀城	47. 620	95. 239	190. 477
仙台港北	95. 239	142. 858	190. 477

大型車

		利府中	
	利府塩釜	95. 239	
	利府ジャンクション	95. 239	190. 477
多賀城	47. 620	142. 858	238. 096
仙台港北	142. 858	190. 477	285. 715

特大車

		利府中	
	利府塩釜	190. 477	
	利府ジャンクション	142. 858	333. 334
多賀城	95. 239	238. 096	428. 572
仙台港北	238. 096	333. 334	476. 191

ヲ 百石道路における 1 回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10 円単位の端数処理を行った額とする。

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
料金	97.088	145.632	194.175	242.719	388.350

ワ 仙台北部道路における各インターチェンジ相互間の 1 回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10 円単位の端数処理を行った額とする。

軽自動車等

		富谷
	富谷ジャンクション	—
利府しらかし台	190.477	238.096
利府ジャンクション	142.858	380.953

普通車

		富谷
	富谷ジャンクション	—
利府しらかし台	238.096	285.715
利府ジャンクション	190.477	380.953

中型車

		富谷
	富谷ジャンクション	—
利府しらかし台	285.715	333.334
利府ジャンクション	238.096	571.429

大型車

		富谷
	富谷ジャンクション	—
利府しらかし台	380.953	476.191
利府ジャンクション	333.334	761.905

特大車

		富谷
	富谷ジャンクション	—
利府しらかし台	619.048	761.905
利府ジャンクション	523.810	1,095.239

カ 千葉東金道路における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額(単位：円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

軽自動車等

		千葉東	
		大宮	77.778
	高田	77.778	151.852
	中野	77.778	151.852
山田	77.778	151.852	225.926
東金	—	77.778	151.852
		225.926	300.000
		225.926	300.000

普通車

		千葉東	
		大宮	97.223
	高田	97.223	189.815
	中野	97.223	189.815
山田	97.223	189.815	282.408
東金	—	97.223	189.815
		282.408	375.000
		282.408	375.000

中型車

		千葉東	
		大宮	116.667
	高田	116.667	227.778
	中野	116.667	227.778
山田	116.667	227.778	338.889
東金	—	116.667	227.778
		338.889	450.000
		338.889	450.000

大型車

		千葉東	
		大宮	160.417
	高田	160.417	313.195
	中野	160.417	313.195
山田	160.417	313.195	465.973
東金	—	160.417	313.195
		465.973	618.750
		465.973	618.750

特大車

				千葉東
		大宮		267. 362
	高田		267. 362	521. 991
中野		267. 362	521. 991	776. 621
山田	267. 362	521. 991	776. 621	1, 031. 250
東金	—	267. 362	521. 991	776. 621
				1, 031. 250

ヨ 富津館山道路における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額(単位：円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

軽自動車等

		富津竹岡
	富津金谷	95. 239
	鋸南保田	95. 239
鋸南富山	95. 239	190. 477
富 浦	190. 477	285. 715
		380. 953
		476. 191

普通車

		富津竹岡
	富津金谷	142. 858
	鋸南保田	142. 858
鋸南富山	95. 239	238. 096
富 浦	285. 715	333. 334
		380. 953
		476. 191
		619. 048

中型車

		富津竹岡
	富津金谷	190. 477
	鋸南保田	142. 858
鋸南富山	142. 858	285. 715
富 浦	333. 334	428. 572
		476. 191
		571. 429
		761. 905

大型車

		富津竹岡
	富津金谷	238. 096
	鋸南保田	190. 477
鋸南富山	190. 477	380. 953
富 浦	428. 572	571. 429
		619. 048
		809. 524
		1, 000. 000

特大車

			富津竹岡
		富津金谷	380. 953
	鋸南保田	333. 334	714. 286
	鋸南富山	285. 715	619. 048
富浦	761. 905	1, 000. 000	1, 333. 334
			1, 714. 286

タ 深川・留萌自動車道（深川沼田道路）（以下「深川・留萌自動車道」という。）における1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
料金	95. 239	142. 858	190. 477	238. 096	380. 953

レ 日高自動車道（苫東道路）（以下「日高自動車道」という。）における1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
料金	95. 239	142. 858	190. 477	238. 096	380. 953

ソ 東京湾アクアラインにおける1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
料金	2, 285. 715	2, 857. 143	3, 428. 572	4, 714. 286	7, 857. 143

ただし、ETC車については、平成26年4月1日から令和16年3月31日まで、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
料金	1, 455. 848	1, 782. 310	2, 108. 772	2, 843. 312	4, 638. 853

ツ 東京湾アクアライン連絡道における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

軽自動車等

	木更津西ジヤンクション
袖ヶ浦	95. 239
木更津金田	142. 858
	238. 096

普通車

		木更津西ジャンクション
袖ヶ浦		142.858
木更津金田	142.858	285.715

中型車

		木更津西ジャンクション
袖ヶ浦		142.858
木更津金田	190.477	333.334

大型車

		木更津西ジャンクション
袖ヶ浦		238.096
木更津金田	238.096	476.191

特大車

		木更津西ジャンクション
袖ヶ浦		380.953
木更津金田	428.572	809.524

ネ 第三京浜道路における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額(単位：円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

軽自動車等

		玉川
	京浜川崎	38.257
	都筑	97.381
港北	52.168	149.549
保土ヶ谷	97.381	246.929
		285.186

普通車

		玉川
	京浜川崎	47.821
	都筑	121.726
港北	65.210	186.936
保土ヶ谷	121.726	308.661
		356.482

中型車

			玉 川
	京浜川崎	57. 385	
都 筑	146. 071	213. 889	
港 北	78. 252	224. 323	281. 707
保土ヶ谷	146. 071	213. 889	427. 778

大型車

		玉 川
	京浜川崎	78. 904
都 筑	200. 847	294. 098
港 北	107. 597	308. 444
保土ヶ谷	200. 847	588. 195

特大車

		玉 川
	京浜川崎	131. 507
都 筑	334. 745	490. 163
港 北	179. 328	645. 580
保土ヶ谷	334. 745	980. 325

ナ 首都圏中央連絡自動車道

(イ) あきる野インターチェンジから大栄ジャンクションまでの区間における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じた額を、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

軽自動車等

普通車

中型車

大型車

特大車

ただし、海老名インターチェンジにおいて中日本高速道路株式会社が管理する第一東海自動車道（以下「第一東海自動車道」という。）と連続して通行する場合における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じた額を、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

軽自動車等

	日の出	青梅	入間	狭山日高	圈央鶴ヶ島	鶴ヶ島 ジャパンション	坂戸	川島	桶川北本	桶川加納	白岡菖蒲	久喜白岡 ジャパンション	幸手	五霞	境古河	坂東	常総	つくば西 スマート	つくば中央	つくば ジャapanション	つくば牛久	牛久阿見	阿見東	稻敷	稻敷東	神崎	下総	大栄 ジャパンション
海老名	909.216	1,114.675	1,228.032	1,369.728	1,530.317	1,582.272	1,705.075	1,764.115	1,898.726	2,009.722	2,153.779	2,231.712	2,432.448	2,531.635	2,694.586	2,909.491	3,119.674	3,284.986	3,367.642	3,469.190	3,504.614	3,648.672	3,788.006	3,929.702	4,071.398	4,180.032	4,245.371	4,356.482

普通車

	日の出	青梅	入間	狭山日高	圈央鶴ヶ島	鶴ヶ島 ジャapanション	坂戸	川島	桶川北本	桶川加納	白岡菖蒲	久喜白岡 ジャapanション	幸手	五霞	境古河	坂東	常総	つくば西 スマート	つくば中央	つくば ジャapanション	つくば牛久	牛久阿見	阿見東	稻敷	稻敷東	神崎	下総	大栄 ジャapanション
海老名	1,136.520	1,393.344	1,535.040	1,712.160	1,912.896	1,977.840	2,131.344	2,205.144	2,373.408	2,512.152	2,692.224	2,789.640	3,040.560	3,164.544	3,368.232	3,636.864	3,899.592	4,106.232	4,209.552	4,336.488	4,380.768	4,560.840	4,735.008	4,912.128	5,089.248	5,225.040	5,310.186	5,449.075

中型車

	日の出	青梅	入間	狭山日高	圈央鶴ヶ島	鶴ヶ島 ジャapanション	坂戸	川島	桶川北本	桶川加納	白岡菖蒲	久喜白岡 ジャapanション	幸手	五霞	境古河	坂東	常総	つくば西 スマート	つくば中央	つくば ジャapanション	つくば牛久	牛久阿見	阿見東	稻敷	稻敷東	神崎	下総	大栄 ジャapanション
海老名	1,363.824	1,672.013	1,842.048	2,054.592	2,295.475	2,373.408	2,557.613	2,646.173	2,848.090	3,014.582	3,230.669	3,347.568	3,648.672	3,797.453	4,041.878	4,364.237	4,679.510	4,927.478	5,051.462	5,203.786	5,256.922	5,473.008	5,682.010	5,894.554	6,107.098	6,254.630	6,365.741	6,541.667

大型車

	日の出	青梅	入間	狭山日高	圈央鶴ヶ島	鶴ヶ島 ジャapanション	坂戸	川島	桶川北本	桶川加納	白岡菖蒲	久喜白岡 ジャapanション	幸手	五霞	境古河	坂東	常総	つくば西 スマート	つくば中央	つくば ジャapanション	つくば牛久	牛久阿見	阿見東	稻敷	稻敷東	神崎	下総	大栄 ジャapanション
海老名	1,875.258	2,299.018	2,532.816	2,825.064	3,156.278	3,263.436	3,516.718	3,638.488	3,916.123	4,145.051	4,442.170	4,602.906	5,016.924	5,221.498	5,557.583	6,000.826	6,434.327	6,775.283	6,945.761	7,155.205	7,228.267	7,525.386	7,812.763	8,105.011	8,397.259	8,606.482	8,754.630	8,995.371

特大車

	日の出	青梅	入間	狭山日高	圈央鶴ヶ島	鶴ヶ島 ジャapanション	坂戸	川島	桶川北本	桶川加納	白岡菖蒲	久喜白岡 ジャapanション	幸手	五霞	境古河	坂東	常総	つくば西 スマート	つくば中央	つくば ジャapanション	つくば牛久	牛久阿見	阿見東	稻敷	稻敷東	神崎	下総	大栄 ジャapanション
海老名	3,125.430	3,831.696	4,221.360	4,708.440	5,260.464	5,439.060	5,861.196	6,064.146	6,526.872	6,908.418	7,403.616	7,671.510	8,361.540	8,702.496	9,262.638	10,001.376	10,723.878	11,292.138	11,576.268	11,925.342	12,047.112	12,542.310	13,021.272	13,508.352	13,976.852	14,254.630	14,532.408	14,995.371

(注) 上記のうち、海老名インターチェンジからあきる野インターチェンジまでの区間は、中日本高速道路株式会社の事業に係る区間である。

(ロ) 松尾横芝インターチェンジから木更津ジャンクションまでの区間における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じた額を、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

輕自動車等

								木更津 ジヤンクション	
								木更津東	167.674
						市原鶴舞	328.704	462.874	
				茂原長南	236.112	569.445	670.694		
			茂原長柄 スマート	134.260	375.000	708.334	793.498		
		茂原北	134.260	282.408	523.149	856.482	923.386		
	大網白里 スマート	87.963	236.112	375.000	615.741	949.075	1,003.680		
東金	236.112	328.704	458.334	578.704	791.667	1,078.704	1,180.800		
山武成東	217.593	458.334	550.926	689.815	837.963	1,073.386	1,368.586	1,386.259	
松尾横芝	217.593	439.815	697.891	778.186	908.074	1,030.877	1,238.698	1,533.898	1,551.571

普通車

					木更津 ジョンクション				
					木更津東	209.592			
					市原鶴舞	421.297	578.592		
			茂原長南	282.408	708.334	838.368			
		茂原長柄 スマート	189.815	467.593	902.778	991.872			
	茂原北	189.815	375.000	662.038	1,094.640	1,154.232			
	大網白里 スマート	87.963	282.408	467.593	754.630	1,195.008	1,254.600		
	東金	282.408	375.000	569.445	736.112	995.371	1,365.741	1,476.000	
山武成東	282.408	569.445	662.038	856.482	1,044.456	1,304.232	1,673.232	1,732.824	
松尾横芝	282.408	560.186	834.864	935.232	1,097.592	1,251.096	1,510.872	1,879.872	1,939.464

中型車

								木更津 ジヤンクション
						木更津東	251.510	
				市原鶴舞	523.149	694.310		
				茂原長南	375.000	904.531	1,006.042	
				茂原長柄 スマート	236.112	569.445	1,088.736	1,190.246
				茂原北	236.112	421.297	800.926	1,283.568
				大綱白里 スマート	134.260	375.000	569.445	949.075
				東金	328.704	467.593	662.038	884.260
				山武成東	337.963	671.297	810.186	1,004.630
松尾横芝		337.963		671.297	971.837	1,092.278	1,287.110	1,471.315
								1,783.046
								2,225.846
								2,300.926

大型車

							木更津 ジヤンクション
						木更津東	345.827
					市原鶴舞	708.334	954.677
				茂原長南	467.593	1,187.480	1,383.307
			茂原長柄 スマート	328.704	800.926	1,440.762	1,636.589
		茂原北	328.704	615.741	1,087.963	1,708.656	1,904.483
	大綱白里 スマート	189.815	523.149	800.926	1,265.413	1,874.263	2,070.090
	東金	421.297	615.741	902.778	1,202.093	1,630.723	2,239.573
	山武成東	458.334	884.260	1,078.704	1,372.571	1,625.852	2,054.483
松尾横芝	458.334	914.716	1,280.026	1,445.633	1,713.527	1,966.808	2,395.439
						3,004.289	3,171.297

特大車

									木更津 ジヤンクション
								木更津東	576.378
						市原長南	864.384	1,879.134	2,305.512
					茂原長柄 スマート	467.593	1,286.520	2,301.270	2,727.648
				茂原北	523.149	995.371	1,733.010	2,747.760	3,174.138
		大網白里 スマート	328.704	856.482	1,294.638	2,009.022	3,023.772	3,450.150	
	東金	708.334	1,034.862	1,481.352	1,903.488	2,617.872	3,632.622	4,059.000	
山武成東	773.149	1,465.116	1,741.128	2,187.618	2,609.754	3,324.138	4,338.888	4,765.266	
松尾横芝	718.260	1,424.526	2,033.376	2,309.388	2,755.878	3,178.014	3,892.398	4,907.148	5,333.526

ただし、東金インターチェンジにおいて千葉東金道路と連続して通行する場合における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じた額を、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

軽自動車等

	松尾横芝	山武成東	東金	大網白里 スマート	茂原北	茂原長柄 スマート	茂原長南	市原鶴舞	木更津東	木更津 ジヤンクション
東金	370.771	205.459	—	177.120	257.414	387.302	510.106	717.926	1,013.126	1,180.800

普通車

	松尾横芝	山武成東	東金	大網白里 スマート	茂原北	茂原長柄 スマート	茂原長南	市原鶴舞	木更津東	木更津 ジヤンクション
東金	463.464	256.824	—	221.400	321.768	484.128	637.632	897.408	1,266.408	1,476.000

中型車

	松尾横芝	山武成東	東金	大網白里 スマート	茂原北	茂原長柄 スマート	茂原長南	市原鶴舞	木更津東	木更津 ジヤンクション
東金	556.157	308.189	—	265.680	386.122	580.954	765.158	1,076.890	1,519.690	1,615.741

大型車

	松尾横芝	山武成東	東金	大網白里 スマート	茂原北	茂原長柄 スマート	茂原長南	市原鶴舞	木更津東	木更津 ジヤンクション
東金	764.716	423.760	—	365.310	530.917	798.811	1,052.093	1,480.723	2,089.573	2,236.112

特大車

	松尾横芝	山武成東	東金	大網白里 スマート	茂原北	茂原長柄 スマート	茂原長南	市原鶴舞	木更津東	木更津 ジヤンクション
東金	1,274.526	706.266	—	608.850	884.862	1331.352	1,753.488	2,467.872	3,482.622	4,059.000

③消費税及び地方消費税の転嫁にかかる料金調整措置

- イ 対距離制区間の消費税率を乗じた額が10,000円を超える場合は、①イ(ハ)ハ)の規定にかかるわらず、対距離制区間の消費税率を乗じた額を切り捨てにより、100円単位の端数処理を行った額を適用するものとする。
- ロ 別表4の(A)に掲げるインターチェンジ相互間、①イ(ハ)ホ)C(A)に掲げる区間、均一制区間又は②ハ若しくはヲに掲げる高速道路のうち、令和元年9月30日以前に供用されている区間について、①イ(ハ)ホ)、①ロ又は②に定める方法により算出した料金の額と、令和元年9月30日時点の料金の額(以下「従前の額」という。)との差額が20円以上となる場合には、従前の額を1.08で除した額に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額を上限とする。

④料金算定の特例

イ 複数経路の場合

(イ) インターチェンジ相互間の経路が複数ある場合の料金の額は、複数経路のうち最も短い経路のキロ程と他の経路のキロ程を比べ、2倍を超える経路(以下「倍超経路」という。)を走行した場合には走行経路に基づき①、②及び③に定める方法により算出した額とし、2倍以内の経路を走行した場合には各経路毎に算出した額((3)⑥、⑩又は⑫に定める割引が適用される場合は、当該割引適用後の料金の額)のうち最も低い額とする。

なお、各経路毎の距離比は、別表3及び別表5に定めるキロ程により算出するものとする。

(ロ) 甲インターチェンジと乙インターチェンジの間(東京外環自動車道又は首都高速道路株式会社が管理する道路が介在する場合を含む。また、ここでいう甲インターチェンジ及び乙インターチェンジは東京外環自動車道及び首都高速道路株式会社が管理する道路のインターチェンジを含まない。以下(ロ)において同じ。)に、次表の(A)に掲げる接続部相互間を経由し東京外環自動車道を連続して通行することが可能な経路(首都高速道路株式会社が管理する道路を通行する場合を除く。以下「東京外環自動車道経路」という。)又は次表の(B)に掲げる接続部相互間を経由し首都高速道路株式会社が管理する道路を連続して通行することが可能な経路(以下「首都高速道路経路」という。)があり、かつ、次表の(C)に定める方法により通行する場合(E T C車に限る。ただし、東京外環自動車道の新倉パーキングエリア(以下「新倉PA」という。)で転回する場合を除く。)における甲インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の料金の額のうち次のイ)からハ)に該当する場合の料金の額は、その定める方法により適用した額とする。ただし、甲インターチェンジと乙インターチェンジの間において重複する地点を走行した

場合及び甲インターチェンジと（A）若しくは（B）に掲げる接続部の間又は（A）若しくは（B）に掲げる接続部と乙インターチェンジの間における倍超経路を走行した場合並びに甲インターチェンジと乙インターチェンジの間（東京外環自動車道及び首都高速道路株式会社が管理する道路が介在する場合を除く）において倍超経路を走行した場合を除く。また、東京外環自動車道経路を走行した場合は、甲インターチェンジと乙インターチェンジの間における首都圏中央連絡自動車道等経路（東京外環自動車道経路及び首都高速道路経路以外の経路をいう。以下同じ。）のうち首都圏中央連絡自動車道を含む経路の中でキロ程の最も短い経路が倍超経路となる場合を除く。

なお、イ)からハ)に掲げる、首都圏中央連絡自動車道等経路の料金の額、東京外環自動車道経路の料金の額、首都高速道路経路の料金の額は、次のとおり算出した料金の額をいう。

首都圏中央連絡自動車道等経路の料金の額：

①、②、③及び④イ（イ）に定める方法により算出（（3）③から⑥まで又は⑩から⑫までに定める割引が適用される場合は、当該割引を適用し算出）した、甲インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額とする。

東京外環自動車道経路の料金の額：

①、②、③及び④イ（イ）に定める方法により算出（（3）③から⑥まで又は⑩から⑫までに定める割引が適用される場合は、当該割引を適用し算出）した、当該経路における甲インターチェンジと（A）に掲げる接続部相互間の1回の通行に係る料金の額、①ハに定める料金の額及び（A）に掲げる接続部と乙インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額を合算した額とする。

首都高速道路経路の料金の額：

①、②、③及び④イ（イ）に定める方法により算出（（3）③から⑥まで又は⑩から⑫までに定める割引が適用される場合は、当該割引を適用し算出）した、当該経路における甲インターチェンジと（B）に掲げる接続部相互間の1回の通行に係る料金の額並びに①ハに定める料金の額並びに首都高速道路株式会社が道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第3条に基づく国土交通大臣の許可を受けた料金の額及び割引制度（以下「首都高速道路株式会社が管理する道路の料金の額」という。）を適用して（この場合、適用する割引制度は、上限料金の引下げに係る割引及び深夜割引に限る。）算出した額並びに（B）に掲げる接続部と乙インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額を合算した額とする。

(A)
東京外環自動車道と東北自動車道との接続部
東京外環自動車道と関越自動車道との接続部
東京外環自動車道と常磐自動車道との接続部
東京外環自動車道と東関東自動車道との接続部

(B)

東京外環自動車道と埼玉県道高速板橋戸田線との接続部
東京外環自動車道及び東北自動車道と埼玉県道高速葛飾川口線との接続部
東京外環自動車道及び常磐自動車道と埼玉県道高速足立三郷線との接続部
東京外環自動車道及び東関東自動車道と千葉県道高速湾岸線との接続部
京葉道路と都道首都高速 7 号線との接続部（ただし、京葉道路のうち京葉ジャンクションから宮野木ジャンクションまでの区間の一部又は全部を通行する場合を除く。）
中日本高速道路株式会社が管理する中央自動車道富士吉田線（以下「中央自動車道富士吉田線」という。）と都道首都高速 4 号線との接続部
第一東海自動車道と都道首都高速 3 号線との接続部

(C)

東北自動車道、東京外環自動車道、関越自動車道の順に連続して通行する場合は、東北自動車道と東京外環自動車道を 1 時間以内に通行し、東京外環自動車道と関越自動車道を 1 時間以内に通行するものとする。
東北自動車道、東京外環自動車道、常磐自動車道の順に連続して通行する場合は、東北自動車道と東京外環自動車道を 1 時間以内に通行し、東京外環自動車道と常磐自動車道を 1 時間以内に通行するものとする。
東北自動車道、東京外環自動車道、東関東自動車道の順に連続して通行する場合は、東北自動車道と東京外環自動車道を 1 時間以内に通行し、東京外環自動車道と東関東自動車道を 1 時間以内に通行するものとする。
関越自動車道、東京外環自動車道、東北自動車道の順に連続して通行する場合は、関越自動車道と東京外環自動車道を 1 時間以内に通行し、東京外環自動車道と東北自動車道を 1 時間以内に通行するものとする。
関越自動車道、東京外環自動車道、常磐自動車道の順に連続して通行する場合は、関越自動車道と東京外環自動車道を 1 時間以内に通行し、東京外環自動車道と常磐自動車道を 1 時間以内に通行するものとする。
関越自動車道、東京外環自動車道、東関東自動車道の順に連続して通行する場合は、関越自動車道と東京外環自動車道を 1 時間以内に通行し、東京外環自動車道と東関東自動車道を 1 時間以内に通行するものとする。
常磐自動車道、東京外環自動車道、東北自動車道の順に連続して通行する場合は、常磐自動車道と東京外環自動車道を 1 時間以内に通行し、東京外環自動車道と東北自動車道を 1 時間以内に通行するものとする。
常磐自動車道、東京外環自動車道、関越自動車道の順に連続して通行する場合は、常磐自動車道と東京外環自動車道を 1 時間以内に通行し、東京外環自動車道と関越自動車道を 1 時間以内に通行するものとする。
常磐自動車道、東京外環自動車道、東関東自動車道の順に連続して通行する場合は、常磐自動車道と東京外環自動車道を 1 時間以内に通行し、東京外環自動車道と東関東自動車道を 1 時間以内に通行するものとする。
東関東自動車道、東京外環自動車道、東北自動車道の順に連続して通行する場合は、東関東自動車道と東京外環自動車道を 1 時間以内に通行し、東京外環自動車道と東北自動車道を 1 時間以内に通行するものとする。
東関東自動車道、東京外環自動車道、関越自動車道の順に連続して通行する場合は、東関東自動車道と東京外環自動車道を 1 時間以内に通行し、東京外環自動車道と関越自動車道を 1 時間以内に通行するものとする。
東関東自動車道、東京外環自動車道、常磐自動車道の順に連続して通行する場合は、東関東自動車道と東京外環自動車道を 1 時間以内に通行し、東京外環自動車道と常磐自動車道を 1 時間以内に通行するものとする。

イ) 甲インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の複数経路のうち首都圏中央連絡自動車道等経路の料金の額が最も低い額となる場合

　首都圏中央連絡自動車道等経路の料金の額を東京外環自動車道経路の料金の額に適用するものとする。

ロ) 甲インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の複数経路のうち東京外環自動車道経路が最も低い額となる場合

　東京外環自動車道経路の料金の額を首都圏中央連絡自動車道等経路の料金の額に適用するものとする。

ハ) 甲インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の複数経路のうち首都高速道路経路が最も低い額となる場合

　首都高速道路経路の料金の額を首都圏中央連絡自動車道等経路の料金の額及び東京外環自動車道経路の料金の額に適用するものとする。

ロ 周回走行の場合

ループ内の周回走行が確定した場合の料金の額は、次の計算式により算出するものとする。

$$(A + P) \times C$$

(注) この式において、A、P、Cは、それぞれ次の値を表すものとする。

A : ①イ (ハ) イ Cのキロ程に基づき①及び③に定める方法により算出された額（単位：円）

P : 仙台東部道路、仙台南部道路、京葉道路、仙塩道路、仙台北部道路、千葉東金道路又は首都圏中央連絡自動車道の料金の額（単位：円）

C : 周回走行回数

⑤料金調整

イ 通行止めに伴う料金調整

対距離制区間、区間料金制区間（ETC車に限る。）及び一般有料道路において、最初に流入したインターチェンジをAインターチェンジ、通行止めによって連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となる途中流出インターチェンジをBインターチェンジ、途中流出後、当該迂回経路の終点となる再流入インターチェンジをCインターチェンジ、再流入した後の最終流出インターチェンジをDインターチェンジとし、通行止めによって連続した利用が不可能となったことを理由としてA、B、C各インターチェンジの走行により迂回走行した自動車が、順方向に走行し、Dインターチェンジにおいて通行止めによる迂回走行の事実を示した場合の料金の額については、再流入後に利用したCインターチェンジからDインターチェンジまでの区間の料金の額について、全車種を対象として、次の算式により算出する額に料金調整する。（次の（イ）及び（ロ）に該当する場合は除く。）

ただし、料金調整後の料金の額が0円を下回る場合には、当該CインターチェンジからDインターチェンジまでの区間の料金については徴収しないものとして取扱う。（以下同じ。）なお、当該途中流出前又は再流入後に、山形自動車道の湯殿山インターチェンジから日本海東北自動車道

の酒田みなとインターチェンジまでの区間、横浜新道、京葉道路のうち江戸川区一之江町（起点）から習志野市鷺沼（幕張インターチェンジ）までの区間、東京湾アクアライン又は第三京浜道路の一部若しくは全部を走行する場合の再流入後の料金の額については、料金調整を行わない。

$$AD - (BD - CD) - AB$$

(イ) 通行止めによって連続した利用が不可能となったことを理由として、本来利用を意図していた路線の最終流出インターチェンジでの流出を行う代わりに、AインターチェンジからBインターチェンジ区間の走行方向の逆方向に存在するジャンクションでのみ接続される、本来利用を意図していた路線の代替路線を走行し、当該代替路線における最終流出インターチェンジ（以下「D'インターチェンジ」という。）において流出を行う場合全車種を対象として、次の算式により算出する額に料金調整する。

$$|AD' - BD'| + CD' - AB$$

(ロ) 後志自動車道の全区間及び札樽自動車道の小樽インターチェンジから札幌西インターチェンジまでの区間の一部又は全部を走行する場合全車種を対象として、CインターチェンジからDインターチェンジまでの区間の料金の額から、一律150円((3)③、⑥又は⑬で定める割引が適用される場合は、150円に当該割引率を乗じた額とする。)に消費税率を乗じ、四捨五入による10円単位の端数処理を行った額を控除した額に料金調整する。

(注1) 上記の算式において、AB、AD、BD、CD、AD'、BD'はそれぞれ次の数值を表すものとする。

AB : AインターチェンジからBインターチェンジまでの区間について、①、②、③、④及び⑤により算出した料金の額（単位：円）

AD : AインターチェンジからDインターチェンジまでの区間について、①、②、③、④及び⑤により算出した料金の額（単位：円）

BD : BインターチェンジからDインターチェンジまでの区間について、①、②、③、④及び⑤により算出した料金の額（単位：円）

CD : CインターチェンジからDインターチェンジまでの区間について、①、②、③、④及び⑤により算出した料金の額（単位：円）

AD' : AインターチェンジからD'インターチェンジまでの区間について、①、②、③、④及び⑤により算出した料金の額（単位：円）

BD' : BインターチェンジからD'インターチェンジまでの区間について、①、②、③、④及び⑤により算出した料金の額（単位：円）

CD' : CインターチェンジからD'インターチェンジまでの区間について、①、②、③、④及び⑤により算出した料金の額（単位：円）

(注2) AD - (BD - CD) - ABによる料金調整において、BD < CDとなる場合については、AD - ABにより算出した額により料金調整を行う。

□ 特定更新工事、集中工事等に伴う料金調整

(イ) 北陸自動車道における特定更新等工事に伴う料金調整

イ) 料金調整をする自動車

ニ) に定める指定インターチェンジのうち、いずれかの指定インターチェンジを午前6時から午後10時までの間に流出し、指定インターチェンジ流出後2時間以内に同一のインターチェンジまたは順方向に存在する指定インターチェンジから再流入し、かつ、順方向に走行（以下「迂回走行」という。）するETC車。

ロ) 料金調整した後の料金の額

本料金調整を適用した後の料金の額は、イ) に定める自動車がニ) に定めるインターチェンジで流出及び再流入せず、連続して走行した場合の料金と同額とする。ただし、迂回走行した場合の料金の額が、本料金調整を適用した後の料金の額を上回る場合に限る。

ハ) 実施する期間

令和3年5月11日から同年7月16日まで及び同年8月24日から同年10月28日までの間のうち、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に定める休日（以下「休日」という。）。

ニ) 指定インターチェンジ

北陸自動車道の三条燕インターチェンジ、栄スマートインターチェンジ及び中之島見附インターチェンジ。

ホ) 割引相互間の適用関係

本料金調整を適用した後の料金の額に、1. (3) に定める割引を適用するものとする。

(3) 割引制度

①マイレージ割引

イ 割引をする自動車

E T C クレジットカード又はE T C パーソナルカード（東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための東日本高速道路株式会社への登録がなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（E T C システムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）。

ロ 割引率等

(イ) ポイントの付与

イ) 料金の額10円毎に1ポイントを東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより付与するものとする。

(ロ) ポイントによる割引

東日本高速道路株式会社が別に定める期間内にカード毎に付与されたポイントの累計数（東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより他の会社等が一のカードに付与したポイントと合算して計算する。）に応じて、次表に掲げる額を還元する。

ポイントの累計数	還元額
1,000ポイント	500円分
3,000ポイント	2,500円分
5,000ポイント	5,000円分

②大口・多頻度割引

イ 割引をする自動車

E T C コードカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（E T C システムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車（首都圏中央連絡自動車道はE T C 2.0車）に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）。

上記にいう「E T C 2.0車」は、E T C 車のうち、一般財団法人 I T S サービス高度化機構が定めるE T C 2.0車載器D S R C部使用規程第1条に規定する車載器D S R C部を使用し、国土交通省、6会社、名古屋高速道路公社、福岡北九州高速道路公社及び広島高速道路公社（以下「国等」という。）が定める車載器のI D付きプローブ情報の利用及び取り扱い方針（以下「方針」という。）に基づき、国等に方針1.(1)に規定する車載器のI D付きプローブ情報の提供を行う自動車をいう（以下同じ。）。

ロ 割引率

(イ) 車両単位割引

イ) 高速国道

コードカード契約に基づく利用者の自動車1台毎の月間利用額（中日本高速道路株式会社

又は西日本高速道路株式会社（以下「2会社」という。）が管理する高速自動車国道における自動車1台毎の月間利用額と合算して計算する。）に対し、次表の割引率を適用する。

月間利用額	割引率
5千円を超える部分	10パーセント
1万円を超える部分	20パーセント
3万円を超える部分	30パーセント

ただし、平成26年4月1日から令和8年3月31日までの間（平成29年1月1日から平成31年3月31日までの間はETC2.0車に、平成31年4月1日から令和8年3月31日までの間は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条に定める自動車検査証において道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第35条の3第1項第11号について事業用と区別又は道路運送車両法施行規則第63条の2に定める軽自動車届出済証において事業用と区別されているETC2.0車（以下「事業用ETC2.0車」という。）に限る。）については、次表の割引率を適用する。

月間利用額	割引率
5千円を超える部分	20パーセント
1万円を超える部分	30パーセント
3万円を超える部分	40パーセント

ロ) 京葉道路、東京湾アクアライン及び首都圏中央連絡自動車道

コーポレート契約に基づく利用者の自動車1台毎の月間利用額（中日本高速道路株式会社が管理する一般国道1号（新湘南バイパス）及び一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）（茅ヶ崎市から海老名市門沢橋まで及び海老名市中新田からあきる野市まで（あきる野インターチェンジを含まない。））（以下「新湘南バイパス等」という。）における自動車1台毎の月間利用額と合算して計算する。）に対し、次表の割引率を適用する。

月間利用額	割引率
5千円を超える部分	10パーセント
1万円を超える部分	20パーセント
3万円を超える部分	30パーセント

ただし、京葉道路及び東京湾アクアラインは、平成26年4月1日から令和8年3月31日までの間（平成29年1月1日から平成31年3月31日までの間はETC2.0車に、平成31年4月1日から令和8年3月31日までの間は事業用ETC2.0車に限る。）、首都圏中央連絡自動車道は、平成28年4月1日から令和8年3月31日までの間（平成31年4月1日から令和8年3月31日までの間は事業用ETC2.0車に限る。）について、次表の割引率を適用する。

月間利用額	割引率
5千円を超える部分	20パーセント
1万円を超える部分	30パーセント
3万円を超える部分	40パーセント

(ロ) 契約単位割引

イ) 高速国道

コーポレート契約に基づく利用者の月間利用額（2会社が管理する高速自動車国道の月間利用額と合算して計算する。）の合計が500万円を超える場合、かつ、利用者の自動車1台当たりの月間平均利用額（2会社が管理する高速自動車国道の自動車1台毎の月間利用額と合算して計算する。）が3万円を超える場合には、利用者の月間利用額の合計に対し、10パーセントの割引を行う。

ロ) 京葉道路、東京湾アクアライン及び首都圏中央連絡自動車道

コーポレート契約に基づく利用者の月間利用額（新湘南バイパス等の月間利用額と合算して計算する。）の合計が500万円を超える場合、かつ、利用者の自動車1台当たりの月間平均利用額（新湘南バイパス等の自動車1台毎の月間利用額と合算して計算する。）が3万円を超える場合には、利用者の月間利用額の合計に対し、5パーセントの割引を行う。

③深夜割引

イ 割引をする自動車

午前0時から午前4時までの間に、高速国道又は別表6に掲げる高速道路（Dに掲げる高速道路を除く。）を通行するETC車。

ロ 割引率等

割引率は30パーセントとし、高速国道の通行料金及び別表6に掲げる高速道路（Dに掲げる高速道路を除く。）の通行料金に適用する。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間、均一制区間、区間料金制区間又は別表6に掲げる各高速道路（Dに掲げる高速道路を除く。）の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

④平日朝夕割引

イ 割引をする自動車

①イに掲げる自動車のうち、高速国道又は別表6のうちA、B若しくはC（久喜白岡ジャンクションから木更津ジャンクションまでの区間に限る。）に掲げる高速道路を通行し（大都市近郊区間のみの通行又は区間料金制区間の通行を除く。）、かつ、休日以外の日（以下「平日」という。）の午前6時から午前9時までの間又は平日の午後5時から午後8時までの間に料金所を通行する自動車。

ただし、本割引（2会社及び宮城県道路公社が適用する本割引を含む。）の適用を受けた後、当該割引の適用を受けた同一の時間帯（午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間をいう。）に再度当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して料金所を通行する場合を除く。

なお、次表に掲げる場合についての本割引の適用回数は1回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて1回とする。

連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に均一制区間、区間料金制区間又は東京湾アクアラインを含む場合。

東北自動車道と米沢南陽道路を、福島ジャンクションを経由し連続して通行する場合。

山形自動車道を月山インターチェンジと湯殿山インターチェンジを経由し連続して通行する場合。

口 割引率等

料金の額から、カード毎の月間適用回数（2会社及び宮城県道路公社が一のカードに適用する本割引の適用回数と合算して計算する。以下「月間適用回数」という。）並びに普通区間及び関越特別区間のキロ程と別表6のうちA又はC（久喜白岡ジャンクションから木更津ジャンクションまでの区間に限る。）に掲げる各高速道路のキロ程とを合算したキロ程（以下「平日朝夕割引適用区間のキロ程」という。なお、距離の算出に当たっては、別表3に定めるインターチェンジ相互間のキロ程及び別表5に定める一般有料道路のキロ程を用いるものとする。以下同じ。）等に応じて、次により算出した額を差し引いた額を東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより還元する。ただし、月間適用回数が4回以下の場合を除く。

(イ) 平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートル以内の区間等

対距離制区間、均一制区間又は別表6のうちA、B若しくはC（久喜白岡ジャンクションから木更津ジャンクションまでの区間に限る。）に掲げる各高速道路の別に、次式の率を乗じて算出した額とし、それぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。ただし、(ロ)又は(ハ)を適用する場合を除く。

$$100-W \text{ (単位:パーセント)}$$

(注) 上記式においてWは、次の数値を表すものとする。

W：月間適用回数が5回から9回までの場合は30。月間適用回数が10回以上の場合
は50。

ただし、走行する区間に首都圏中央連絡自動車道の白岡菖蒲インターチェンジから幸手インターチェンジまでの間が介在する場合は、別表6のうちCに掲げる高速道路においてのみ、次式により算出した額とし、当該算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

$$X \times Y \div (Y+Z) \times (1 - W \div 100) + X \times Z \div (Y+Z)$$

(注) 上記式においてX、Y、Zは、それぞれ次の数値を表すものとする。

X：首都圏中央連絡自動車道のあきる野インターチェンジから木更津ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Y：首都圏中央連絡自動車道の久喜白岡ジャンクションから木更津ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Z：首都圏中央連絡自動車道のあきる野インターチェンジから久喜白岡ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

(ロ) 平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートルを超える区間

対距離制区間又は別表6のうちA若しくはC（久喜白岡ジャンクションから木更津ジャンクションまでの区間に限る。）に掲げる各高速道路の別に、次式の率を乗じて算出することとし、それぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。ただし、(ハ)を適用する場合を除く。

$$(L + L'1 + L'2 - W) \div (L + L'1 + L'2) \times 100 \text{ (単位:パーセント)}$$

(注) 上記式においてL、L'1、L'2及びWは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L：普通区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'1：関越特別区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'2：別表6のうちA又はC（久喜白岡ジャンクションから木更津ジャンクションまでの

区間に限る。) に掲げる高速道路のキロ程 (単位 : キロメートル)

W : 月間適用回数が 5 回から 9 回までの場合は 30。月間適用回数が 10 回以上の場合は 50。

ただし、走行する区間に首都圏中央連絡自動車道の白岡菖蒲インターチェンジから幸手インターチェンジまでの間が介在する場合は、別表 6 のうち C に掲げる高速道路においてのみ、次式により算出した額とし、当該算出額に 10 円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10 円単位の端数処理を行うこととする。

$$X \times Y \div (Y + Z) \times (L + L'1 + L'2 - W) \div (L + L'1 + L'2) + X \times Z \div (Y + Z)$$

(注) 上記式において X、Y、Z は、それぞれ次の数値を表すものとする。

X : 首都圏中央連絡自動車道のあきる野インターチェンジから木更津ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額 (単位 : 円)

Y : 首都圏中央連絡自動車道の久喜白岡ジャンクションから木更津ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額 (単位 : 円)

Z : 首都圏中央連絡自動車道のあきる野インターチェンジから久喜白岡ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額 (単位 : 円)

(ハ) 対距離制区間の一部に大都市近郊区間を含む区間

イ) 平日朝夕割引適用区間のキロ程が 100 キロメートル以内の区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、平日朝夕割引適用区間のキロ程が 100 キロメートル以内である場合は、下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、(イ) に定めるところにより (この場合、ただし書きは適用しない。) 算出した額を下回る場合には、(イ) の定めにより算出した額とする。

$$(a \times ((L R + L'1 R'1) \times (1 - W \div 100) + L'2 R'2) + 150 \times (1 - W \div 100)) \times t + P \times (1 - W \div 100) + P'$$

ただし、上記式において、 $(a \times ((L R + L'1 R'1) \times (1 - W \div 100) + L'2 R'2) + 150 \times (1 - W \div 100)) \times t$ 又は $P \times (1 - W \div 100)$ の別に 10 円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10 円単位の端数処理を行うこととする。

(注) 上記式において a、L、L'1、L'2、P、P'、R、R'1、R'2、W 及び t は、それぞれ次の数値を表すものとする。

a : 対距離制区間のキロ程が 100 キロメートル以下の場合は 1。対距離制区間のキロ程が 100 キロメートルを超える 200 キロメートル以下の場合は、25 を対距離制区間のキロ程 (単位 : キロメートル) で除し、0.75 を加算した値。

L : 普通区間のキロ程 (単位 : キロメートル)

L'1 : 関越特別区間のキロ程 (単位 : キロメートル)

L'2 : 大都市近郊区間のキロ程 (単位 : キロメートル)

P : 別表 6 のうち A 又は C (久喜白岡ジャンクションから木更津ジャンクションまでの区間に限る。) に掲げる高速道路の料金の額 (単位 : 円)

P' : 別表 6 のうち C (あきる野インターチェンジから久喜白岡ジャンクションまでの区間に限る。) 又は D に掲げる高速道路の料金の額 (単位 : 円)

R : 普通区間の 1 キロメートル当たりの料金の額 (単位 : 円)

R'1 : 関越特別区間の 1 キロメートル当たりの料金の額 (単位 : 円)

R'2 : 大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

W : 月間適用回数が5回から9回までの場合は30。月間適用回数が10回以上の場合は50。

t : 消費税率

ただし、走行する区間に首都圏中央連絡自動車道の白岡菖蒲インターチェンジから幸手インターチェンジまでの間を介在する場合は、別表6のうちCに掲げる高速道路においてのみ、上記式の $P \times (1 - W \div 100) + P'$ を次式に読み替えるものとする。

$$X \times Y \div (Y + Z) \times (1 - W \div 100) + X \times Z \div (Y + Z)$$

(注) 上記式においてX、Y、Zは、それぞれ次の数値を表すものとする。

X : 首都圏中央連絡自動車道のあきる野インターチェンジから木更津ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Y : 首都圏中央連絡自動車道の久喜白岡ジャンクションから木更津ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Z : 首都圏中央連絡自動車道のあきる野インターチェンジから久喜白岡ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

ロ) 平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートルを超える区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートルを超える場合は、下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、(ロ)に定めるところにより（この場合、ただし書きは適用しない。）算出した額を下回る場合には、(ロ)の定めにより算出した額とする。

$$(a \times ((L R + L'1 R'1) \times d + L'2 R'2) + 150 \times d) \times t + P \times d + P'$$

ただし、上記式において、 $(a \times ((L R + L'1 R'1) \times d + L'2 R'2) + 150 \times d) \times t$ 又は $P \times d$ の別に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

(注) 上記式においてa、d、L、L'1、L'2、P、P'、R、R'1、R'2及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

a : 対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超える場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値。

d : (ロ)に定める計算式により算出した値を100で除した値

L : 山形自動車道の笛谷インターチェンジから関沢インターチェンジまでの区間を除く普通区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'1 : 関越特別区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'2 : 大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）

P : (2) ①イ (ハ) ホ) C (A) に定める料金の額又は別表6のうちA若しくはC（久喜白岡ジャンクションから木更津ジャンクションまでの区間に限る。）に掲げる高速道路の料金の額（単位：円）

P' : 別表6のうちC（あきる野インターチェンジから久喜白岡ジャンクションまでの区

間に限る。) 又はDに掲げる高速道路の料金の額 (単位 : 円)

R : 普通区間の 1 キロメートル当たりの料金の額 (単位 : 円)

R'1 : 関越特別区間の 1 キロメートル当たりの料金の額 (単位 : 円)

R'2 : 大都市近郊区間の 1 キロメートル当たりの料金の額 (単位 : 円)

t : 消費税率

ただし、走行する区間に首都圏中央連絡自動車道の白岡菖蒲インターチェンジから幸手インターチェンジまでの間を介在する場合は、別表 6 のうち C に掲げる高速道路においてのみ、上記式の $P \times d + P'$ を次式に読み替えるものとする。

$$X \times Y \div (Y + Z) \times d + X \times Z \div (Y + Z)$$

(注) 上記式において X、Y、Z は、それぞれ次の数値を表すものとする。

X : 首都圏中央連絡自動車道のあきる野インターチェンジから木更津ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額 (単位 : 円)

Y : 首都圏中央連絡自動車道の久喜白岡ジャンクションから木更津ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額 (単位 : 円)

Z : 首都圏中央連絡自動車道のあきる野インターチェンジから久喜白岡ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額 (単位 : 円)

⑤平日朝夕割引 (コーポレート契約)

イ 割引をする自動車

②イに掲げる自動車のうち、高速国道又は別表 6 のうち A、B 若しくは C (久喜白岡ジャンクションから木更津ジャンクションまでの区間に限る。) に掲げる高速道路を通行し (大都市近郊区間のみの通行又は区間料金制区間の通行を除く。)、かつ、平日の午前 6 時から午前 9 時までの間又は平日の午後 5 時から午後 8 時までの間に料金所を通行する自動車。

ただし、本割引 (2 会社及び宮城県道路公社が実施する平日朝夕割引 (コーポレート契約) を含む。) の適用を受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯 (午前 6 時から午前 9 時までの間又は午後 5 時から午後 8 時までの間をいう。) に再度当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して料金所を通行する場合を除く。

なお、④イの表に掲げる場合についての本割引の適用回数は 1 回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて 1 回とする。

ロ 割引率等

本割引適用後の料金の額は、カード毎の月間適用回数 (2 会社及び宮城県道路公社が一のカードに適用する本割引の適用回数と合算して計算する。以下「月間適用回数 (コーポレート契約)」という。) 及び平日朝夕割引適用区間のキロ程等に応じて、次のとおり、算出する。

(イ) 平日朝夕割引適用区間のキロ程が 100 キロメートル以内の区間等

対距離制区間、均一制区間又は別表 6 のうち A、B 若しくは C (久喜白岡ジャンクションから木更津ジャンクションまでの区間に限る。) に掲げる各高速道路の別に、次式の率を乗じて算出した額とし、それぞれの算出額に 10 円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10 円単位の端数処理を行うこととする。ただし、(ロ) 又は (ハ) を適用する場合を除く。

$$100 - W \text{ (単位 : パーセント)}$$

(注) 上記式において W は、次の数値を表すものとする。

W : 月間適用回数（コーポレート契約）が1回から4回までの場合は0。

月間適用回数（コーポレート契約）が5回から9回までの場合は30。

月間適用回数（コーポレート契約）が10回以上の場合は50。

ただし、走行する区間に首都圏中央連絡自動車道の白岡菖蒲インターチェンジから幸手インターチェンジまでの間が介在する場合は、別表6のうちCに掲げる高速道路においてのみ、次式により算出した額とし、当該算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

$$X \times Y \div (Y + Z) \times (1 - W \div 100) + X \times Z \div (Y + Z)$$

(注) 上記式においてX、Y、Zは、それぞれ次の数値を表すものとする。

X : 首都圏中央連絡自動車道のあきる野インターチェンジから木更津ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Y : 首都圏中央連絡自動車道の久喜白岡ジャンクションから木更津ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Z : 首都圏中央連絡自動車道のあきる野インターチェンジから久喜白岡ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

(ロ) 平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートルを超える区間

対距離制区間又は別表6のうちA若しくはC（久喜白岡ジャンクションから木更津ジャンクションまでの区間に限る。）に掲げる各高速道路の別に、次式の率を乗じて算出することとし、それぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。ただし、(ハ)を適用する場合を除く。

$$(L + L'1 + L'2 - W) \div (L + L'1 + L'2) \times 100 \text{ (単位: パーセント)}$$

(注) 上記式においてL、L'1、L'2及びWは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L : 普通区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'1 : 関越特別区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'2 : 別表6のうちA又はC（久喜白岡ジャンクションから木更津ジャンクションまでの区間に限る。）に掲げる高速道路のキロ程（単位：キロメートル）

W : 月間適用回数（コーポレート契約）が1回から4回までの場合は0。

月間適用回数（コーポレート契約）が5回から9回までの場合は30。

月間適用回数（コーポレート契約）が10回以上の場合は50。

ただし、走行する区間に首都圏中央連絡自動車道の白岡菖蒲インターチェンジから幸手インターチェンジまでの間を介在する場合は、別表6のうちCに掲げる高速道路においてのみ、次式により算出した額とし、当該算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

$$X \times Y \div (Y + Z) \times (L + L'1 + L'2 - W) \div (L + L'1 + L'2) + X \times Z \div (Y + Z)$$

(注) 上記式においてX、Y、Zは、それぞれ次の数値を表すものとする。

X : 首都圏中央連絡自動車道のあきる野インターチェンジから木更津ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Y : 首都圏中央連絡自動車道の久喜白岡ジャンクションから木更津ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Z : 首都圏中央連絡自動車道のあきる野インターチェンジから久喜白岡ジャンクションま

での間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

(ハ) 対距離制区間の一部に大都市近郊区間を含む区間

イ) 平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートル以内の区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートル以内である場合は、下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、(イ)に定めるところにより（この場合、ただし書きは適用しない。）算出した額を下回る場合には、(イ)の定めにより算出した額とする。

$$(a \times ((L R + L' 1 R' 1) \times (1 - W \div 100) + L' 2 R' 2) + 150 \times (1 - W \div 100)) \times t + P \times (1 - W \div 100) + P'$$

ただし、上記式において、 $(a \times ((L R + L' 1 R' 1) \times (1 - W \div 100) + L' 2 R' 2) + 150 \times (1 - W \div 100)) \times t$ 又は $P \times (1 - W \div 100)$ の別に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

(注) 上記式において a、L、L'1、L'2、P、P'、R、R'1、R'2、W及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

a : 対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超える場合は、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75を加算した値。

L : 普通区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'1 : 関越特別区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'2 : 大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）

P : 別表6のうちA又はC（久喜白岡ジャンクションから木更津ジャンクションまでの区間に限る。）に掲げる高速道路の料金の額（単位：円）

P' : 別表6のうちC（あきる野インターチェンジから久喜白岡ジャンクションまでの区間に限る。）又はDに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）

R : 普通区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

R'1 : 関越特別区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

R'2 : 大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

W : 月間適用回数（コーポレート契約）が1回から4回までの場合は0。

月間適用回数（コーポレート契約）が5回から9回までの場合は30。

月間適用回数（コーポレート契約）が10回以上の場合は50。

t : 消費税率

ただし、走行する区間に首都圏中央連絡自動車道の白岡菖蒲インターチェンジから幸手インターチェンジまでの間を介在する場合は、別表6のうちCに掲げる高速道路においてのみ、上記式の $P \times (1 - W \div 100) + P'$ を次式に読み替えるものとする。

$$X \times Y \div (Y + Z) \times (1 - W \div 100) + X \times Z \div (Y + Z)$$

(注) 上記式においてX、Y、Zは、それぞれ次の数値を表すものとする。

X : 首都圏中央連絡自動車道のあきる野インターチェンジから木更津ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Y : 首都圏中央連絡自動車道の久喜白岡ジャンクションから木更津ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Z : 首都圏中央連絡自動車道のあきる野インターチェンジから久喜白岡ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

ロ) 平日朝夕割引適用区間のキロ程が 100 キロメートルを超える区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、平日朝夕割引適用区間のキロ程が 100 キロメートルを超える場合は、下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、(ロ) に定めるところにより（この場合、ただし書きは適用しない。）算出した額を下回る場合には、(ロ) の定めにより算出した額とする。

$$(a \times ((L R + L' 1 R' 1) \times d + L' 2 R' 2) + 150 \times d) \times t + P \times d + P'$$

ただし、上記式において、 $(a \times ((L R + L' 1 R' 1) \times d + L' 2 R' 2) + 150 \times d) \times t$ 又は $P \times d$ の別に 10 円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10 円単位の端数処理を行うこととする。

(注) 上記式において a、d、L、L'1、L'2、P、P'、R、R'1、R'2 及び t は、それぞれ次の数値を表すものとする。

a : 対距離制区間のキロ程が 100 キロメートル以下の場合は 1。対距離制区間のキロ程が 100 キロメートルを超え、200 キロメートル以下の場合は、25 を対距離制区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75 を加算した値。対距離制区間が 200 キロメートルを超える場合は、35 を対距離制区間のキロ程で除し、0.7 を加算した値。

d : (ロ) に定める計算式により算出した値を 100 で除した値

L : 山形自動車道の笛谷インターチェンジから関沢インターチェンジまでの区間を除く普通区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'1 : 関越特別区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'2 : 大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）

P : (2) ①イ (ハ) ホ) C (A) に定める料金の額又は別表 6 のうち A 若しくは C (久喜白岡ジャンクションから木更津ジャンクションまでの区間に限る。) に掲げる高速道路の料金の額（単位：円）

P' : 別表 6 のうち C (あきる野インターチェンジから久喜白岡ジャンクションまでの区間に限る。) 又は D に掲げる高速道路の料金の額（単位：円）

R : 普通区間の 1 キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

R'1 : 関越特別区間の 1 キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

R'2 : 大都市近郊区間の 1 キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

t : 消費税率

ただし、走行する区間に首都圏中央連絡自動車道の白岡菖蒲インターチェンジから幸手インターチェンジまでの間を介在する場合は、別表 6 のうち C に掲げる高速道路においてのみ、上記式の $P \times d + P'$ を次式に読み替えるものとする。

$$X \times Y \div (Y + Z) \times d + X \times Z \div (Y + Z)$$

(注) 上記式において X、Y、Z は、それぞれ次の数値を表すものとする。

X : 首都圏中央連絡自動車道のあきる野インターチェンジから木更津ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Y : 首都圏中央連絡自動車道の久喜白岡ジャンクションから木更津ジャンクションまでの

間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Z：首都圏中央連絡自動車道のあきる野インターチェンジから久喜白岡ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

ハ その他

本割引は、平成26年7月1日から適用する。

⑥休日割引

イ 割引をする自動車

休日、1月2日、1月3日（ただし、令和7年4月26日から同年5月6日まで、同年7月19日から同年同月21日まで、同年8月9日から同年同月17日まで、同年9月13日から同年同月23日まで、同年10月11日から同年同月13日まで、同年11月1日から同年同月3日まで、同年11月22日から同年同月24日まで、同年12月27日から令和8年1月12日まで、同年2月21日から同年同月23日まで及び同年3月20日から同年同月22日までを除く。）に高速国道又は別表6のうちA、B若しくはC（久喜白岡ジャンクションから木更津ジャンクションまでの区間に限る。）に掲げる高速道路を通行（大都市近郊区間のみの通行又は区間料金制区間の通行を除く。）するETC車のうち、軽自動車等又は普通車。

ロ 割引率等

（イ）普通区間等

割引率は30パーセントとし、対距離制区間（大都市近郊区間を除く。）、均一制区間並びに別表6のうちA、B及びC（久喜白岡ジャンクションから木更津ジャンクションまでの区間に限る。）に掲げる高速道路の通行料金に適用する。ただし、（ロ）を適用する場合を除く。

なお、本割引適用後の料金の額は、対距離制区間（大都市近郊区間を除く。）、均一制区間の各区間又は別表6のうちA、B若しくはC（久喜白岡ジャンクションから木更津ジャンクションまでの区間に限る。）に掲げる各高速道路の別に割引率を乗じて算出することとし、それぞれの割引後の算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

ただし、走行する区間に首都圏中央連絡自動車道の白岡菖蒲インターチェンジから幸手インターチェンジまでの間を介在する場合は、別表6のうちCに掲げる高速道路においてのみ、下記の計算式により算出した額とし、当該算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

$$X \times Y \div (Y + Z) \times (1 - W \div 100) + X \times Z \div (Y + Z)$$

（注）上記式においてW、X、Y、Zは、それぞれ次の数値を表すものとする。

W：30

X：首都圏中央連絡自動車道のあきる野インターチェンジから木更津ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Y：首都圏中央連絡自動車道の久喜白岡ジャンクションから木更津ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Z：首都圏中央連絡自動車道のあきる野インターチェンジから久喜白岡ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

(ロ) 対距離制の一部に大都市近郊区間を含む区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間を含む場合の本割引適用後の料金の額は、下記の計算式により算出した額とする。

$$(a \times ((L\ R + L'1\ R'1) \times (1 - W \div 100) + L'2\ R'2) + 150 \times (1 - W \div 100)) \times t + P \times (1 - W \div 100) + P'$$

ただし、上記式において、 $(a \times ((L\ R + L'1\ R'1) \times (1 - W \div 100) + L'2\ R'2) + 150 \times (1 - W \div 100)) \times t$ 又は $P \times (1 - W \div 100)$ のそれぞれの算出額に 10 円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10 円単位の端数処理を行うこととする。

(注) 上記式において a、L、L'1、L'2、P、P'、R、R'1、R'2、W 及び t は、それぞれ次の数値を表すものとする。

a : 対距離制区間のキロ程が 100 キロメートル以下の場合は 1。対距離制区間のキロ程が 100 キロメートルを超える場合は、200 キロメートル以下の場合は、25 を対距離制区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75 を加算した値。対距離制区間が 200 キロメートルを超える場合は、35 を対距離制区間のキロ程で除し、0.7 を加算した値。

L : 普通区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'1 : 関越特別区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'2 : 大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）

P : (2) ①イ (ハ) ホ) C (A) に定める料金の額又は別表 6 のうち A 若しくは C (久喜白岡ジャンクションから木更津ジャンクションまでの区間に限る。) に掲げる高速道路の料金の額（単位：円）

P' : 別表 6 のうち C (あきる野インターチェンジから久喜白岡ジャンクションまでの区間に限る。) 又は D に掲げる高速道路の料金の額（単位：円）

R : 普通区間の 1 キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

R'1 : 関越特別区間の 1 キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

R'2 : 大都市近郊区間の 1 キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

W : 30

t : 消費税率

ただし、走行する区間に首都圏中央連絡自動車道の白岡菖蒲インターチェンジから幸手インターチェンジまでの間を介在する場合は、別表 6 のうち C に掲げる高速道路においてのみ、上記式については、 $P \times (1 - W \div 100) + P'$ を次式に読み替えるものとする。

$$X \times Y \div (Y + Z) \times (1 - W \div 100) + X \times Z \div (Y + Z)$$

(注) 上記式において X、Y、Z は、それぞれ次の数値を表すものとする。

X : 首都圏中央連絡自動車道のあきる野インターチェンジから木更津ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Y : 首都圏中央連絡自動車道の久喜白岡ジャンクションから木更津ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Z : 首都圏中央連絡自動車道のあきる野インターチェンジから久喜白岡ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

⑦東京外環自動車道迂回利用割引

イ 割引をする自動車

次表の(A)に掲げる道路、(B)に掲げる東京外環自動車道の区間（以下「(B)に掲げる区間」という。）及び(C)に掲げる首都高速道路株式会社が管理する道路（以下「(C)に掲げる道路」という。）を(E)に定める方法により連続して通行し、ハに定める首都高速道路株式会社が管理する入口、出口又は首都高速道路株式会社が管理する道路と東京高速道路株式会社が管理する道路の接続部（以下この項において「対象出入口等」という。）を入口又は出口として通行するETC車（ただし、新倉PAで転回する場合を除く。）。

なお、首都高速道路株式会社が管理する道路を通行するETC車が、東京高速道路株式会社が管理する道路を連続して通行し、更に連続して首都高速道路株式会社が管理する道路を通行する場合は、これを1回の通行とみなすものとする。

	(A)	(B)	(C)	(D)
1	東北自動車道	美女木ジャンクションから 川口ジャンクションまで	都道首都高速5号線、都道高速板橋戸田線及び埼玉 県道高速板橋戸田線	首都高速道路株式会社が管理する川口ジャン クション
2	東北自動車道	川口ジャンクションから 三郷インターチェンジまで	都道首都高速6号線、都道高速足立三郷線及び埼玉 県道高速足立三郷線	首都高速道路株式会社が管理する川口ジャン クション
3	関越自動車道	大泉インターチェンジから 川口ジャンクションまで	都道高速葛飾川口線及び埼玉県道高速葛飾川口線	—
4	常磐自動車道	三郷インターチェンジから 京葉ジャンクションまで	都道首都高速7号線	首都高速道路株式会社が管理する三郷ジャン クション
5	常磐自動車道	川口ジャンクションから 三郷インターチェンジまで	都道高速葛飾川口線及び埼玉県道高速葛飾川口線	
6	東関東自動車道	京葉ジャンクションから 高谷ジャンクションまで	都道首都高速7号線	首都高速道路株式会社が管理する高谷ジャン クション
7	京葉道路	三郷インターチェンジから 京葉ジャンクションまで	都道首都高速6号線、都道高速足立三郷線及び埼玉 県道高速足立三郷線	首都高速道路株式会社が管理する、一般国道 14号及び都道首都高速7号線との接続部
8	首都高速道路株式会社が管理する埼 玉県道高速さいたま戸田線	美女木ジャンクションから 川口ジャンクションまで	都道高速葛飾川口線及び埼玉県道高速葛飾川口線	—

(E)

(A)に掲げる道路、(B)に掲げる区間、(C)に掲げる道路の順に連続して通行する場合は、(A)に掲げる道路と(B)に掲げる区間を1時間以内に通行し、(B)に掲げる区間と(C)に掲げる道路を1時間以内に通行するものとする。

(C)に掲げる道路、(B)に掲げる区間、(A)に掲げる道路の順に連続して通行する場合は、(C)に掲げる道路と(B)に掲げる区間を1時間以内に通行し、(B)に掲げる区間と(A)に掲げる道路を1時間以内に通行するものとする。

ロ 割引額等

(イ) イの表中1及び2並びに4から7までの(B)に掲げる東京外環自動車道のインターチェンジ相互間（以下「(B)のインターチェンジ相互間」という。）（ただし、平成29年2月26日から東日本高速道路株式会社が別に定める日までの期間において適用する。）

イの表中1及び2並びに4から7までの項毎に、次の算式により算出した額（以下「算出額」と

いう。) が正の数となる場合は、これを割引適用後の料金の額とし(ただし、算出額が(B)のインターチェンジ相互間の料金の額を上回る場合は、(B)のインターチェンジ相互間の料金の額を割引適用後の料金の額とする。)、算出額が負の数又は0となる場合は、(B)のインターチェンジ相互間の料金の額を減じるものとする。なお、⑬の割引を適用する自動車の割引額等を算出する場合は、ハに定める対象出入口等毎の算出額のうち最も低い値のものを適用する。

X - Y

(注) この算式においてX及びYは、それぞれ次の数値を表すものとする。

X : イの表中(D)に掲げる出入口等とイに定める自動車が通行するハに定める対象出入口等相互間の首都高速道路株式会社が管理する道路の料金の額(単位:円)

Y : イに定める自動車の通行のうち、首都高速道路株式会社が管理する道路の料金の額(単位:円)

なお、(イ)におけるX及びYに用いる料金の額について、⑬の割引を適用する自動車の割引額等を算出する場合は、障害者割引を適用した額とし、⑬の割引を適用しない自動車の割引額等を算出する場合は、都心流入割引を適用した額とする。ただし、Yに用いる料金の額について、都心流入割引と深夜割引を重複して適用する場合、Xに用いる料金の額は、都心流入割引と深夜割引を重複して適用した額とする。

(ロ) イの表中3 (B) のインターチェンジ相互間

当該インターチェンジ相互間の割引適用後の料金の額は、大泉インターチェンジと美女木ジャンクション相互間の料金の額とする。

(ハ) イの表中8 (B) のインターチェンジ相互間

当該インターチェンジ相互間の料金の額を減じるものとする。

ハ 対象出入口等

首都高速道路株式会社が管理する都道首都高速1号線の宝町出入口及び京橋出入口から銀座出入口までの各出入口並びに都道首都高速2号線の汐留出入口及び芝公園出入口並びに都道首都高速2号分岐線の飯倉出入口並びに都道首都高速3号線の霞が関出入口並びに都道首都高速4号線の丸の内出入口から常盤橋出入口までの各出入口、神田橋出入口、北の丸出入口及び代官町出入口並びに都道首都高速4号分岐線の江戸橋出入口及び呉服橋出入口並びに首都高速道路株式会社が管理する道路と東京高速道路株式会社の管理する道路の接続部。

⑧千葉外環迂回利用割引

イ 割引をする自動車

常磐自動車道、東京外環自動車道(三郷インターチェンジから高谷ジャンクションまでの区間に限る。以下「千葉外環」という。)及び千葉県道高速湾岸線を次表に定めるところにより連続して通行し、ハに定める首都高速道路株式会社が管理する入口、出口又は首都高速道路株式会社と東日本高速道路株式会社若しくは中日本高速道路株式会社が管理する道路との接続部(以下「対象出入口等」という。)を入口又は出口として通行するETC車(ただし、新倉PAで転回する場合を除く。)。

なお、首都高速道路株式会社が管理する道路を通行するETC車が、東京高速道路株式会社が管理する道路を連続して通行し、更に連続して首都高速道路株式会社が管理する道路を通行する場合は、これを1回の通行とみなすものとする。

常磐自動車道、千葉外環、千葉県道高速湾岸線の順に連続して通行する場合は、常磐自動車道と千葉外

環を1時間以内に通行し、千葉外環と千葉県道高速湾岸線を1時間以内に通行するものとする。

千葉県道高速湾岸線、千葉外環、常磐自動車道の順に連続して通行する場合は、千葉県道高速湾岸線と千葉外環を1時間以内に通行し、千葉外環と常磐自動車道を1時間以内に通行するものとする。

ロ 割引額等

次の算式により算出した額（以下「算出額」という。）が正の数となる場合は、これを割引適用後の料金の額とし（ただし、算出額が千葉外環の料金の額を上回る場合は、千葉外環の料金の額を割引適用後の料金の額とする。）、算出額が0となる場合は、千葉外環の料金の額を減じるものとする。

X - Y

(注) この算式においてX及びYは、それぞれ次の数値を表すものとする。

X：首都高速道路株式会社が管理する三郷ジャンクションとイに定める自動車が通行するハに定める出入口等相互間の首都高速道路株式会社が管理する道路の料金の額（単位：円）

Y：イに定める自動車の通行のうち、首都高速道路株式会社が管理する道路の料金の額（単位：円）

なお、Xの料金の額は、Yに障害者割引を適用する場合は障害者割引を、環境ロードプライシング割引を適用する場合は環境ロードプライシング割引を、深夜割引を適用する場合は深夜割引をそれぞれ適用した額とする。なお、Yに環境ロードプライシング割引と深夜割引を重複して適用する場合、環境ロードプライシング割引と深夜割引を重複して適用した額とする。

ハ 対象出入口等

都道首都高速1号線の空港西出入口及び羽田出入口並びに神奈川県道高速湾岸線、都道高速湾岸線及び千葉県道高速湾岸線の各出入口等（中環大井南出入口、舞浜出入口、浦安出入口及び千鳥町出入口を除く。）並びに神奈川県道高速横浜羽田空港線及び都道高速横浜羽田空港線の各出入口等並びに神奈川県道高速湾岸線の各出入口等（三溪園出入口を除く。）並びに横浜市道高速1号線の各出入口等並びに横浜市道高速2号線の各出入口等（阪東橋出入口を除く。）並びに横浜市道高速横浜環状北線の各出入口等並びに横浜市道高速横浜環状北西線の各出入口等並びに川崎市道高速縦貫線の各出入口等。

⑨一般国道409号及び468号（東京湾横断・木更津東金道路）における割引

イ 割引をする自動車

東京湾アクアラインを通行するETC車。

ロ 割引額

割引額（単位：円）は次表のとおりとする。

車種	割引額
軽自動車等	960
普通車	1,160
中型車	1,360
大型車	1,810
特大車	2,900

ハ 適用する期間

令和元年10月1日から令和8年3月31日までとする。

⑩首都圏中央連絡自動車道における割引（激変緩和）

イ 割引をする自動車

E T C車。

ロ 割引額

割引額（単位：円）は次表のとおりとし、(2)②ナに定める首都圏中央連絡自動車道の通行料金に適用する。

輕自動車等

普通車

中型車

大型車

特大車

ただし、海老名インターチェンジにおいて第一東海自動車道と連続して通行する場合の割引額（単位：円）は、次表のとおりとする。

軽自動車等

	日の出	青梅	入間	狭山日高	圈央鶴ヶ島	鶴ヶ島 ジヤンクション	坂戸	川島	桶川北本	桶川加納	白岡菖蒲	久喜白岡 ジヤンクション	幸手	五霞	境古河	坂東	常総	つくば西 スマート	つくば中央	つくば ジヤンクション	つくば牛久	牛久阿見	阿見東	稻敷	稻敷東	神崎	下総	大栄 ジヤンクション
海老名	-	-	-	-	-	60	60	60	60	60	60	100	110	150	190	230	190	280	300	300	330	350	380	410	420	420	420	

普通車

	日の出	青梅	入間	狭山日高	圈央鶴ヶ島	鶴ヶ島 ジヤンクション	坂戸	川島	桶川北本	桶川加納	白岡菖蒲	久喜白岡 ジヤンクション	幸手	五霞	境古河	坂東	常総	つくば西 スマート	つくば中央	つくば ジヤンクション	つくば牛久	牛久阿見	阿見東	稻敷	稻敷東	神崎	下総	大栄 ジヤンクション
海老名	-	-	-	-	-	60	60	60	50	50	60	50	100	130	170	220	270	220	330	350	360	400	420	460	500	510	510	510

中型車

	日の出	青梅	入間	狭山日高	圈央鶴ヶ島	鶴ヶ島 ジヤンクション	坂戸	川島	桶川北本	桶川加納	白岡菖蒲	久喜白岡 ジヤンクション	幸手	五霞	境古河	坂東	常総	つくば西 スマート	つくば中央	つくば ジヤンクション	つくば牛久	牛久阿見	阿見東	稻敷	稻敷東	神崎	下総	大栄 ジヤンクション
海老名	-	-	-	-	-	70	70	80	80	80	80	130	160	220	270	330	270	410	430	440	480	520	560	600	620	620	620	

大型車

	日の出	青梅	入間	狭山日高	圈央鶴ヶ島	鶴ヶ島 ジヤンクション	坂戸	川島	桶川北本	桶川加納	白岡菖蒲	久喜白岡 ジヤンクション	幸手	五霞	境古河	坂東	常総	つくば西 スマート	つくば中央	つくば ジヤンクション	つくば牛久	牛久阿見	阿見東	稻敷	稻敷東	神崎	下総	大栄 ジヤンクション
海老名	-	-	-	-	-	100	100	100	100	110	110	100	190	220	290	370	460	370	550	590	610	660	710	760	820	850	850	850

特大車

	日の出	青梅	入間	狭山日高	圈央鶴ヶ島	鶴ヶ島 ジヤンクション	坂戸	川島	桶川北本	桶川加納	白岡菖蒲	久喜白岡 ジヤンクション	幸手	五霞	境古河	坂東	常総	つくば西 スマート	つくば中央	つくば ジヤンクション	つくば牛久	牛久阿見	阿見東	稻敷	稻敷東	神崎	下総	大栄 ジヤンクション
海老名	-	-	-	-	-	170	170	180	180	170	180	180	350	420	520	720	800	620	920	1,000	1,030	1,170	1,280	1,310	1,420	1,420	1,420	

(注) 上記のうち、海老名インターチェンジからあきる野インターチェンジまでの区間は、中日本高速道路株式会社の事業に係る区間である。

ハ 適用する期間

令和元年10月1日から東日本高速道路株式会社が別に定める日までとする。

⑪首都圏中央連絡自動車道連続利用割引（激変緩和）

イ 割引をする自動車

E T C車。

ロ 割引額

割引額（単位：円）は次表の（B）に掲げる額のとおりとし、次表の（A）に掲げるインターチェンジ相互間のうち高速国道の通行料金に適用する。なお、次表の「首都圏中央連絡自動車道等」は、首都圏中央連絡自動車道及び新湘南バイパス等をいう。

東北自動車道と首都圏中央連絡自動車道等のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B) (単位：円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
川口ジャンクションから桶川北本まで	20	-	-	-	-
川口ジャンクションから桶川加納まで	70	40	20	-	-
川口ジャンクションから白岡菖蒲まで	80	110	70	60	30
川口ジャンクションから幸手まで	120	110	110	90	40
川口ジャンクションから五霞まで	100	80	80	50	-
川口ジャンクションから境古河まで	70	50	40	-	-
川口ジャンクションから坂東まで	40	20	-	-	-
川口ジャンクションから常総まで	10	-	-	-	-
川口ジャンクションからつくば中央まで	30	-	-	-	-
川口ジャンクションからつくば牛久まで	50	30	-	-	-
川口ジャンクションから牛久阿見まで	80	60	50	10	-
川口ジャンクションから阿見東まで	100	90	80	60	-
川口ジャンクションから稻敷まで	130	120	120	110	80
川口ジャンクションから稻敷東まで	150	150	150	150	150
川口ジャンクションから神崎まで	150	150	150	150	150
川口ジャンクションから下総まで	150	150	150	150	150
浦和から桶川北本まで	20	-	-	-	-
浦和から桶川加納まで	70	40	20	-	-
浦和から白岡菖蒲まで	80	110	70	60	30
浦和から幸手まで	120	110	110	90	40
浦和から五霞まで	100	80	80	50	-
浦和から境古河まで	70	50	40	-	-
浦和から坂東まで	40	20	-	-	-
浦和から常総まで	10	-	-	-	-
浦和からつくば中央まで	30	-	-	-	-
浦和からつくば牛久まで	50	30	-	-	-
浦和から牛久阿見まで	80	60	50	10	-
浦和から阿見東まで	100	90	80	60	-
浦和から稻敷まで	130	120	120	110	80
浦和から稻敷東まで	150	150	150	150	150
浦和から神崎まで	150	150	150	150	150
浦和から下総まで	150	150	150	150	150
岩槻から桶川北本まで	20	-	-	-	-
岩槻から桶川加納まで	70	40	20	-	-

岩槻から白岡菖蒲まで	80	110	70	60	30
岩槻から幸手まで	120	110	110	90	40
岩槻から五霞まで	100	80	80	50	-
岩槻から境古河まで	70	50	40	-	-
岩槻から坂東まで	40	20	-	-	-
岩槻から常総まで	10	-	-	-	-
岩槻からつくば中央まで	30	-	-	-	-
岩槻からつくば牛久まで	50	30	-	-	-
岩槻から牛久阿見まで	80	60	50	10	-
岩槻から阿見東まで	100	90	80	60	-
岩槻から稻敷まで	130	120	120	110	80
岩槻から稻敷東まで	150	150	150	150	150
岩槻から神崎まで	150	150	150	150	150
岩槻から下総まで	150	150	150	150	150
久喜から桶川北本まで	20	-	-	-	-
久喜から桶川加納まで	70	40	20	-	-
久喜から白岡菖蒲まで	80	110	70	60	30
久喜から幸手まで	120	110	110	90	40
久喜から五霞まで	100	80	80	50	-
久喜から境古河まで	70	50	40	-	-
久喜から坂東まで	40	20	-	-	-
久喜から常総まで	10	-	-	-	-
久喜からつくば中央まで	30	-	-	-	-
久喜からつくば牛久まで	50	30	-	-	-
久喜から牛久阿見まで	80	60	50	10	-
久喜から阿見東まで	100	90	80	60	-
久喜から稻敷まで	130	120	120	110	80
久喜から稻敷東まで	150	150	150	150	150
久喜から神崎まで	150	150	150	150	150
久喜から下総まで	150	150	150	150	150

関越自動車道と首都圏中央連絡自動車道等のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B) (単位:円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
練馬から入間まで	20	10	-	-	-
練馬から狭山日高まで	70	80	30	-	-
練馬から圈央鶴ヶ島まで	110	120	130	110	80
練馬から坂戸まで	70	60	90	10	-
練馬から川島まで	90	40	30	-	-
練馬から桶川北本まで	30	10	-	-	-
練馬からつくば中央まで	20	-	-	-	-
練馬からつくば牛久まで	50	20	-	-	-
練馬から牛久阿見まで	70	50	30	-	-
練馬から阿見東まで	90	80	60	30	-
練馬から稻敷まで	130	110	100	90	40
練馬から稻敷東まで	150	150	140	140	140

練馬から神崎まで	150	150	150	150	150
練馬から下総まで	150	150	150	150	150
所沢から入間まで	20	10	-	-	-
所沢から狭山日高まで	70	80	30	-	-
所沢から圏央鶴ヶ島まで	110	120	130	110	80
所沢から坂戸まで	70	60	90	10	-
所沢から川島まで	90	40	30	-	-
所沢から桶川北本まで	30	10	-	-	-
所沢からつくば中央まで	20	-	-	-	-
所沢からつくば牛久まで	50	20	-	-	-
所沢から牛久阿見まで	70	50	30	-	-
所沢から阿見東まで	90	80	60	30	-
所沢から稻敷まで	130	110	100	90	40
所沢から稻敷東まで	150	150	140	140	140
所沢から神崎まで	150	150	150	150	150
所沢から下総まで	150	150	150	150	150
三芳スマートから入間まで	20	10	-	-	-
三芳スマートから狭山日高まで	70	80	30	-	-
三芳スマートから圏央鶴ヶ島まで	110	120	130	110	80
三芳スマートから坂戸まで	70	60	90	10	-
三芳スマートから川島まで	90	40	30	-	-
三芳スマートから桶川北本まで	30	10	-	-	-
三芳スマートからつくば中央まで	20	-	-	-	-
三芳スマートからつくば牛久まで	50	20	-	-	-
三芳スマートから牛久阿見まで	70	50	30	-	-
三芳スマートから阿見東まで	90	80	60	30	-
三芳スマートから稻敷まで	130	110	100	90	40
三芳スマートから稻敷東まで	150	150	140	140	140
三芳スマートから神崎まで	150	150	150	150	150
三芳スマートから下総まで	150	150	150	150	150
川越から入間まで	20	10	-	-	-
川越から狭山日高まで	70	80	30	-	-
川越から圏央鶴ヶ島まで	110	120	130	110	80
川越から坂戸まで	70	60	90	10	-
川越から川島まで	90	40	30	-	-
川越から桶川北本まで	30	10	-	-	-
川越からつくば中央まで	20	-	-	-	-
川越からつくば牛久まで	50	20	-	-	-
川越から牛久阿見まで	70	50	30	-	-
川越から阿見東まで	90	80	60	30	-
川越から稻敷まで	130	110	100	90	40
川越から稻敷東まで	150	150	140	140	140
川越から神崎まで	150	150	150	150	150
川越から下総まで	150	150	150	150	150
鶴ヶ島から入間まで	20	10	-	-	-
鶴ヶ島から狭山日高まで	70	80	30	-	-

鶴ヶ島から圈央鶴ヶ島まで	110	120	130	110	80
鶴ヶ島から坂戸まで	70	60	90	10	-
鶴ヶ島から川島まで	90	40	30	-	-
鶴ヶ島から桶川北本まで	30	10	-	-	-
鶴ヶ島からつくば中央まで	20	-	-	-	-
鶴ヶ島からつくば牛久まで	50	20	-	-	-
鶴ヶ島から牛久阿見まで	70	50	30	-	-
鶴ヶ島から阿見東まで	90	80	60	30	-
鶴ヶ島から稻敷まで	130	110	100	90	40
鶴ヶ島から稻敷東まで	150	150	140	140	140
鶴ヶ島から神崎まで	150	150	150	150	150
鶴ヶ島から下総まで	150	150	150	150	150

常磐自動車道と首都圏中央連絡自動車道等のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B) (単位:円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
三郷から海老名まで	30	-	-	-	-
三郷から圈央厚木まで	20	-	-	-	-
三郷から相模原愛川まで	30	-	-	-	-
三郷から相模原まで	20	-	-	-	-
三郷から高尾山まで	20	-	-	-	-
三郷から八王子西まで	30	-	-	-	-
三郷からあきる野まで	30	-	-	-	-
三郷から日の出まで	20	-	-	-	-
三郷から青梅まで	30	-	-	-	-
三郷から入間まで	30	10	-	-	-
三郷から狭山日高まで	40	-	-	-	-
三郷から圈央鶴ヶ島まで	30	10	-	-	-
三郷から坂戸まで	40	10	-	-	-
三郷から川島まで	40	10	-	-	-
三郷から桶川北本まで	40	10	-	-	-
三郷から桶川加納まで	50	10	-	-	-
三郷から白岡菖蒲まで	50	20	-	-	-
三郷から幸手まで	10	-	-	-	-
三郷から境古河まで	30	-	-	-	-
三郷から坂東まで	50	40	20	-	-
三郷から常総まで	100	80	70	30	-
三郷からつくば中央まで	150	140	100	120	120
三郷からつくば牛久まで	140	150	110	130	130
三郷から牛久阿見まで	130	130	80	90	50
三郷から阿見東まで	80	70	50	40	-
三郷から稻敷まで	80	50	30	-	-
三郷から稻敷東まで	30	-	-	-	-
三郷から神崎まで	50	-	-	-	-
三郷から下総まで	10	-	-	-	-
三郷料金所スマートから海老名まで	30	-	-	-	-

三郷料金所スマートから圈央厚木まで	20	-	-	-	-	-
三郷料金所スマートから相模原愛川まで	30	-	-	-	-	-
三郷料金所スマートから相模原まで	20	-	-	-	-	-
三郷料金所スマートから高尾山まで	20	-	-	-	-	-
三郷料金所スマートから八王子西まで	30	-	-	-	-	-
三郷料金所スマートからあきる野まで	30	-	-	-	-	-
三郷料金所スマートから日の出まで	20	-	-	-	-	-
三郷料金所スマートから青梅まで	30	-	-	-	-	-
三郷料金所スマートから入間まで	30	10	-	-	-	-
三郷料金所スマートから狭山日高まで	40	-	-	-	-	-
三郷料金所スマートから圈央鶴ヶ島まで	30	10	-	-	-	-
三郷料金所スマートから坂戸まで	40	10	-	-	-	-
三郷料金所スマートから川島まで	40	10	-	-	-	-
三郷料金所スマートから桶川北本まで	40	10	-	-	-	-
三郷料金所スマートから桶川加納まで	50	10	-	-	-	-
三郷料金所スマートから白岡菖蒲まで	50	20	-	-	-	-
三郷料金所スマートから幸手まで	10	-	-	-	-	-
三郷料金所スマートから境古河まで	30	-	-	-	-	-
三郷料金所スマートから坂東まで	50	40	20	-	-	-
三郷料金所スマートから常総まで	100	80	70	30	-	-
三郷料金所スマートからつくば中央まで	150	140	100	120	120	-
三郷料金所スマートからつくば牛久まで	140	150	110	130	130	-
三郷料金所スマートから牛久阿見まで	130	130	80	90	50	-
三郷料金所スマートから阿見東まで	80	70	50	40	-	-
三郷料金所スマートから稻敷まで	80	50	30	-	-	-
三郷料金所スマートから稻敷東まで	30	-	-	-	-	-
三郷料金所スマートから神崎まで	50	-	-	-	-	-
三郷料金所スマートから下総まで	10	-	-	-	-	-
流山から海老名まで	30	-	-	-	-	-
流山から圈央厚木まで	20	-	-	-	-	-
流山から相模原愛川まで	30	-	-	-	-	-
流山から相模原まで	20	-	-	-	-	-
流山から高尾山まで	20	-	-	-	-	-
流山から八王子西まで	30	-	-	-	-	-
流山からあきる野まで	30	-	-	-	-	-
流山から日の出まで	20	-	-	-	-	-
流山から青梅まで	30	-	-	-	-	-
流山から入間まで	30	10	-	-	-	-
流山から狭山日高まで	40	-	-	-	-	-
流山から圈央鶴ヶ島まで	30	10	-	-	-	-
流山から坂戸まで	40	10	-	-	-	-
流山から川島まで	40	10	-	-	-	-
流山から桶川北本まで	40	10	-	-	-	-
流山から桶川加納まで	50	10	-	-	-	-
流山から白岡菖蒲まで	50	20	-	-	-	-
流山から幸手まで	10	-	-	-	-	-

流山から境古河まで	30	-	-	-	-
流山から坂東まで	50	40	20	-	-
流山から常総まで	100	80	70	30	-
流山からつくば中央まで	150	140	100	120	120
流山からつくば牛久まで	140	150	110	130	130
流山から牛久阿見まで	130	130	80	90	50
流山から阿見東まで	80	70	50	40	-
流山から稻敷まで	80	50	30	-	-
流山から稻敷東まで	30	-	-	-	-
流山から神崎まで	50	-	-	-	-
流山から下総まで	10	-	-	-	-
柏から海老名まで	30	-	-	-	-
柏から圈央厚木まで	20	-	-	-	-
柏から相模原愛川まで	30	-	-	-	-
柏から相模原まで	20	-	-	-	-
柏から高尾山まで	20	-	-	-	-
柏から八王子西まで	30	-	-	-	-
柏からあきる野まで	30	-	-	-	-
柏から日の出まで	20	-	-	-	-
柏から青梅まで	30	-	-	-	-
柏から入間まで	30	10	-	-	-
柏から狭山日高まで	40	-	-	-	-
柏から圈央鶴ヶ島まで	30	10	-	-	-
柏から坂戸まで	40	10	-	-	-
柏から川島まで	40	10	-	-	-
柏から桶川北本まで	40	10	-	-	-
柏から桶川加納まで	50	10	-	-	-
柏から白岡菖蒲まで	50	20	-	-	-
柏から幸手まで	10	-	-	-	-
柏から境古河まで	30	-	-	-	-
柏から坂東まで	50	40	20	-	-
柏から常総まで	100	80	70	30	-
柏からつくば中央まで	150	140	100	120	120
柏からつくば牛久まで	140	150	110	130	130
柏から牛久阿見まで	130	130	80	90	50
柏から阿見東まで	80	70	50	40	-
柏から稻敷まで	80	50	30	-	-
柏から稻敷東まで	30	-	-	-	-
柏から神崎まで	50	-	-	-	-
柏から下総まで	10	-	-	-	-
谷和原から海老名まで	30	-	-	-	-
谷和原から圈央厚木まで	20	-	-	-	-
谷和原から相模原愛川まで	30	-	-	-	-
谷和原から相模原まで	20	-	-	-	-
谷和原から高尾山まで	20	-	-	-	-
谷和原から八王子西まで	30	-	-	-	-

谷和原からあきる野まで	30	-	-	-	-	-
谷和原から日の出まで	20	-	-	-	-	-
谷和原から青梅まで	30	-	-	-	-	-
谷和原から入間まで	30	10	-	-	-	-
谷和原から狭山日高まで	40	-	-	-	-	-
谷和原から圈央鶴ヶ島まで	30	10	-	-	-	-
谷和原から坂戸まで	40	10	-	-	-	-
谷和原から川島まで	40	10	-	-	-	-
谷和原から桶川北本まで	40	10	-	-	-	-
谷和原から桶川加納まで	50	10	-	-	-	-
谷和原から白岡菖蒲まで	50	20	-	-	-	-
谷和原から幸手まで	10	-	-	-	-	-
谷和原から境古河まで	30	-	-	-	-	-
谷和原から坂東まで	50	40	20	-	-	-
谷和原から常総まで	100	80	70	30	-	-
谷和原からつくば中央まで	150	140	100	120	120	120
谷和原からつくば牛久まで	140	150	110	130	130	130
谷和原から牛久阿見まで	130	130	80	90	50	50
谷和原から阿見東まで	80	70	50	40	-	-
谷和原から稻敷まで	80	50	30	-	-	-
谷和原から稻敷東まで	30	-	-	-	-	-
谷和原から神崎まで	50	-	-	-	-	-
谷和原から下総まで	10	-	-	-	-	-
谷田部から海老名まで	30	-	-	-	-	-
谷田部から圈央厚木まで	20	-	-	-	-	-
谷田部から相模原愛川まで	30	-	-	-	-	-
谷田部から相模原まで	20	-	-	-	-	-
谷田部から高尾山まで	20	-	-	-	-	-
谷田部から八王子西まで	30	-	-	-	-	-
谷田部からあきる野まで	30	-	-	-	-	-
谷田部から日の出まで	20	-	-	-	-	-
谷田部から青梅まで	30	-	-	-	-	-
谷田部から入間まで	30	10	-	-	-	-
谷田部から狭山日高まで	40	-	-	-	-	-
谷田部から圈央鶴ヶ島まで	30	10	-	-	-	-
谷田部から坂戸まで	40	10	-	-	-	-
谷田部から川島まで	40	10	-	-	-	-
谷田部から桶川北本まで	40	10	-	-	-	-
谷田部から桶川加納まで	50	10	-	-	-	-
谷田部から白岡菖蒲まで	50	20	-	-	-	-
谷田部から幸手まで	10	-	-	-	-	-
谷田部から境古河まで	30	-	-	-	-	-
谷田部から坂東まで	50	40	20	-	-	-
谷田部から常総まで	100	80	70	30	-	-
谷田部からつくば中央まで	150	140	100	120	120	120
谷田部からつくば牛久まで	140	150	110	130	130	130

谷田部から牛久阿見まで	130	130	80	90	50
谷田部から阿見東まで	80	70	50	40	-
谷田部から稻敷まで	80	50	30	-	-
谷田部から稻敷東まで	30	-	-	-	-
谷田部から神崎まで	50	-	-	-	-
谷田部から下総まで	10	-	-	-	-
桜土浦から海老名まで	30	-	-	-	-
桜土浦から圈央厚木まで	20	-	-	-	-
桜土浦から相模原愛川まで	30	-	-	-	-
桜土浦から相模原まで	20	-	-	-	-
桜土浦から高尾山まで	20	-	-	-	-
桜土浦から八王子西まで	30	-	-	-	-
桜土浦からあきる野まで	30	-	-	-	-
桜土浦から日の出まで	20	-	-	-	-
桜土浦から青梅まで	30	-	-	-	-
桜土浦から入間まで	30	10	-	-	-
桜土浦から狭山日高まで	40	-	-	-	-
桜土浦から圈央鶴ヶ島まで	30	10	-	-	-
桜土浦から坂戸まで	40	10	-	-	-
桜土浦から川島まで	40	10	-	-	-
桜土浦から桶川北本まで	40	10	-	-	-
桜土浦から桶川加納まで	50	10	-	-	-
桜土浦から白岡菖蒲まで	50	20	-	-	-
桜土浦から幸手まで	10	-	-	-	-
桜土浦から境古河まで	30	-	-	-	-
桜土浦から坂東まで	50	40	20	-	-
桜土浦から常総まで	100	80	70	30	-
桜土浦からつくば中央まで	150	140	100	120	120
桜土浦からつくば牛久まで	140	150	110	130	130
桜土浦から牛久阿見まで	130	130	80	90	50
桜土浦から阿見東まで	80	70	50	40	-
桜土浦から稻敷まで	80	50	30	-	-
桜土浦から稻敷東まで	30	-	-	-	-
桜土浦から神崎まで	50	-	-	-	-
桜土浦から下総まで	10	-	-	-	-

東関東自動車道と首都圏中央連絡自動車道等のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B) (単位:円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
湾岸市川から茅ヶ崎西まで	40	-	-	-	-
湾岸市川から寒川南まで	90	80	70	60	-
湾岸市川から寒川北まで	120	140	110	90	90
湾岸市川から海老名まで	150	150	150	150	150
湾岸市川から圈央厚木まで	150	150	150	150	150
湾岸市川から相模原愛川まで	150	150	150	150	150
湾岸市川から相模原まで	150	150	150	150	150

湾岸市川から高尾山まで	150	150	150	150	150
湾岸市川から八王子西まで	150	150	150	150	150
湾岸市川からあきる野まで	150	150	150	150	150
湾岸市川から日の出まで	150	150	150	150	150
湾岸市川から青梅まで	150	150	150	150	150
湾岸市川から入間まで	150	150	150	150	150
湾岸市川から狭山日高まで	150	150	150	150	150
湾岸市川から圈央鶴ヶ島まで	150	150	150	150	150
湾岸市川から坂戸まで	150	150	150	150	150
湾岸市川から川島まで	150	150	150	150	150
湾岸市川から桶川北本まで	150	150	150	150	150
湾岸市川から桶川加納まで	150	150	150	150	150
湾岸市川から白岡菖蒲まで	150	150	150	150	150
湾岸市川から幸手まで	150	150	150	150	150
湾岸市川から五霞まで	150	150	150	150	150
湾岸市川から境古河まで	130	130	130	120	100
湾岸市川から坂東まで	100	80	70	40	-
湾岸市川から常総まで	50	30	10	-	-
湾岸市川からつくば中央まで	10	-	-	-	-
湾岸市川から牛久阿見まで	20	-	-	-	-
湾岸市川から阿見東まで	50	20	-	-	-
湾岸市川から稻敷まで	70	50	40	-	-
湾岸市川から稻敷東まで	90	80	70	30	-
湾岸市川から神崎まで	120	100	90	70	20
湾岸市川から下総まで	130	120	120	100	70
湾岸千葉から茅ヶ崎西まで	40	-	-	-	-
湾岸千葉から寒川南まで	90	80	70	60	-
湾岸千葉から寒川北まで	120	140	110	90	90
湾岸千葉から海老名まで	150	150	150	150	150
湾岸千葉から圈央厚木まで	150	150	150	150	150
湾岸千葉から相模原愛川まで	150	150	150	150	150
湾岸千葉から相模原まで	150	150	150	150	150
湾岸千葉から高尾山まで	150	150	150	150	150
湾岸千葉から八王子西まで	150	150	150	150	150
湾岸千葉からあきる野まで	150	150	150	150	150
湾岸千葉から日の出まで	150	150	150	150	150
湾岸千葉から青梅まで	150	150	150	150	150
湾岸千葉から入間まで	150	150	150	150	150
湾岸千葉から狭山日高まで	150	150	150	150	150
湾岸千葉から圈央鶴ヶ島まで	150	150	150	150	150
湾岸千葉から坂戸まで	150	150	150	150	150
湾岸千葉から川島まで	150	150	150	150	150
湾岸千葉から桶川北本まで	150	150	150	150	150
湾岸千葉から桶川加納まで	150	150	150	150	150
湾岸千葉から白岡菖蒲まで	150	150	150	150	150
湾岸千葉から幸手まで	150	150	150	150	150

湾岸千葉から五霞まで	150	150	150	150	150
湾岸千葉から境古河まで	130	130	130	120	100
湾岸千葉から坂東まで	100	80	70	40	-
湾岸千葉から常総まで	50	30	10	-	-
湾岸千葉からつくば中央まで	10	-	-	-	-
湾岸千葉から牛久阿見まで	20	-	-	-	-
湾岸千葉から阿見東まで	50	20	-	-	-
湾岸千葉から稻敷まで	70	50	40	-	-
湾岸千葉から稻敷東まで	90	80	70	30	-
湾岸千葉から神崎まで	120	100	90	70	20
湾岸千葉から下総まで	130	120	120	100	70
千葉北から茅ヶ崎西まで	40	-	-	-	-
千葉北から寒川南まで	90	80	70	60	-
千葉北から寒川北まで	120	140	110	90	90
千葉北から海老名まで	150	150	150	150	150
千葉北から圈央厚木まで	150	150	150	150	150
千葉北から相模原愛川まで	150	150	150	150	150
千葉北から相模原まで	150	150	150	150	150
千葉北から高尾山まで	150	150	150	150	150
千葉北から八王子西まで	150	150	150	150	150
千葉北からあきる野まで	150	150	150	150	150
千葉北から日の出まで	150	150	150	150	150
千葉北から青梅まで	150	150	150	150	150
千葉北から入間まで	150	150	150	150	150
千葉北から狭山日高まで	150	150	150	150	150
千葉北から圈央鶴ヶ島まで	150	150	150	150	150
千葉北から坂戸まで	150	150	150	150	150
千葉北から川島まで	150	150	150	150	150
千葉北から桶川北本まで	150	150	150	150	150
千葉北から桶川加納まで	150	150	150	150	150
千葉北から白岡菖蒲まで	150	150	150	150	150
千葉北から幸手まで	150	150	150	150	150
千葉北から五霞まで	150	150	150	150	150
千葉北から境古河まで	130	130	130	120	100
千葉北から坂東まで	100	80	70	40	-
千葉北から常総まで	50	30	10	-	-
千葉北からつくば中央まで	10	-	-	-	-
千葉北から牛久阿見まで	20	-	-	-	-
千葉北から阿見東まで	50	20	-	-	-
千葉北から稻敷まで	70	50	40	-	-
千葉北から稻敷東まで	90	80	70	30	-
千葉北から神崎まで	120	100	90	70	20
千葉北から下総まで	130	120	120	100	70
四街道から茅ヶ崎西まで	40	-	-	-	-
四街道から寒川南まで	90	80	70	60	-
四街道から寒川北まで	120	140	110	90	90

四街道から海老名まで	150	150	150	150	150
四街道から圈央厚木まで	150	150	150	150	150
四街道から相模原愛川まで	150	150	150	150	150
四街道から相模原まで	150	150	150	150	150
四街道から高尾山まで	150	150	150	150	150
四街道から八王子西まで	150	150	150	150	150
四街道からあきる野まで	150	150	150	150	150
四街道から日の出まで	150	150	150	150	150
四街道から青梅まで	150	150	150	150	150
四街道から入間まで	150	150	150	150	150
四街道から狭山日高まで	150	150	150	150	150
四街道から圈央鶴ヶ島まで	150	150	150	150	150
四街道から坂戸まで	150	150	150	150	150
四街道から川島まで	150	150	150	150	150
四街道から桶川北本まで	150	150	150	150	150
四街道から桶川加納まで	150	150	150	150	150
四街道から白岡菖蒲まで	150	150	150	150	150
四街道から幸手まで	150	150	150	150	150
四街道から五霞まで	150	150	150	150	150
四街道から境古河まで	130	130	130	120	100
四街道から坂東まで	100	80	70	40	-
四街道から常総まで	50	30	10	-	-
四街道からつくば中央まで	10	-	-	-	-
四街道から牛久阿見まで	20	-	-	-	-
四街道から阿見東まで	50	20	-	-	-
四街道から稻敷まで	70	50	40	-	-
四街道から稻敷東まで	90	80	70	30	-
四街道から神崎まで	120	100	90	70	20
四街道から下総まで	130	120	120	100	70
佐倉から茅ヶ崎西まで	40	-	-	-	-
佐倉から寒川南まで	90	80	70	60	-
佐倉から寒川北まで	120	140	110	90	90
佐倉から海老名まで	150	150	150	150	150
佐倉から圈央厚木まで	150	150	150	150	150
佐倉から相模原愛川まで	150	150	150	150	150
佐倉から相模原まで	150	150	150	150	150
佐倉から高尾山まで	150	150	150	150	150
佐倉から八王子西まで	150	150	150	150	150
佐倉からあきる野まで	150	150	150	150	150
佐倉から日の出まで	150	150	150	150	150
佐倉から青梅まで	150	150	150	150	150
佐倉から入間まで	150	150	150	150	150
佐倉から狭山日高まで	150	150	150	150	150
佐倉から圈央鶴ヶ島まで	150	150	150	150	150
佐倉から坂戸まで	150	150	150	150	150
佐倉から川島まで	150	150	150	150	150

佐倉から桶川北本まで	150	150	150	150	150
佐倉から桶川加納まで	150	150	150	150	150
佐倉から白岡菖蒲まで	150	150	150	150	150
佐倉から幸手まで	150	150	150	150	150
佐倉から五霞まで	150	150	150	150	150
佐倉から境古河まで	130	130	130	120	100
佐倉から坂東まで	100	80	70	40	-
佐倉から常総まで	50	30	10	-	-
佐倉からつくば中央まで	10	-	-	-	-
佐倉から牛久阿見まで	20	-	-	-	-
佐倉から阿見東まで	50	20	-	-	-
佐倉から稻敷まで	70	50	40	-	-
佐倉から稻敷東まで	90	80	70	30	-
佐倉から神崎まで	120	100	90	70	20
佐倉から下総まで	130	120	120	100	70
酒々井から茅ヶ崎西まで	40	-	-	-	-
酒々井から寒川南まで	90	80	70	60	-
酒々井から寒川北まで	120	140	110	90	90
酒々井から海老名まで	150	150	150	150	150
酒々井から圏央厚木まで	150	150	150	150	150
酒々井から相模原愛川まで	150	150	150	150	150
酒々井から相模原まで	150	150	150	150	150
酒々井から高尾山まで	150	150	150	150	150
酒々井から八王子西まで	150	150	150	150	150
酒々井からあきる野まで	150	150	150	150	150
酒々井から日の出まで	150	150	150	150	150
酒々井から青梅まで	150	150	150	150	150
酒々井から入間まで	150	150	150	150	150
酒々井から狭山日高まで	150	150	150	150	150
酒々井から圏央鶴ヶ島まで	150	150	150	150	150
酒々井から坂戸まで	150	150	150	150	150
酒々井から川島まで	150	150	150	150	150
酒々井から桶川北本まで	150	150	150	150	150
酒々井から桶川加納まで	150	150	150	150	150
酒々井から白岡菖蒲まで	150	150	150	150	150
酒々井から幸手まで	150	150	150	150	150
酒々井から五霞まで	150	150	150	150	150
酒々井から境古河まで	130	130	130	120	100
酒々井から坂東まで	100	80	70	40	-
酒々井から常総まで	50	30	10	-	-
酒々井からつくば中央まで	10	-	-	-	-
酒々井から牛久阿見まで	20	-	-	-	-
酒々井から阿見東まで	50	20	-	-	-
酒々井から稻敷まで	70	50	40	-	-
酒々井から稻敷東まで	90	80	70	30	-
酒々井から神崎まで	120	100	90	70	20

酒々井から下総まで	130	120	120	100	70
富里から茅ヶ崎西まで	40	-	-	-	-
富里から寒川南まで	90	80	70	60	-
富里から寒川北まで	120	140	110	90	90
富里から海老名まで	150	150	150	150	150
富里から圈央厚木まで	150	150	150	150	150
富里から相模原愛川まで	150	150	150	150	150
富里から相模原まで	150	150	150	150	150
富里から高尾山まで	150	150	150	150	150
富里から八王子西まで	150	150	150	150	150
富里からあきる野まで	150	150	150	150	150
富里から日の出まで	150	150	150	150	150
富里から青梅まで	150	150	150	150	150
富里から入間まで	150	150	150	150	150
富里から狭山日高まで	150	150	150	150	150
富里から圈央鶴ヶ島まで	150	150	150	150	150
富里から坂戸まで	150	150	150	150	150
富里から川島まで	150	150	150	150	150
富里から桶川北本まで	150	150	150	150	150
富里から桶川加納まで	150	150	150	150	150
富里から白岡菖蒲まで	150	150	150	150	150
富里から幸手まで	150	150	150	150	150
富里から五霞まで	150	150	150	150	150
富里から境古河まで	130	130	130	120	100
富里から坂東まで	100	80	70	40	-
富里から常総まで	50	30	10	-	-
富里からつくば中央まで	10	-	-	-	-
富里から牛久阿見まで	20	-	-	-	-
富里から阿見東まで	50	20	-	-	-
富里から稻敷まで	70	50	40	-	-
富里から稻敷東まで	90	80	70	30	-
富里から神崎まで	120	100	90	70	20
富里から下総まで	130	120	120	100	70
成田から茅ヶ崎西まで	40	-	-	-	-
成田から寒川南まで	90	80	70	60	-
成田から寒川北まで	120	140	110	90	90
成田から海老名まで	150	150	150	150	150
成田から圈央厚木まで	150	150	150	150	150
成田から相模原愛川まで	150	150	150	150	150
成田から相模原まで	150	150	150	150	150
成田から高尾山まで	150	150	150	150	150
成田から八王子西まで	150	150	150	150	150
成田からあきる野まで	150	150	150	150	150
成田から日の出まで	150	150	150	150	150
成田から青梅まで	150	150	150	150	150
成田から入間まで	150	150	150	150	150

成田から狭山日高まで	150	150	150	150	150
成田から圈央鶴ヶ島まで	150	150	150	150	150
成田から坂戸まで	150	150	150	150	150
成田から川島まで	150	150	150	150	150
成田から桶川北本まで	150	150	150	150	150
成田から桶川加納まで	150	150	150	150	150
成田から白岡菖蒲まで	150	150	150	150	150
成田から幸手まで	150	150	150	150	150
成田から五霞まで	150	150	150	150	150
成田から境古河まで	130	130	130	120	100
成田から坂東まで	100	80	70	40	-
成田から常総まで	50	30	10	-	-
成田からつくば中央まで	10	-	-	-	-
成田から牛久阿見まで	20	-	-	-	-
成田から阿見東まで	50	20	-	-	-
成田から稻敷まで	70	50	40	-	-
成田から稻敷東まで	90	80	70	30	-
成田から神崎まで	120	100	90	70	20
成田から下総まで	130	120	120	100	70
大栄から茅ヶ崎西まで	40	-	-	-	-
大栄から寒川南まで	90	80	70	60	-
大栄から寒川北まで	120	140	110	90	90
大栄から海老名まで	150	150	150	150	150
大栄から圈央厚木まで	150	150	150	150	150
大栄から相模原愛川まで	150	150	150	150	150
大栄から相模原まで	150	150	150	150	150
大栄から高尾山まで	150	150	150	150	150
大栄から八王子西まで	150	150	150	150	150
大栄からあきる野まで	150	150	150	150	150
大栄から日の出まで	150	150	150	150	150
大栄から青梅まで	150	150	150	150	150
大栄から入間まで	150	150	150	150	150
大栄から狭山日高まで	150	150	150	150	150
大栄から圈央鶴ヶ島まで	150	150	150	150	150
大栄から坂戸まで	150	150	150	150	150
大栄から川島まで	150	150	150	150	150
大栄から桶川北本まで	150	150	150	150	150
大栄から桶川加納まで	150	150	150	150	150
大栄から白岡菖蒲まで	150	150	150	150	150
大栄から幸手まで	150	150	150	150	150
大栄から五霞まで	150	150	150	150	150
大栄から境古河まで	130	130	130	120	100
大栄から坂東まで	100	80	70	40	-
大栄から常総まで	50	30	10	-	-
大栄からつくば中央まで	10	-	-	-	-
大栄から牛久阿見まで	20	-	-	-	-

大栄から阿見東まで	50	20	-	-	-
大栄から稻敷まで	70	50	40	-	-
大栄から稻敷東まで	90	80	70	30	-
大栄から神崎まで	120	100	90	70	20
大栄から下総まで	130	120	120	100	70

新空港自動車道と首都圏中央連絡自動車道等のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B) (単位:円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
新空港から茅ヶ崎西まで	40	-	-	-	-
新空港から寒川南まで	90	80	70	60	-
新空港から寒川北まで	120	140	110	90	90
新空港から海老名まで	150	150	150	150	150
新空港から圈央厚木まで	150	150	150	150	150
新空港から相模原愛川まで	150	150	150	150	150
新空港から相模原まで	150	150	150	150	150
新空港から高尾山まで	150	150	150	150	150
新空港から八王子西まで	150	150	150	150	150
新空港からあきる野まで	150	150	150	150	150
新空港から日の出まで	150	150	150	150	150
新空港から青梅まで	150	150	150	150	150
新空港から入間まで	150	150	150	150	150
新空港から狭山日高まで	150	150	150	150	150
新空港から圈央鶴ヶ島まで	150	150	150	150	150
新空港から坂戸まで	150	150	150	150	150
新空港から川島まで	150	150	150	150	150
新空港から桶川北本まで	150	150	150	150	150
新空港から桶川加納まで	150	150	150	150	150
新空港から白岡菖蒲まで	150	150	150	150	150
新空港から幸手まで	150	150	150	150	150
新空港から五霞まで	150	150	150	150	150
新空港から境古河まで	130	130	130	120	100
新空港から坂東まで	100	80	70	40	-
新空港から常総まで	50	30	10	-	-
新空港からつくば中央まで	10	-	-	-	-
新空港から牛久阿見まで	20	-	-	-	-
新空港から阿見東まで	50	20	-	-	-
新空港から稻敷まで	70	50	40	-	-
新空港から稻敷東まで	90	80	70	30	-
新空港から神崎まで	120	100	90	70	20
新空港から下総まで	130	120	120	100	70

中央自動車道富士吉田線と首都圏中央連絡自動車道等のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B) (単位:円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
高井戸から日の出まで	190	160	120	90	-
高井戸から青梅まで	100	80	-	-	-

高井戸から入間まで	70	20	-	-	-
高井戸から狭山日高まで	10	-	-	-	-
高井戸から境古河まで	30	-	-	-	-
高井戸から坂東まで	70	10	-	-	-
高井戸から常総まで	110	60	10	-	-
高井戸からつくば中央まで	160	120	90	10	-
高井戸からつくば牛久まで	180	150	130	60	-
高井戸から牛久阿見まで	210	190	160	110	90
高井戸から阿見東まで	230	220	210	170	100
高井戸から稻敷まで	260	260	250	220	230
高井戸から稻敷東まで	290	290	290	270	300
高井戸から神崎まで	300	300	300	300	300
高井戸から下総まで	300	300	300	300	300
調布から日の出まで	140	120	90	10	-
調布から青梅まで	50	40	-	-	-
調布から入間まで	20	-	-	-	-
調布から坂東まで	20	-	-	-	-
調布から常総まで	60	20	-	-	-
調布からつくば中央まで	110	80	60	-	-
調布からつくば牛久まで	130	110	100	-	-
調布から牛久阿見まで	160	150	130	30	-
調布から阿見東まで	180	180	180	90	-
調布から稻敷まで	210	220	220	140	120
調布から稻敷東まで	240	250	260	190	190
調布から神崎まで	250	260	270	220	190
調布から下総まで	250	260	270	220	190
府中スマートから日の出まで	50	10	-	-	-
府中スマートからつくば中央まで	20	-	-	-	-
府中スマートからつくば牛久まで	40	-	-	-	-
府中スマートから牛久阿見まで	70	40	-	-	-
府中スマートから阿見東まで	90	70	50	10	-
府中スマートから稻敷まで	120	110	90	60	70
府中スマートから稻敷東まで	150	140	130	110	140
府中スマートから神崎まで	160	150	140	140	140
府中スマートから下総まで	160	150	140	140	140
国立府中から日の出まで	20	-	-	-	-
国立府中からつくば牛久まで	10	-	-	-	-
国立府中から牛久阿見まで	40	30	-	-	-
国立府中から阿見東まで	60	60	40	10	-
国立府中から稻敷まで	90	100	80	60	70
国立府中から稻敷東まで	120	130	120	110	140
国立府中から神崎まで	130	140	130	140	140
国立府中から下総まで	130	140	130	140	140
八王子から日の出まで	190	160	120	90	-
八王子から青梅まで	100	80	-	-	-
八王子から入間まで	70	20	-	-	-

八王子から狭山日高まで	10	-	-	-	-	-
八王子から境古河まで	30	-	-	-	-	-
八王子から坂東まで	70	10	-	-	-	-
八王子から常総まで	110	60	10	-	-	-
八王子からつくば中央まで	160	120	90	10	-	-
八王子からつくば牛久まで	180	150	130	60	-	-
八王子から牛久阿見まで	210	190	160	110	90	-
八王子から阿見東まで	230	220	210	170	100	-
八王子から稻敷まで	260	260	250	220	230	-
八王子から稻敷東まで	290	290	290	270	300	-
八王子から神崎まで	300	300	300	300	300	-
八王子から下総まで	300	300	300	300	300	-
相模湖から日の出まで	40	10	-	-	-	-
相模湖からつくば中央まで	10	-	-	-	-	-
相模湖からつくば牛久まで	30	-	-	-	-	-
相模湖から牛久阿見まで	60	40	10	-	-	-
相模湖から阿見東まで	80	70	60	20	-	-
相模湖から稻敷まで	110	110	100	70	80	-
相模湖から稻敷東まで	140	140	140	120	150	-
相模湖から神崎まで	150	150	150	150	150	-
相模湖から下総まで	150	150	150	150	150	-

第一東海自動車道と首都圏中央連絡自動車道等のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B) (単位:円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
東京からつくば中央まで	10	-	-	-	-
東京からつくば牛久まで	30	-	-	-	-
東京から牛久阿見まで	60	40	10	-	-
東京から阿見東まで	80	60	50	10	10
東京から稻敷まで	110	100	90	60	40
東京から稻敷東まで	140	140	130	120	150
東京から神崎まで	150	150	150	150	150
東京から下総まで	150	150	150	150	150
東名川崎からつくば中央まで	10	-	-	-	-
東名川崎からつくば牛久まで	30	-	-	-	-
東名川崎から牛久阿見まで	60	40	10	-	-
東名川崎から阿見東まで	80	60	50	10	10
東名川崎から稻敷まで	110	100	90	60	40
東名川崎から稻敷東まで	140	140	130	120	150
東名川崎から神崎まで	150	150	150	150	150
東名川崎から下総まで	150	150	150	150	150
横浜青葉からつくば中央まで	10	-	-	-	-
横浜青葉からつくば牛久まで	30	-	-	-	-
横浜青葉から牛久阿見まで	60	40	10	-	-
横浜青葉から阿見東まで	80	60	50	10	10
横浜青葉から稻敷まで	110	100	90	60	40

横浜青葉から稻敷東まで	140	140	130	120	150
横浜青葉から神崎まで	150	150	150	150	150
横浜青葉から下総まで	150	150	150	150	150
横浜町田からつくば中央まで	10	-	-	-	-
横浜町田からつくば牛久まで	30	-	-	-	-
横浜町田から牛久阿見まで	60	40	10	-	-
横浜町田から阿見東まで	80	60	50	10	10
横浜町田から稻敷まで	110	100	90	60	40
横浜町田から稻敷東まで	140	140	130	120	150
横浜町田から神崎まで	150	150	150	150	150
横浜町田から下総まで	150	150	150	150	150
厚木からつくば中央まで	10	-	-	-	-
厚木からつくば牛久まで	30	-	-	-	-
厚木から牛久阿見まで	60	40	10	-	-
厚木から阿見東まで	80	60	50	10	10
厚木から稻敷まで	110	100	90	60	40
厚木から稻敷東まで	140	140	130	120	150
厚木から神崎まで	150	150	150	150	150
厚木から下総まで	150	150	150	150	150

首都圏中央連絡自動車道等のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B) (単位:円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
茅ヶ崎西から稻敷東まで	30	-	-	-	-
茅ヶ崎西から神崎まで	40	-	-	-	-
茅ヶ崎西から下総まで	40	-	-	-	-
寒川南から阿見東まで	20	-	-	-	-
寒川南から稻敷まで	50	30	10	-	-
寒川南から稻敷東まで	80	70	50	30	-
寒川南から神崎まで	90	80	70	60	-
寒川南から下総まで	90	80	70	60	-
寒川北から牛久阿見まで	30	30	-	-	-
寒川北から阿見東まで	50	50	10	-	-
寒川北から稻敷まで	80	90	50	-	-
寒川北から稻敷東まで	110	130	90	60	90
寒川北から神崎まで	120	140	110	90	90
寒川北から下総まで	120	140	110	90	90

ハ 適用する期間

令和元年10月1日から東日本高速道路株式会社が別に定める日までとする。

⑫ E T C 2.0 割引

イ 割引をする自動車

E T C 2.0 車。

ロ 割引額

割引額（単位：円）は次の（イ）から（ロ）に掲げる表のとおりとし、（2）②ナに定める首都圏中央連絡自動車道の通行料金に適用する。

（イ）あきる野インターチェンジから大栄ジャンクションまでの区間

輕自動車等

普通車

中型車

大型車

特大車

		大栄 ジヤンクション																										
		下総												90														
		神崎												-														
		稻敷東												150														
		稻敷東												70														
		稻敷												220														
		阿見東												70														
		牛久阿見												160														
		牛久												210														
		300												300														
		つくば牛久												480														
		つくば中央												570														
		つくば西スマート												660														
		常総												710														
		坂東												820														
		境古河												940														
		五霞												1,080														
		幸手												1,130														
		久喜白岡 ジヤンクション												1,130														
		白岡菖蒲												1,190														
		桶川加納												1,290														
		桶川北本												1,360														
		川島												1,450														
		坂戸												1,490														
		鶴ヶ島 ジヤンクション												1,470														
		圈央鶴ヶ島												1,520														
		狭山日高												1,620														
		入間												1,790														
		青梅												1,840														
		日の出												2,000														
あきる野	-	160	230	320	420	450	530	570	660	720	810	860	990	1,050	1,150	1,290	1,420	1,530	1,750	1,810	1,880	1,840	1,800	1,830	1,950			
八王子西	110	230	300	400	500	530	610	650	730	800	890	940	1,070	1,130	1,230	1,370	1,500	1,600	1,720	1,840	1,920	1,960	1,920	1,950	2,080			
八王子 ジヤンクション	180	300	370	470	560	600	680	710	800	870	960	1,010	1,140	1,190	1,300	1,430	1,560	1,670	1,720	1,790	1,810	1,890	1,990	2,080	2,170	2,190	2,160	
高尾山	200	340	400	490	600	630	710	740	820	900	990	1,040	1,160	1,220	1,330	1,460	1,600	1,700	1,760	1,810	1,830	1,930	1,970	2,040	2,060	2,110	2,210	
相模原	290	420	490	580	680	720	800	830	920	990	1,070	1,120	1,250	1,310	1,420	1,550	1,680	1,790	1,840	1,900	1,930	2,010	2,100	2,110	2,060	2,130	2,150	2,280
相模原愛川	420	550	630	710	810	850	920	960	1,040	1,110	1,210	1,260	1,380	1,450	1,550	1,680	1,820	1,920	1,980	2,040	2,050	2,150	2,240	2,250	2,220	2,290	2,200	2,440
厚木P Aスマート	490	610	680	780	880	910	990	1,020	1,110	1,180	1,260	1,310	1,450	1,500	1,610	1,740	1,880	1,980	2,030	2,090	2,120	2,210	2,300	2,260	2,320	2,280	2,310	2,430
圏央厚木	500	630	700	790	890	930	1,000	1,040	1,130	1,200	1,280	1,330	1,460	1,520	1,630	1,760	1,890	2,000	2,050	2,110	2,140	2,220	2,310	2,280	2,300	2,330	2,460	
海老名	570	700	780	860	960	990	1,070	1,120	1,190	1,260	1,360	1,410	1,530	1,600	1,690	1,840	1,960	2,070	2,120	2,190	2,210	2,300	2,360	2,380	2,340	2,370	2,600	

ただし、海老名インターチェンジにおいて第一東海自動車道と連続して通行する場合の割引額（単位：円）は、次表のとおりとする。

軽自動車等

	日の出	青梅	入間	狭山日高	圈央鶴ヶ島	鶴ヶ島 ジャパンション	坂戸	川島	桶川北本	桶川加納	白岡菖蒲	久喜白岡 ジャパンション	幸手	五霞	境古河	坂東	常総	つくば西 スマート	つくば中央	つくば ジャapanション	つくば牛久	牛久阿見	阿見東	稻敷	稻敷東	神崎	下総	大栄 ジャパンション
海老名	170	210	220	250	280	290	320	320	350	370	400	400	450	460	490	530	570	600	610	640	650	670	700	720	750	770	760	750

普通車

	日の出	青梅	入間	狭山日高	圈央鶴ヶ島	鶴ヶ島 ジャapanション	坂戸	川島	桶川北本	桶川加納	白岡菖蒲	久喜白岡 ジャapanション	幸手	五霞	境古河	坂東	常総	つくば西 スマート	つくば中央	つくば ジャapanション	つくば牛久	牛久阿見	阿見東	稻敷	稻敷東	神崎	下総	大栄 ジャapanション
海老名	210	250	280	310	350	370	390	410	430	460	490	510	550	580	620	670	720	760	770	790	800	840	870	900	930	960	950	940

中型車

	日の出	青梅	入間	狭山日高	圈央鶴ヶ島	鶴ヶ島 ジャapanション	坂戸	川島	桶川北本	桶川加納	白岡菖蒲	久喜白岡 ジャapanション	幸手	五霞	境古河	坂東	常総	つくば西 スマート	つくば中央	つくば ジャapanション	つくば牛久	牛久阿見	阿見東	稻敷	稻敷東	神崎	下総	大栄 ジャapanション
海老名	250	310	340	380	430	430	470	480	520	560	590	610	670	700	740	800	860	900	930	950	960	1,000	1,040	1,080	1,120	1,130	1,140	

大型車

	日の出	青梅	入間	狭山日高	圈央鶴ヶ島	鶴ヶ島 ジャapanション	坂戸	川島	桶川北本	桶川加納	白岡菖蒲	久喜白岡 ジャapanション	幸手	五霞	境古河	坂東	常総	つくば西 スマート	つくば中央	つくば ジャapanション	つくば牛久	牛久阿見	阿見東	稻敷	稻敷東	神崎	下総	大栄 ジャapanション
海老名	340	420	470	520	580	600	650	660	720	760	820	840	920	950	1,020	1,100	1,180	1,240	1,270	1,310	1,320	1,380	1,430	1,490	1,540	1,570	1,560	1,550

特大車

	日の出	青梅	入間	狭山日高	圈央鶴ヶ島	鶴ヶ島 ジャapanション	坂戸	川島	桶川北本	桶川加納	白岡菖蒲	久喜白岡 ジャapanション	幸手	五霞	境古河	坂東	常総	つくば西 スマート	つくば中央	つくば ジャapanション	つくば牛久	牛久阿見	阿見東	稻敷	稻敷東	神崎	下総	大栄 ジャapanション
海老名	580	700	770	860	970	990	1,080	1,110	1,200	1,270	1,350	1,410	1,540	1,590	1,700	1,830	1,970	2,070	2,120	2,190	2,210	2,300	2,380	2,480	2,540	2,510	2,600	

(注) 上記のうち、海老名インターチェンジからあきる野インターチェンジまでの区間は、中日本高速道路株式会社の事業に係る区間である。

(口) 松尾横芝インターチェンジから木更津ジャンクションまでの区間

軽自動車等

								木更津 ジャンクション
				木更津東		30		
		市原鶴舞		-		90		
		茂原長南		-		130		
		茂原長柄 スマート		-		40		140
		茂原北		-		80		170
		大網白里 スマート		-		20		110
		東金		20		50		180
山武成東		-		-		20		220
松尾横芝		-		70		100		250
		120		140		160		260
		140		160		200		290

普通車

								木更津 ジャンクション
		木更津東		40		-		
		市原鶴舞		-		110		
		茂原長南		-		40		150
		茂原長柄 スマート		-		110		180
		茂原北		-		40		210
		大網白里 スマート		-		50		230
		東金		-		10		270
山武成東		-		30		30		320
松尾横芝		-		90		130		350
		150		180		210		
		180		210		250		

中型車

								木更津 ジャンクション
		木更津東		50		-		
		市原鶴舞		10		120		
		茂原長南		-		130		190
		茂原長柄 スマート		-		10		220
		茂原北		-		80		250
		大網白里 スマート		-		10		280
		東金		-		30		160
山武成東		-		50		90		240
松尾横芝		-		100		150		400
		170		210		240		
		210		240		300		
		240		300		380		

大型車

								木更津 ジヤンクション
							木更津東	60
						市原鶴舞	60	170
					茂原長南	-	190	250
				茂原長柄 スマート	-	90	230	300
			茂原北	-	40	160	290	340
		大網白里 スマート	-	20	90	200	310	380
	東金	-	30	90	190	270	380	230
	山武成東	-	80	150	220	270	350	460
松尾横芝	20	140	210	240	280	330	410	520
								560

特大車

								木更津 ジヤンクション
							木更津東	100
						市原鶴舞	180	290
					茂原長南	130	320	430
				茂原長柄 スマート	-	210	390	500
			茂原北	-	10	130	290	470
		大網白里 スマート	-	110	210	340	530	640
	東金	60	160	240	320	450	640	740
	山武成東	40	240	300	380	450	590	770
松尾横芝	100	240	350	400	480	560	680	870
								980

ただし、東金インターチェンジにおいて千葉東金道路と連続して通行する場合の割引額（単位：円）は、次表のとおりとする。

軽自動車等

	松尾横芝	山武成東	東金	大網白里 スマート	茂原北	茂原長柄 スマート	茂原長南	市原鶴舞	木更津東	木更津 ジヤンクション
東金	70	40	-	30	40	70	90	130	180	220

普通車

	松尾横芝	山武成東	東金	大網白里 スマート	茂原北	茂原長柄 スマート	茂原長南	市原鶴舞	木更津東	木更津 ジヤンクション
東金	90	40	-	40	60	90	120	170	230	270

中型車

	松尾横芝	山武成東	東金	大網白里 スマート	茂原北	茂原長柄 スマート	茂原長南	市原鶴舞	木更津東	木更津 シヤンクション
東金	100	60	—	50	70	110	140	190	280	160

大型車

	松尾横芝	山武成東	東金	大網白里 スマート	茂原北	茂原長柄 スマート	茂原長南	市原鶴舞	木更津東	木更津 シヤンクション
東金	140	80	—	70	90	150	200	270	380	230

特大車

	松尾横芝	山武成東	東金	大網白里 スマート	茂原北	茂原長柄 スマート	茂原長南	市原鶴舞	木更津東	木更津 シヤンクション
東金	230	130	—	110	160	240	320	450	640	740

⑬障害者割引

イ 割引をする自動車

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付を受けている療育手帳（以下「手帳」という。）に、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）若しくは当該事務所を設置していない町村又は東日本高速道路株式会社及び他の有料道路事業者が共同で設ける申込窓口において、以下の（イ）又は（ロ）の要件を満たすものとして、東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車。

（イ）手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、東日本高速道路株式会社が別に定めるもの。

（ロ）手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき東日本高速道路株式会社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、東日本高速道路株式会社が別に定めるもの。

なお、上記自動車がETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付

を行おうとする場合は、東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ETCクレジットカード又はETCパーソナルカードと車載器とともに使用する場合に限る。

また、上記（イ）又は（ロ）の要件を満たす自動車以外の自動車であっても、東日本高速道路株式会社が別に定めるものについては、東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより本割引を適用するものとする。ただし、当該自動車がETCシステムを利用して無線通行により料金所を通行し通行料金の納付を行おうとする場合は、東日本高速道路株式会社が別に定める方法により通行する場合に限る。

ロ 割引率

割引率は50パーセント以下とする。

⑭乗合型自動車（定期路線）割引

イ 割引をする自動車

高速国道を通行する別表1-1に掲げる乗合型自動車のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が当該許可に係る路線を定期に運行し、若しくは同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行し、その運行区間内の高速国道に設置し、供用されたバス停留所のおおむね80パーセント以上に停車する自動車で、かつ、「ETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）。

ロ 割引率

割引率は30パーセントとする。

⑮乗合型自動車回数券割引

イ 割引をする自動車

当該回数券により、道路運送法の定めに基づく乗合旅客の運送を行うために横浜横須賀道路のうち馬堀海岸インターチェンジから狩場インターチェンジまでの区間及び釜利谷ジャンクションから並木インターチェンジまでの区間の各インターチェンジ相互間を通行する別表1-1に掲げる乗合型自動車

ロ 割引率

割引率は30パーセントとする。

ハ 適用する期間

東日本高速道路株式会社が別に定める日までとする。

⑯二輪車定率割引

イ 割引をする自動車

ハに定める期間のうち休日の1日間に、対距離制区間、均一料金制区間、区間料金制区間及び一

般有料道路を、ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行し、ETCクレジットカード又はETCパーソナルカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車のうち、軽自動車等（ただし、別表1-1若しくは別表1-2に掲げる自動車の種類がイ（ただし、二輪自動車に限る。）又はハで、東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための申込みがなされている場合に限る。）。

ただし、本割引の適用は、各インターチェンジ相互間の1回の通行のキロ程が80キロメートルを超える場合に限るものとし、各インターチェンジ相互間のキロ程は、別表3、別表5及び別表8のキロ程により算出するものとする。インターチェンジ相互間の経路が複数ある場合のキロ程は、複数経路のうち最も短い経路のキロ程を適用する。

なお、次表（A）に掲げる場合（二以上の場に該当するときを含む。）で、かつ、次表の（B）に定める方法により通行する場合は、それぞれの通行に係るキロ程を合算して算出する。

(A)
連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に均一制区間、区間料金制区間並びに横浜新道、横浜横須賀道路及び第三京浜道路を除く一般有料道路を含む場合。
東北自動車道と米沢南陽道路を福島ジャンクション接続部と米沢北インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
山形自動車道を月山インターチェンジと湯殿山インターチェンジを経由し連続して通行する場合。

(B)
道央自動車道のうち大沼公園インターチェンジから札幌南インターチェンジまでと均一制区間を連続して通行する場合は、道央自動車道のうち大沼公園インターチェンジから札幌南インターチェンジまでと均一制区間を3時間以内に通行するものとする。
道央自動車道のうち札幌インターチェンジから士別剣淵インターチェンジまでと均一制区間を連続して通行する場合は、道央自動車道のうち札幌インターチェンジから士別剣淵インターチェンジまでと均一制区間を3時間以内に通行するものとする。
札樽自動車道のうち小樽インターチェンジから札幌西インターチェンジまでと均一制区間を連続して通行する場合は、札樽自動車道のうち小樽インターチェンジから札幌西インターチェンジまでと均一制区間を3時間以内に通行するものとする。
東京外環自動車道と東北自動車道を連続して通行する場合は、東京外環自動車道と東北自動車道を3時間以内に通行するものとする。
東京外環自動車道と関越自動車道を連続して通行する場合は、東京外環自動車道と関越自動車道を3時間以内に通行するものとする。
東京外環自動車道と常磐自動車道を連続して通行する場合は、東京外環自動車道と常磐自動車道を3時間以内に通行するものとする。
東京外環自動車道と京葉道路を連続して通行する場合は、東京外環自動車道と京葉道路を3時間以内に通行するものとする。
東北自動車道と米沢南陽道路を連続して通行する場合は、東北自動車道と米沢南陽道路を3時間以内

に通行するものとする。

山形自動車道のうち村田ジャンクションから月山インターチェンジまでと山形自動車道のうち湯殿山インターチェンジから鶴岡ジャンクションまでを連続して通行する場合は、山形自動車道のうち村田ジャンクションから月山インターチェンジまでと山形自動車道のうち湯殿山インターチェンジから鶴岡ジャンクションまでを3時間以内に通行するものとする。

東関東自動車道と東京外環自動車道を連続して通行する場合は、東関東自動車道と東京外環自動車道を3時間以内に通行するものとする。

東関東自動車道と京葉道路を連続して通行する場合は、東関東自動車道と京葉道路を3時間以内に通行するものとする。

京葉道路のうちA区間からC区間までと京葉道路のうちD区間からF区間までを連続して通行する場合は、京葉道路のうちA区間からC区間までと京葉道路のうちD区間からF区間までを3時間以内に通行するものとする。

東京湾アクアラインと東京湾アクアライン連絡道を連続して通行する場合は、東京湾アクアラインと東京湾アクアライン連絡道を3時間以内に通行するものとする。

ロ 割引率等

割引率は37.5パーセントとし、対距離制区間、均一制区間、区間料金制区間及び一般有料道路の通行料金に適用する。

なお、本割引適用後の料金の額は、対距離制区間、均一制区間、区間料金制区間及び一般有料道路の別（ただし、対距離制区間及び一般有料道路を連続して通行する場合は、甲インターチェンジと乙インターチェンジのインターチェンジ相互間の料金の額。）により算出し、それぞれの割引後の算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

また、1.(2)④に定める料金算定の特例を適用する場合は、料金算定の特例を適用した額に本割引を適用する。

ハ 実施する期間

令和7年4月5日から同年11月30日まで（ただし、道央自動車道、後志自動車道、札樽自動車道、道東自動車道、深川・留萌自動車道及び日高自動車道を通行する場合、令和7年4月5日から同年10月26日まで。）。

⑯割引相互間の適用関係

イ 割引相互間の重複適用関係

①から③まで、⑥から⑭まで及び⑯に定める割引相互間の重複適用関係は別表7のとおりとする。

ロ 重複適用無しと定めた割引の適用方法

別表7において重複適用無しと定めた割引のうち2以上の割引適用要件に該当する自動車の場合、各々の割引を適用して算出した額のうち最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

ハ ④と①、③、⑥、⑨から⑬まで又は⑯の割引相互間における重複適用関係

（イ）④と①は、重複して各々の割引を当該自動車に適用する。

(ロ) ④と③、⑥、⑨から⑫まで、⑬又は⑭の割引適用要件に該当する自動車の場合、④の割引は適用しないものとする。ただし、④ロの(イ)から(ハ)により算出した額が、⑩、⑪又は⑫の割引を適用した額より低い場合には、⑩、⑪又は⑫の割引を適用した額から④ロの(イ)から(ハ)により算出した額を差し引いた額を東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより還元する。

ニ ⑤と②、③、⑥、⑨から⑫まで又は⑭の割引相互間における重複適用関係

(イ) ⑤と②の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑤の割引適用後に、次式により算出した額に②の割引を適用する。

$$A - (A - B) \times 2$$

(注) 上記式において、A、Bは、それぞれ次の値を表すものとする。

A : (2)に定める料金の額(ただし、⑩又は⑪の割引適用要件に該当する自動車の場合は、当該割引を適用した額とする。)。

B : 月間適用回数(コードペレート契約)が10回以上の場合における、⑤ロの(イ)から(ハ)で算出した料金の額

(ロ) ⑤と⑭の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑤の割引適用後に、⑭の割引を適用する。

(ハ) ⑤と③、⑥又は⑨の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑤の割引は適用しないものとする。

(二) ⑤と⑩、⑪又は⑫の割引適用要件に該当する自動車の場合、各々の割引を適用して算出した額のうち、最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

⑯企画割引

イ 2024 北海道セット型汎用プラン

(イ) 割引をする自動車

(ハ) に定める期間のうち連続する最大4日間から最大8日間までのいずれかの間に、(二)に定める区間を通行(ただし、当該区間内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。)するETC車(ETCコードペレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。)のうち、軽自動車等及び普通車(東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより本割引の適用を受けるための東日本高速道路株式会社への申込み((ロ)に定める最大日数の開始日が令和6年10月1日から令和7年9月30日までの間の申込みに限る。)がなされている場合に限る。)。

(ロ) 割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、連続する最大日数の別に次のとおりとする。

最大日数	軽自動車等	普通車
4日間	6,200円	7,700円
5日間	7,700円	9,600円
6日間	9,300円	11,600円
7日間	10,800円	13,500円
8日間	12,300円	15,400円

(ハ) 実施する期間

令和6年10月1日から令和7年10月7日まで。(ただし、東日本高速道路株式会社が別に定める日を除く。)

(ニ) 適用区間

道央自動車道、後志自動車道、札樽自動車道、道東自動車道、深川・留萌自動車道及び日高自動車道の全区間。

(ホ) 割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してマイレージ割引を適用する。

ロ 成田スマートインターチェンジにおける試行的な割引

(イ) 割引をする自動車

E T C クレジットカード、E T C パーソナルカード又はE T C コーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車(E T C システムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。)。

(ロ) 割引額

割引額は次表のとおりとする。

車種	割引額
軽自動車等	130円
普通車	150円
中型車	170円
大型車	150円
特大車	100円

(ハ) 実施する期間

令和元年10月1日から令和8年3月31日まで。

(ニ) 適用区間

新空港自動車道の成田スマートインターチェンジと新空港インターチェンジ相互間。

(ホ) 割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引、大口・多頻度割引又は乗合型自動車(定期路線)割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してこれらの割引を適用する。なお、一の通行が本割引、深夜割引及び障害者割引のうち2以上の割引適用要件に該当する自動車の場合、各々の割引を適用して算出した額のうち最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

ハ ウィンターパス 2026

(イ) 割引をする自動車

(ハ) に定める期間のうち連続する最大3日間に、(ロ) に定める適用区間を通行((ロ) に定めるAインターチェンジから fインターチェンジまで及びBインターチェンジから fインター

一チェンジまでの往復については、東北自動車道の福島ジャンクション接続部と東北中央自動車道（米沢南陽道路）を他の道路管理者が管理する道路を経由して連続して通行する場合を含む。) (以下「往復型」という。)、(二)に定めるHインターチェンジから(ホ)(a)に定める区間内のインターチェンジまで往復し、(ホ)(a)に定める区間を通行(当該区間内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。以下同じ。) (以下「白馬・志賀・妙高周遊型」という。)、(二)に定めるHインターチェンジから(ホ)(b)に定める区間内のインターチェンジまで往復し、(ホ)(b)に定める区間を通行(以下「菅平・軽井沢周遊型」という。)、(二)に定めるHインターチェンジから(ホ)(c)に定める区間内のインターチェンジまで往復し、(ホ)(c)に定める区間を通行(以下「首都圏一猪苗代・磐梯周遊型」という。)、(二)に定めるHインターチェンジから(ホ)(d)に定める区間内のインターチェンジまで往復し、(ホ)(d)に定める区間を通行(以下「那須・塩原周遊型」という。)、(ホ)(e)に定める区間を通行(以下「水戸・猪苗代・磐梯周遊型」という。)、(ホ)(f)に定める区間を通行(以下「仙台・猪苗代・磐梯周遊型」という。)、(ホ)(g)に定める区間を通行(以下「安比・八幡平周遊型」という。)、(ホ)(h)に定める区間を通行(以下「夏油周遊型」という。)、(ホ)(i)に定める区間を通行(以下「新潟・猪苗代・磐梯周遊型」という。)又は(二)に定めるHインターチェンジから(ホ)(j)に定める区間内のインターチェンジまで往復し、(ホ)(j)に定める区間を通行(以下「蔵王周遊型」という。)するETC車(ETCコードカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。)のうち軽自動車等及び普通車(東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための申込みがなされている場合に限る。)。

(ロ) 割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、次のとおりとする。

なお、次表に掲げる各インターチェンジは、(二)に定める適用インターチェンジをいう。

	適用区間	料金の合計額	
		軽自動車等	普通車
往復型	Aインターチェンジからaインターチェンジまでの往復	4, 900円	6, 100円
	Aインターチェンジからbインターチェンジまでの往復	6, 900円	8, 700円
	Aインターチェンジからfインターチェンジまでの往復	8, 400円	10, 600円
	Bインターチェンジからaインターチェンジまでの往復	4, 500円	5, 600円
	Bインターチェンジからbインターチェンジまでの往復	6, 500円	8, 100円
	Bインターチェンジからfインターチェンジまでの往復	8, 000円	10, 000円
	Cインターチェンジからcインターチェンジまでの往復	4, 100円	5, 100円
	Cインターチェンジからdインターチェンジまでの往復	3, 600円	4, 500円
	Cインターチェンジからeインターチェンジまでの往復	5, 300円	6, 600円
	Dインターチェンジからhインターチェンジまでの往復	5, 300円	6, 600円
	Dインターチェンジからiインターチェンジまでの往復	6, 900円	8, 700円

Eインターチェンジからhインターチェンジまでの往復	4, 500円	5, 600円
Eインターチェンジからiインターチェンジまでの往復	6, 100円	7, 600円
Fインターチェンジからcインターチェンジまでの往復	3, 600円	4, 500円
Fインターチェンジからgインターチェンジまでの往復	3, 800円	4, 800円
Fインターチェンジからjインターチェンジまでの往復	4, 400円	5, 500円
Gインターチェンジからbインターチェンジまでの往復	4, 600円	5, 800円

	料金の合計額	
	軽自動車等	普通車
白馬・志賀・妙高周遊型	6, 100円	7, 600円
菅平・軽井沢周遊型	4, 500円	5, 600円
首都圏一猪苗代・磐梯周遊型	6, 500円	8, 100円
那須・塩原周遊型	4, 500円	5, 600円
水戸・猪苗代・磐梯周遊型	4, 200円	5, 200円
仙台・猪苗代・磐梯周遊型	3, 700円	4, 600円
安比・八幡平周遊型	4, 700円	5, 900円
夏油周遊型	3, 300円	4, 100円
新潟・猪苗代・磐梯周遊型	3, 300円	4, 100円
蔵王周遊型	8, 000円	10, 000円

(ハ) 実施する期間

令和7年12月1日から同年同月25日まで、令和8年1月5日から同年同月9日まで、同年同月13日から同年2月20日まで、同年同月24日から同年3月19日まで及び同年同月23日から同年4月23日まで。

(二) 適用インターチェンジ

Aインターチェンジ	東北自動車道の川口ジャンクションから浦和インターチェンジまで、関越自動車道の練馬インターチェンジから花園インターチェンジまで、常磐自動車道の三郷インターチェンジから土浦北インターチェンジまで並びに首都圏中央連絡自動車道のあきる野インターチェンジから川島インターチェンジまで及び境古河インターチェンジから下総インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。
Bインターチェンジ	東北自動車道の岩槻インターチェンジから羽生インターチェンジまで及び首都圏中央連絡自動車道の桶川北本インターチェンジから五霞インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。
Cインターチェンジ	東北自動車道の仙台南インターチェンジから大和インターチェンジまで、仙台東部道路の名取インターチェンジから仙台港北インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。

	ジまで及び三陸縦貫自動車道（仙塩道路）の仙台港北インターチェンジから利府塩釜インターチェンジまでの間並びに仙台南部道路及び仙台北部道路の全区間の各インターチェンジ。
Dインターチェンジ	東北自動車道の川口ジャンクションから羽生インターチェンジまで、関越自動車道の練馬インターチェンジから三芳スマートインターチェンジまで、常磐自動車道の三郷インターチェンジから土浦北インターチェンジまで並びに首都圏中央連絡自動車道のあきる野インターチェンジから青梅インターチェンジまで及び桶川加納インターチェンジから下総インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。
Eインターチェンジ	関越自動車道の川越インターチェンジから花園インターチェンジまで及び首都圏中央連絡自動車道の入間インターチェンジから桶川北本インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。
Fインターチェンジ	磐越自動車道の新津インターチェンジから新潟中央インターチェンジまで、日本海東北自動車道の新潟中央ジャンクションから豊栄新潟東港インターチェンジまで及び北陸自動車道の新潟中央ジャンクションから巻潟東インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。
Gインターチェンジ	常磐自動車道の千代田石岡インターチェンジから日立北インターチェンジまで、東関東自動車道の鉾田インターチェンジから茨城町ジャンクションまで、北関東自動車道の友部ジャンクションから水戸南インターチェンジまで及び東水戸道路の水戸南インターチェンジから水戸大洗インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。
Hインターチェンジ	東北自動車道の川口ジャンクションから羽生インターチェンジまで、関越自動車道の練馬インターチェンジから花園インターチェンジまで、常磐自動車道の三郷インターチェンジから土浦北インターチェンジまで及び首都圏中央連絡自動車道のあきる野インターチェンジから下総インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。
aインターチェンジ	東北自動車道の西那須野塩原インターチェンジから白河インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。
bインターチェンジ	東北自動車道の郡山インターチェンジから二本松インターチェンジまで及び磐越自動車道の郡山ジャンクションから会津若松インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。
cインターチェンジ	東北自動車道の郡山ジャンクションから二本松インターチェンジまで及び磐越自動車道の郡山ジャンクションから会津若松インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。
dインターチェンジ	東北自動車道の平泉前沢インターチェンジから北上江釣子インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。
eインターチェンジ	東北自動車道の盛岡南インターチェンジから安代インターチェンジま

	での間の各インターチェンジ。
f インターチェンジ	山形自動車道の山形蔵王インターチェンジから山形北インターチェンジまで及び東北中央自動車道のかみのやま温泉インターチェンジから山形中央インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。
g インターチェンジ	関越自動車道の湯沢インターチェンジから魚沼インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。
h インターチェンジ	上信越自動車道の松井田妙義インターチェンジから坂城インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。
i インターチェンジ	上信越自動車道の更埴ジャンクションから上越高田インターチェンジまで及び長野自動車道の更埴インターチェンジから更埴ジャンクションまでの間の各インターチェンジ。
j インターチェンジ	上信越自動車道の信州中野インターチェンジから上越ジャンクションまで及び北陸自動車道の上越ジャンクションから糸魚川インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。

(ホ) 適用区間

(a) 白馬・志賀・妙高周遊型

上信越自動車道の坂城インターチェンジから上越高田インターチェンジまで及び長野自動車道の更埴インターチェンジから更埴ジャンクションまでの区間。

(b) 菅平・軽井沢周遊型

上信越自動車道の松井田妙義インターチェンジから坂城インターチェンジまでの区間。

(c) 首都圏-猪苗代・磐梯周遊型

東北自動車道の郡山インターチェンジから二本松インターチェンジまで及び磐越自動車道の郡山東インターチェンジから会津若松インターチェンジまでの区間。

(d) 那須・塩原周遊型

東北自動車道の西那須野塩原インターチェンジから白河インターチェンジまでの区間。

(e) 水戸・猪苗代・磐梯周遊型

東北自動車道の郡山インターチェンジから二本松インターチェンジまで、磐越自動車道のいわきジャンクションから会津若松インターチェンジまで、常磐自動車道の千代田石岡インターチェンジからいわき中央インターチェンジまで、東関東自動車道の鉾田インターチェンジから茨城町ジャンクションまで、北関東自動車道の友部インターチェンジから水戸南インターチェンジまで及び東水戸道路の水戸南インターチェンジから水戸大洗インターチェンジまでの区間。

(f) 仙台・猪苗代・磐梯周遊型

東北自動車道の郡山インターチェンジから大和インターチェンジまで、山形自動車道の村田ジャンクションから宮城川崎インターチェンジまで、磐越自動車道の郡山東インターチェンジから会津若松インターチェンジまで、仙台東部道路の名取インターチェンジから仙台港北インターチェンジまで及び三陸縦貫自動車道（仙塩道路）の仙台港北インターチェンジから利府塩釜インターチェンジまでの区間並びに仙台南部道路及び仙台北部道路の全区間。

(g) 安比・八幡平周遊型

東北自動車道の仙台南インターチェンジから安代インターチェンジまで、八戸自動車道の安代ジャンクションから浄法寺インターチェンジまで、釜石自動車道の花巻空港インターチェンジから花巻ジャンクションまで、秋田自動車道の北上ジャンクションから北上西インターチェンジまで、仙台東部道路の名取インターチェンジから仙台港北インターチェンジまで及び三陸縦貫自動車道（仙塩道路）の仙台港北インターチェンジから利府塩釜インターチェンジまでの区間並びに仙台南部道路及び仙台北部道路の全区間。

(h) 夏油周遊型

東北自動車道の仙台南インターチェンジから北上江釣子インターチェンジまで、秋田自動車道の北上ジャンクションから北上西インターチェンジまで、仙台東部道路の名取インターチェンジから仙台港北インターチェンジまで及び三陸縦貫自動車道（仙塩道路）の仙台港北インターチェンジから利府塩釜インターチェンジまでの区間並びに仙台南部道路及び仙台北部道路の全区間。

(i) 新潟・猪苗代・磐梯周遊型

東北自動車道の郡山インターチェンジから二本松インターチェンジまで、磐越自動車道の郡山東インターチェンジから新潟中央インターチェンジまで、日本海東北自動車道の新潟中央ジャンクションから豊栄新潟東港インターチェンジまで及び北陸自動車道の巻潟東インターチェンジから新潟中央ジャンクションまでの区間。

(j) 蔵王周遊型

山形自動車道の山形蔵王インターチェンジから寒河江インターチェンジまで及び東北中央自動車道のかみのやま温泉インターチェンジから天童インターチェンジまでの区間。

(ヘ) 割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してマイレージ割引を適用する。

ニ 2024 東北セット型汎用プラン

(イ) 割引をする自動車

(ハ) に定める期間のうち連続する最大4日間から最大8日間までのいずれかの間に、(二)(a)に定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。以下同じ。）（以下「東北6県プラン」という。）又は(ハ)に定める期間のうち連続する最大4日間に、(二)(b)に定める区間を通行（以下「青森・宮城プラン」という。）若しくは(二)(c)に定める区間を通行（以下「秋田・宮城プラン」という。）するETC車（ETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち、軽自動車等及び普通車（東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより本割引の適用を受けるための東日本高速道路株式会社への申込み((ロ)に定める最大日数の開始日が令和6年10月1日から令和7年9月30日までの間の申込みに限る。)がなされている場合に限る。）。

(ロ) 割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、連続する最大日数の別に次のとおりとする。

	最大日数	軽自動車等	普通車
東北6県プラン	4日間	6,800円	8,500円
	5日間	8,500円	10,600円
	6日間	10,200円	12,800円
	7日間	11,900円	14,900円
	8日間	13,600円	17,000円
青森・宮城プラン	4日間	6,000円	7,500円
秋田・宮城プラン	4日間	5,700円	7,100円

(ハ) 実施する期間

令和6年10月1日から令和7年10月7日まで。（ただし、東日本高速道路株式会社が別に定める日を除く。）

(二) 適用区間

(a) 東北6県プラン

東北自動車道の白河インターチェンジから青森インターチェンジまで、日本海東北自動車道の鶴岡ジャンクションから酒田みなとインターチェンジまで及び岩城インターチェンジから河辺ジャンクションまで、磐越自動車道のいわきジャンクションから西会津インターチェンジまで並びに常磐自動車道のいわき勿来インターチェンジから亘理インターチェンジまでの区間並びに八戸自動車道、青森自動車道、釜石自動車道、秋田自動車道、山形自動車道、東北中央自動車道、仙台東部道路、仙台南部道路、秋田外環状道路、琴丘能代道路、米沢南陽道路、湯沢横手道路、仙塩道路、百石道路、仙台北部道路及び仙台松島道路の全区間。

(b) 青森・宮城プラン

東北自動車道の仙台南インターチェンジから青森インターチェンジまで、秋田自動車道の北上ジャンクションから北上西インターチェンジまで、仙台東部道路の仙台空港インターチェンジから仙台港北インターチェンジまでの区間並びに八戸自動車道、青森自動車道、釜石自動車道、仙台南部道路、仙塩道路、百石道路、仙台北部道路及び仙台松

島道路の全区間。

(c) 秋田・宮城プラン

東北自動車道の仙台南インターチェンジから小坂ジャンクションまで、八戸自動車道の安代ジャンクションから浄法寺インターチェンジまで、日本海東北自動車道の岩城インターチェンジから河辺ジャンクションまで、仙台東部道路の仙台空港インターチェンジから仙台港北インターチェンジまでの区間並びに釜石自動車道、秋田自動車道、仙台南部道路、秋田外環状道路、琴丘能代道路、湯沢横手道路、仙塩道路、仙台北部道路及び仙台松島道路の全区間。

(ホ) 割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してマイレージ割引を適用する。

ホ 2025ツーリングプラン

(イ) 割引をする自動車

(ハ) (a) に定める期間のうち連続する最大3日間に (ニ) (a) に定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。以下同じ。）（以下「(a) 道南・道北コース」という。）若しくは (ニ) (b) に定める区間を通行（以下「(b) 道南・道東コース」という。）、(ハ) (b) に定める期間のうち連続する最大2日間に (ニ) (c) に定める区間を通行（以下「(c) 東北・三陸コース」という。）、(ニ) (d) に定める区間を通行（以下「(d) 関越道・東北道コース」という。）、(ニ) (e) に定める区間を通行（以下「(e) 東北道・常磐道コースミニ」という。）若しくは (ニ) (g) に定める区間を通行（以下「(g) 東関東道・館山道コース」という。）又は (ハ) (b) に定める期間のうち連続する最大3日間に (ニ) (f) に定める区間を通行（以下「(f) 東北道・常磐道コースワイド」という。）するETC車（ETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち、軽自動車等（ただし、別表1-1に掲げる自動車の種類がイ（ただし、二輪自動車に限る。）又はハで、東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための申込みがなされている場合に限る。）。

(ロ) 割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、次のとおりとする。

コース名	最大日数	料金の合計額
(a) 道南・道北コース	3日間	6, 100円
(b) 道南・道東コース	3日間	6, 100円
(c) 東北・三陸コース	2日間	3, 800円
(d) 関越道・東北道コース	2日間	3, 000円
(e) 東北道・常磐道コースミニ	2日間	2, 500円
(f) 東北道・常磐道コースワイド	3日間	5, 100円
(g) 東関東道・館山道コース	2日間	2, 500円

(ハ) 実施する期間

(a) 令和7年4月1日から同年10月31日まで。

(b) 令和7年4月1日から同年11月30日まで。

(二) 適用区間

(a) 道南・道北コース

道東自動車道の千歳恵庭ジャンクションから千歳東インターチェンジまでの区間並びに道央自動車道、後志自動車道、札樽自動車道、深川・留萌自動車道及び日高自動車道の全区間。

(b) 道南・道東コース

道央自動車道の大沼公園インターチェンジから札幌インターチェンジまでの区間並びに後志自動車道、札樽自動車道、道東自動車道及び日高自動車道の全区間。

(c) 東北・三陸コース

東北自動車道の仙台南インターチェンジから花巻インターチェンジまで並びに釜石自動車道の東和インターチェンジから花巻ジャンクションまで並びに秋田自動車道の北上ジャンクションから北上西インターチェンジまで並びに仙台東部道路の名取インターチェンジから仙台港北インターチェンジまでの区間並びに仙台南部道路、仙塩道路、仙台北部道路及び仙台松島道路の全区間。

(d) 関越道・東北道コース

東京外環自動車道の大泉インターチェンジから草加インターチェンジまで並びに東北自動車道の川口ジャンクションから西那須野塩原インターチェンジまで並びに関越自動車道の練馬インターチェンジから沼田インターチェンジまで並びに北関東自動車道の高崎ジャンクションから岩舟ジャンクションまで及び栃木都賀ジャンクションから都賀インターチェンジまで並びに首都圏中央連絡自動車道のあきる野インターチェンジから幸手インターチェンジまでの区間。

(e) 東北道・常磐道コースミニ

東京外環自動車道の川口西インターチェンジから松戸インターチェンジまで並びに東北自動車道の川口ジャンクションから宇都宮インターチェンジまで並びに常磐自動車道の三郷インターチェンジから日立南太田インターチェンジまで並びに東関東自動車道の鉾田インターチェンジから茨城町ジャンクションまで並びに北関東自動車道の佐野田沼インターチェンジから岩舟ジャンクションまで及び栃木都賀ジャンクションから水戸南インターチェンジまで並びに首都圏中央連絡自動車道の白岡菖蒲インターチェンジからつくば牛久インターチェンジまでの区間並びに東水戸道路の全区間。

(f) 東北道・常磐道コースワイド

東京外環自動車道の川口西インターチェンジから松戸インターチェンジまで並びに東北自動車道の川口ジャンクションから福島飯坂インターチェンジまで並びに磐越自動車道のいわきジャンクションから会津若松インターチェンジまで並びに常磐自動車道の三郷インターチェンジから相馬インターチェンジまで並びに東関東自動車道の鉾田インターチェンジから茨城町ジャンクションまで並びに北関東自動車道の佐野田沼インターチェンジから岩舟ジャンクションまで及び栃木都賀ジャンクションから水戸南インターチェンジまで並びに首都圏中央連絡自動車道の白岡菖蒲インターチェンジからつくば牛久インターチェンジまでの区間並びに東水戸道路の全区間。

(g) 東関東道・館山道コース

東関東自動車道の湾岸市川インターチェンジから潮来インターチェンジまで並びに首都圏中央

連絡自動車道の下総インターチェンジから大栄ジャンクションまで及び松尾横芝インターチェンジから木更津ジャンクションまでの区間並びに館山自動車道並びに新空港自動車道並びに京葉道路並びに千葉東金道路並びに富津館山道路並びに東京湾アクアライン並びに東京湾アクアライン連絡道の全区間。

(ホ) 割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してマイレージ割引を適用する。

へ 佐渡島ゴールデンパス

(イ) 割引をする自動車

(ハ) に定める期間のうち連續する最大4日間に、(ニ)に定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入若しくは流出する場合に限る。以下同じ。）するETC車（ETCコードカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち、軽自動車等及び普通車（東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための申込み（ロ）に定める最大日数の開始日が令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間の申込みに限る。）がなされている場合に限る。）。

(ロ) 割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、次のとおりとする。

最大日数	軽自動車等	普通車
4日間	8,000円	10,000円

(ハ) 実施する期間

令和7年4月1日から令和9年4月3日まで。（ただし、東日本高速道路株式会社が別に定める日を除く。）

(ニ) 適用区間

磐越自動車道の新津インターチェンジから新潟中央インターチェンジまで、関越自動車道の練馬インターチェンジから長岡インターチェンジまで、上信越自動車道の藤岡インターチェンジから上越ジャンクションまで、北関東自動車道の高崎ジャンクションから前橋南インターチェンジまで、長野自動車道の更埴インターチェンジから更埴ジャンクションまで、日本海東北自動車道の新潟亀田インターチェンジから新潟中央ジャンクションまで、北陸自動車道の新潟中央ジャンクションから西山インターチェンジまで、北陸自動車道の上越インターチェンジから名立谷浜インターチェンジまで及び首都圏中央連絡自動車道のあきる野インターチェンジから白岡菖蒲インターチェンジまでの区間。

(ホ) 割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してマイレージ割引を適用する。

ト 2025静岡ドライブプラン

(イ) 割引をする自動車

(ハ) に定める期間のうち連続する最大4日間に、(ニ) に定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。）するETC車（ETCコードカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち軽自動車等及び普通車（東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための申込みがなされている場合に限る。）。

(ロ) 割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、次のとおりとする。

最大日数	軽自動車等	普通車
4日間	14, 600円	18, 300円

(ハ) 実施する期間

令和7年6月1日から令和8年2月28日まで。（ただし、東日本高速道路株式会社が別に定める日を除く。）

(ニ) 適用区間

磐越自動車道の新津インターチェンジから新潟中央インターチェンジまで、上信越自動車道の更埴ジャンクションから上越ジャンクションまで、長野自動車道の安曇野インターチェンジから更埴ジャンクションまで、日本海東北自動車道の新潟空港インターチェンジから新潟中央ジャンクションまで及び北陸自動車道の新潟中央ジャンクションから名立谷浜インターチェンジまでの区間並びに中日本高速道路株式会社が管理する中央自動車道長野線の岡谷ジャンクションから安曇野インターチェンジまで、中央自動車道西宮線の双葉スマートインターチェンジから伊北インターチェンジまで、中部横断自動車道の新清水ジャンクションから富沢インターチェンジまで及び六郷インターチェンジから双葉ジャンクションまで、第二東海自動車道横浜名古屋線の新清水ジャンクションから島田金谷インターチェンジまで及び新清水ジャンクションから清水ジャンクションまで、第一東海自動車道の富士川スマートインターチェンジから相良牧之原インターチェンジまでの区間。

(ホ) 割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してマイレージ割引を適用する。

チ HOKKAIDO LOVE!道トクふりーぱす

(イ) 割引をする自動車

(ハ) (ア) に定める期間のうち連続する最大2日間から最大7日間までのいずれかの間に、(ニ) (ア) に定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。以下同じ。）（以下「全道プラン」という。）又は(ハ) (ブ) に定める期間のうち連続する最大2日間若しくは3日間に、(ニ) (ブ) に定める区間を通行（以下「道南プラン」という。）、(ニ) (シ) に定める区間を通行（以下「道北プラン」という。）若しくは(ニ) (ド) に定める区間を通行（以下「道東プラン」という。）するETC車（ETCコードカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち、軽自動車等及び普通車（東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための申込

み((口)に定める全道プランの最大日数の開始日が令和7年4月1日から同年11月30日までの間及び令和8年4月1日から同年11月30日までの間の申込み又は道南プラン、道北プラン及び道東プランの最大日数の開始日が令和7年12月1日から令和8年3月31日までの間及び令和8年12月1日から令和9年3月31日までの間の申込みに限る。)がなされている場合に限る。)。

(ロ) 割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、次のとおりとする。

	最大日数	軽自動車等	普通車
全道プラン	2日間	6, 400円	8, 000円
	3日間	7, 200円	9, 000円
	4日間	8, 100円	10, 700円
	5日間	9, 200円	11, 700円
	6日間	10, 200円	12, 700円
	7日間	11, 200円	13, 700円
道南プラン	2日間	5, 200円	6, 500円
	3日間	6, 100円	7, 600円
道北プラン	2日間	5, 200円	6, 500円
	3日間	6, 100円	7, 600円
道東プラン	2日間	5, 200円	6, 500円
	3日間	6, 100円	7, 600円

(ハ) 実施する期間

- (a) 令和7年4月1日から同年12月6日まで及び令和8年4月1日から同年12月6日まで。
(ただし、東日本高速道路株式会社が別に定める日を除く。)
- (b) 令和7年12月1日から令和8年4月2日まで及び令和8年12月1日から令和9年4月2日まで。(ただし、東日本高速道路株式会社が別に定める日を除く。)

(二) 適用区間

(a) 全道プラン

道央自動車道、後志自動車道、札樽自動車道、道東自動車道、深川・留萌自動車道及び日高自動車道の全区間。

(b) 道南プラン

道央自動車道の大沼公園インターチェンジから札幌インターチェンジまで及び道東自動車道の千歳恵庭ジャンクションから千歳東インターチェンジまでの区間並びに後志自動車道、札樽自動車道及び日高自動車道の全区間。

(c) 道北プラン

道央自動車道の新千歳空港インターチェンジから士別剣淵インターチェンジまで及び道東自動車道の千歳恵庭ジャンクションから千歳東インターチェンジまでの区間並びに後志自動車道、札樽自動車道及び深川・留萌自動車道の全区間。

(d) 道東プラン

道央自動車道の新千歳空港インターチェンジから札幌インターチェンジまでの区間並びに後志自動車道、札樽自動車道及び道東自動車道の全区間。

(ホ) 割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してマイレージ割引を適用する。

リ 東北観光フリーパス

(イ) 割引をする自動車

(ハ) に定める期間のうち連続する最大2日間若しくは3日間に、(二)(a)に定める区間を通行(ただし、当該区間内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。以下同じ。)(以下「東北周遊型」という。)、(二)(b)に定める区間を通行(以下「北東北周遊型」という。)若しくは(二)(c)に定める区間を通行(以下「南東北周遊型」という。)、(ハ)に定める期間のうち連続する最大2日間若しくは3日間に、(二)(d)に定める区間内のインターチェンジから(二)(c)に定める区間内のインターチェンジまで往復し、(二)(c)に定める区間を通行(以下「首都圏発着南東北周遊型」という。)又は(ハ)に定める期間のうち連続する最大3日間に、(二)(d)に定める区間内のインターチェンジから(二)(a)に定める区間内のインターチェンジまで往復し、(二)(a)に定める区間を通行(以下「首都圏発着東北周遊型」という。)するETC車(ETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。)のうち、軽自動車等及び普通車(東日本高速道路株式会社及び宮城県道路公社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための申込み((ロ)に定める最大日数の開始日が令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間の申込みに限る。)がなされている場合に限る。)。

(ロ) 割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、次のとおりとする。

	最大日数	軽自動車等	普通車
東北周遊型	2日間	7,000円	8,700円
	3日間	8,100円	10,700円
北東北周遊型	2日間	6,100円	7,600円
	3日間	7,100円	8,700円
南東北周遊型	2日間	5,300円	6,600円
	3日間	6,100円	7,600円
首都圏発着 南東北周遊型	2日間	9,200円	11,500円
	3日間	10,800円	13,500円
首都圏発着 東北周遊型	3日間	12,800円	16,000円

(ハ) 実施する期間

令和7年4月1日から令和9年4月2日まで。(ただし、東日本高速道路株式会社が別に定める日を除く。)

(二) 適用区間

(a) 東北周遊エリア

東北自動車道の白河インターチェンジから青森インターチェンジまで、日本海東北自動車道の鶴岡ジャンクションから酒田みなとインターチェンジまで及び岩城インターチェンジから河辺ジャンクションまで、磐越自動車道のいわきジャンクションから西会津インターチェンジまで並びに常磐自動車道のいわき勿来インターチェンジから亘理インターチェンジまでの区間並びに八戸自動車道、青森自動車道、釜石自動車道、秋田自動車道、山形自動車道、東北中央自動車道、仙台東部道路、仙台南部道路、秋田外環状道路、琴丘能代道路、米沢南陽道路、湯沢横手道路、仙塩道路、百石道路、仙台北部道路及び仙台松島道路の全区間。

(b) 北東北周遊エリア

東北自動車道の仙台南インターチェンジから青森インターチェンジまで、日本海東北自動車道の岩城インターチェンジから河辺ジャンクションまで及び仙台東部道路の仙台空港インターチェンジから仙台港北インターチェンジまでの区間並びに八戸自動車道、青森自動車道、釜石自動車道、秋田自動車道、仙台南部道路、秋田外環状道路、琴丘能代道路、湯沢横手道路、仙塩道路、百石道路、仙台北部道路及び仙台松島道路の全区間。

(c) 南東北周遊エリア

東北自動車道の白河インターチェンジから若柳金成インターチェンジまで、日本海東北自動車道の鶴岡ジャンクションから酒田みなとインターチェンジまで、磐越自動車道のいわきジャンクションから西会津インターチェンジまで及び常磐自動車道のいわき勿来インターチェンジから亘理インターチェンジまでの区間並びに山形自動車道、東北中央自動車道、仙台東部道路、仙台南部道路、米沢南陽道路、仙塩道路、仙台北部道路及び仙台松島道路の全区間。

(d) 出発及び到着エリア

東北自動車道の川口ジャンクションから羽生インターチェンジまで、関越自動車道の練馬インターチェンジから花園インターチェンジまで、常磐自動車道の三郷インターチェンジから土浦北インターチェンジまで及び首都圏中央連絡自動車道のあきる野インターチェンジから下総インターチェンジまでの区間。

(ホ) 割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してマイレージ割引を適用する。

ヌ 北関東周遊フリーパス

(イ) 割引をする自動車

(ハ) に定める期間のうち連続する最大2日間若しくは3日間に、(二)(a)に定める区間内のインターチェンジから(二)(b)に定める区間内のインターチェンジまで往復し、(二)(b)に定める区間を通行(ただし、当該区間内のインターチェンジを流入又は流出する場合

に限る。以下同じ。) (以下「首都圏発着型」という。) 又は(ハ)に定める期間のうち連続する最大2日間若しくは3日間に(ニ)(b)に定める区間を通行(以下「周遊型」という。)するETC車(ETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。)のうち、軽自動車等及び普通車(東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための申込み((ロ)に定める最大日数の開始日が令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間の申込みに限る。)がなされている場合に限る。)。

(ロ) 割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、次のとおりとする。

	最大日数	軽自動車等	普通車
首都圏発着型	2日間	6,000円	7,500円
	3日間	7,000円	8,500円
周遊型	2日間	5,000円	6,500円
	3日間	6,000円	7,500円

(ハ) 実施する期間

令和7年4月1日から令和9年4月2日まで。(ただし、東日本高速道路株式会社が別に定める日を除く。)

(ニ) 適用区間

(ア) 首都圏発着型の出発及び到着エリア

東北自動車道の川口ジャンクションから羽生インターチェンジまで、関越自動車道の練馬インターチェンジから嵐山小川インターチェンジまで、常磐自動車道の三郷インターチェンジから桜土浦インターチェンジまで及び首都圏中央連絡自動車道のあきる野インターチェンジから下総インターチェンジまでの区間。

(ブ) 周遊エリア

東北自動車道の館林インターチェンジから那須高原スマートインターチェンジまで、関越自動車道の花園インターチェンジから水上インターチェンジまで、上信越自動車道の藤岡インターチェンジから碓氷軽井沢インターチェンジまで、常磐自動車道の土浦北インターチェンジから北茨城インターチェンジまで、北関東自動車道の高崎ジャンクションから岩舟ジャンクションまで及び栃木都賀ジャンクションから水戸南インターチェンジまで、東関東自動車道の鉾田インターチェンジから茨城町ジャンクションまでの区間並びに東水戸道路の全区間。

(ホ) 割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してマイレージ割引を適用する。

ル 信州めぐりフリーパス2025

(イ) 割引をする自動車

(ハ) に定める期間のうち連続する最大2日間若しくは3日間に、(ニ)(ア)に定める区間

内のインターチェンジから（二）（c）に定める区間内のインターチェンジまで往復し、（二）（c）に定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。以下同じ。）（以下「首都圏発着型」という。）、（ハ）に定める期間のうち最大2日間若しくは3日間に、（二）（b）に定める区間内のインターチェンジから（二）（c）に定める区間内のインターチェンジまで往復し、（二）（c）に定める区間を通行（以下「名古屋発着型」という。）又は（ハ）に定める期間のうち連続する最大2日間に（二）（c）に定める区間を通行（以下「周遊型」という。）するETC車（ETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち、軽自動車等及び普通車（東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための申込み（ロ）に定める最大日数の開始日が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間の申込みに限る。）がなされている場合に限る。）。

（ロ）割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、次のとおりとする。

	セット有無	最大日数	軽自動車等	普通車
首都圏発着型	通常プラン	2日間	6, 600円	8, 700円
		3日間	7, 600円	9, 700円
	セットプラン	2日間	6, 000円	7, 500円
		3日間	6, 500円	8, 500円
名古屋発着型	通常プラン	2日間	8, 000円	10, 000円
		3日間	9, 000円	11, 000円
	セットプラン	2日間	6, 500円	8, 500円
		3日間	7, 500円	9, 500円
周遊型	通常プラン	2日間	4, 600円	5, 600円
	セットプラン	2日間	4, 000円	5, 000円

（ハ）実施する期間

令和7年4月1日から令和8年4月2日まで。（ただし、東日本高速道路株式会社が別に定める日を除く。）

（二）適用区間

（ア）首都圏発着型の出発及び到着エリア

東北自動車道の川口ジャンクションから羽生インターチェンジまで並びに関越自動車道の練馬インターチェンジから花園インターチェンジまで並びに常磐自動車道の三郷インターチェンジから桜土浦インターチェンジまで並びに首都圏中央連絡自動車道のあきる野インターチェンジからつくば牛久インターチェンジまで並びに中日本高速道路株式会社が管理する中央自動車道富士吉田線の高井戸インターチェンジから相模湖インターチェンジまで並びに第一東海自動車道の東京インターチェンジから大井松田インターチェンジまで並びに第二東海自動車道横浜名古屋線の海老名南ジャンクションから新秦野インターチェンジまで並びに一般国道1号（新湘南バイパス）の藤沢インターチェンジから茅ヶ崎海岸インターチェンジま

で並びに一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）（茅ヶ崎市から海老名市門沢橋まで及び海老名市中新田からあきる野市まで（あきる野インターチェンジを含まない））の茅ヶ崎ジャンクションから海老名南ジャンクションまで及び海老名インターチェンジからあきる野インターチェンジまでの区間。

(b) 名古屋発着型の出発及び到着エリア

中日本高速道路株式会社が管理する中央自動車道西宮線の土岐インターチェンジから小牧ジャンクションまで及び小牧インターチェンジから岐阜羽島インターチェンジまで並びに第一東海自動車道の岡崎インターチェンジから小牧インターチェンジまで並びに東海北陸自動車道の一宮稻沢北インターチェンジから美濃インターチェンジまで並びに第二東海自動車道横浜名古屋線の岡崎東インターチェンジから豊田南インターチェンジまで及び東海環状自動車道の豊田東ジャンクションから山県インターチェンジまでの区間。

(c) 周遊エリア

上信越自動車道の碓氷軽井沢インターチェンジから信濃町インターチェンジまで、長野自動車道の安曇野インターチェンジから更埴ジャンクションまで、中日本高速道路株式会社が管理する中央自動車道西宮線の諏訪南インターチェンジから中津川インターチェンジまで及び中央自動車道長野線の岡谷ジャンクションから安曇野インターチェンジまでの区間。

(ホ) 割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してマイレージ割引を適用する。

ヲ 千葉ぐるっとバス

(イ) 割引をする自動車

(ハ) に定める期間のうち連續する最大2日間に、(二)に定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。）するETC車（ETCコードカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち、軽自動車等及び普通車（東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための申込み（(ロ)に定める最大日数の開始日が令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間の申込みに限る。）がなされている場合に限る。）。

(ロ) 割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、次のとおりとする。

最大日数	軽自動車等	普通車
2日間	3,400円	4,200円

(ハ) 実施する期間

令和7年4月1日から令和9年4月1日まで。（ただし、東日本高速道路株式会社が別に定める日を除く。）

(二) 適用区間

東関東自動車道の湾岸市川インターチェンジから潮来インターチェンジまで並びに京葉道路の幕張インターチェンジから千葉南ジャンクションまで並びに首都圏中央連絡自動車道の神崎

インターチェンジから大栄ジャンクションまで及び松尾横芝インターチェンジから木更津ジャンクションまでの区間並びに館山自動車道並びに新空港自動車道並びに千葉東金道路並びに富津館山道路並びに東京湾アクアライン連絡道の全区間。

(ホ) 割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してマイレージ割引を適用する。

ワ 南房総セット型汎用プラン

(イ) 割引をする自動車

(ハ) に定める期間のうち連続する最大2日間に、(二)に定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。）するETC車（ETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち、軽自動車等及び普通車（東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための申込み（(ロ)に定める最大日数の開始日が令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間の申込みに限る。）がなされている場合に限る。）。

(ロ) 割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、次のとおりとする。

最大日数	軽自動車等	普通車
2日間	1,400円	1,800円

(ハ) 実施する期間

令和7年4月1日から令和9年4月1日まで。（ただし、東日本高速道路株式会社が別に定める日を除く。）

(ニ) 適用区間

館山自動車道の市原インターチェンジから富津竹岡インターチェンジまで並びに首都圏中央連絡自動車道の木更津ジャンクションから茂原長柄スマートインターチェンジまでの区間並びに富津館山道路並びに東京湾アクアライン連絡道の全区間。

(ホ) 割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してマイレージ割引を適用する。

カ 新潟観光ドライブパス

(イ) 割引をする自動車

(ハ) に定める期間のうち連続する最大2日間若しくは3日間に、(二)(a)に定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。以下同じ。）（以下「新潟・北信濃・会津周遊型」という。）又は(ハ)に定める期間のうち連続する最大3日間に、(二)(c)に定めるA区間若しくはB区間内のインターチェンジから(二)(b)に定める区間内のインターチェンジまで往復し、(二)(b)に定める区間を通行（以下「発着周遊型」という。）するETC車（ETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうと

する利用者の自動車を除く。) のうち、軽自動車等及び普通車(東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための申込み((ロ)に定める最大日数の開始日が令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間の申込みに限る。)がなされている場合に限る。)。

(ロ) 割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、次のとおりとする。

	セット有無	最大日数	料金の合計額	
			軽自動車等	普通車
新潟・北信濃・会津周遊型	通常プラン	2日間	4,900円	6,200円
		3日間	6,100円	7,600円
	セットプラン	3日間	4,900円	6,200円

	(二)(c)に定める区間	最大日数	料金の合計額	
			軽自動車等	普通車
発着周遊型	A区間	3日間	8,800円	11,000円
	B区間		7,900円	10,000円

(ハ) 実施する期間

令和7年4月1日から令和9年4月2日まで。(ただし、東日本高速道路株式会社が別に定める日を除く。)

(二) 適用区間

(a) 新潟・北信濃・会津周遊エリア

磐越自動車道の猪苗代磐梯高原インターチェンジから新潟中央インターチェンジまで、日本海東北自動車道の新潟中央ジャンクションから荒川胎内インターチェンジまで、関越自動車道の湯沢インターチェンジから長岡インターチェンジまで、上信越自動車道の上田菅平インターチェンジから上越ジャンクションまで、長野自動車道の更埴インターチェンジから更埴ジャンクションまで及び北陸自動車道の新潟中央ジャンクションから親不知インターチェンジまでの区間。

(b) 新潟周遊エリア

磐越自動車道の津川インターチェンジから新潟中央インターチェンジまで、日本海東北自動車道の新潟中央ジャンクションから荒川胎内インターチェンジまで、関越自動車道の湯沢インターチェンジから長岡インターチェンジまで、上信越自動車道の妙高高原インターチェンジから上越ジャンクションまで及び北陸自動車道の新潟中央ジャンクションから親不知インターチェンジまでの区間。

(c) 出発及び到着エリア

A区間	東北自動車道の川口ジャンクションから羽生インターチェンジまで並びに関越自動車道の練馬インターチェンジから三芳スマートインターチェ
-----	--

	ンジまで並びに常磐自動車道の三郷インターチェンジから土浦北インターチェンジまで並びに首都圏中央連絡自動車道のあきる野インターチェンジから青梅インターチェンジまで及び桶川加納インターチェンジからつくば牛久インターチェンジまでの区間。
B 区間	関越自動車道の川越インターチェンジから花園インターチェンジまで及び首都圏中央連絡自動車道の入間インターチェンジから桶川北本インターチェンジまでの区間。

(ホ) 割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してマイレージ割引を適用する。

ヨ 北関東セット型汎用プラン

(イ) 割引をする自動車

(ハ) に定める期間のうち連續する最大 2 日間に、(ニ) (a) に定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。以下同じ。）（以下「茨城プラン」という。）、(ニ) (b) に定める区間を通行（以下「栃木プラン」という。）又は(ニ) (c) に定める区間を通行（以下「群馬プラン」という。）する ETC 車（ETC コードカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち、軽自動車等及び普通車（東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための申込み（(ロ) に定める最大日数の開始日が令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間の申込みに限る。）がなされている場合に限る。）

(ロ) 割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、次のとおりとする。

	最大日数	軽自動車等	普通車
茨城プラン	2 日間	4, 000 円	5, 000 円
栃木プラン	2 日間	4, 200 円	5, 300 円
群馬プラン	2 日間	4, 100 円	5, 100 円

(ハ) 実施する期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 4 月 1 日まで。（ただし、東日本高速道路株式会社が別に定める日を除く。）

(ニ) 適用区間

(ア) 茨城プラン

常磐自動車道の三郷インターチェンジから北茨城インターチェンジまで、北関東自動車道の桜川筑西インターチェンジから水戸南インターチェンジまで、東関東自動車道の鉾田インターチェンジから茨城町ジャンクションまで及び首都圏中央連絡自動車道の五霞インターチェンジから下総インターチェンジまでの区間並びに東水戸道路の全区間。

(イ) 栃木プラン

東北自動車道の川口ジャンクションから那須高原スマートインターチェンジまで並びに北関東自動車道の足利インターチェンジから岩舟ジャンクションまで及び栃木都賀ジャンクションから真岡インターチェンジまで並びに首都圏中央連絡自動車道の坂戸インターチェンジから境古河インターチェンジまでの区間。

(c) 群馬プラン

関越自動車道の練馬インターチェンジから水上インターチェンジまで、上信越自動車道の藤岡インターチェンジから碓氷軽井沢インターチェンジまで、北関東自動車道の高崎ジャンクションから太田桐生インターチェンジまで及び首都圏中央連絡自動車道のあきる野インターチェンジから白岡菖蒲インターチェンジまでの区間。

(ホ) 割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してマイレージ割引を適用する。

タ 2025 北海道セット型汎用プラン

(イ) 割引をする自動車

(ハ) に定める期間のうち連続する最大4日間から最大8日間までのいずれかの間に、(ニ)に定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。）するETC車（ETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち、軽自動車等及び普通車（東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより本割引の適用を受けるための申込み（(ロ)に定める最大日数の開始日が令和7年10月1日から令和9年3月31日までの間の申込みに限る。）がなされている場合に限る。）。

(ロ) 割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、連続する最大日数の別に次のとおりとする。

最大日数	軽自動車等	普通車
4日間	6, 200円	7, 700円
5日間	7, 700円	9, 600円
6日間	9, 300円	11, 600円
7日間	10, 800円	13, 500円
8日間	12, 300円	15, 400円

(ハ) 実施する期間

令和7年10月1日から令和9年4月7日まで。（ただし、東日本高速道路株式会社が別に定める日を除く。）

(ニ) 適用区間

道央自動車道、後志自動車道、札樽自動車道、道東自動車道、深川・留萌自動車道及び日高自動車道の全区間。

(ホ) 割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してマイレージの割引を適用する。

レ 2025 東北セット型汎用プラン

(イ) 割引をする自動車

(ハ) に定める期間のうち連続する最大4日間から最大8日間までのいずれかの間に、(ニ)(a)に定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。以下同じ。）（以下「東北6県周遊コース」という。）又は(ハ)に定める期間のうち連続する最大4日間に、(ニ)(b)に定める区間を通行（以下「青森岩手宮城周遊コース」という。）、(ニ)(c)に定める区間を通行（以下「秋田岩手宮城周遊コース」という。）、(ニ)(d)に定める区間を通行（以下「福島宮城周遊コース」という。）若しくは(ニ)(e)に定める区間を通行（以下「山形宮城周遊コース」という。）するETC車（ETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち、軽自動車等及び普通車（東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより本割引の適用を受けるための申込み((ロ)に定める最大日数の開始日が令和7年10月1日から令和9年3月31日までの間の申込みに限る。)がなされている場合に限る。）。

(ロ) 割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、連続する最大日数の別に次のとおりとする。

	最大日数	軽自動車等	普通車
東北6県周遊コース	4日間	6,800円	8,500円
	5日間	8,500円	10,600円
	6日間	10,200円	12,800円
	7日間	11,900円	14,900円
	8日間	13,600円	17,000円
青森岩手宮城周遊コース	4日間	6,000円	7,500円
秋田岩手宮城周遊コース	4日間	5,700円	7,100円
福島宮城周遊コース	4日間	4,800円	6,000円
山形宮城周遊コース	4日間	3,600円	4,500円

(ハ) 実施する期間

令和7年10月1日から令和9年4月7日まで。（ただし、東日本高速道路株式会社が別に定める日を除く。）

(ニ) 適用区間

(ア) 東北6県周遊コース

東北自動車道の白河インターチェンジから青森インターチェンジまで、日本海東北自動車道の鶴岡ジャンクションから酒田みなとインターチェンジまで及び岩城インターチェンジから河辺ジャンクションまで、磐越自動車道のいわきジャンクションから西会津インターチェンジまで並びに常磐自動車道のいわき勿来インターチェンジから亘理インターチェンジまでの区間並びに八戸自動車道、青森自動車道、釜石自動車道、秋田自動車道、山形自動車道、東北中央自動車道、仙台東部道路、仙台南部道路、秋田外環状道路、琴丘能代道路、米沢南陽道路、湯沢

横手道路、仙塩道路、百石道路、仙台北部道路及び仙台松島道路の全区間。

(b) 青森岩手宮城周遊コース

東北自動車道の仙台南インターチェンジから青森インターチェンジまで、秋田自動車道の北上ジャンクションから北上西インターチェンジまで、仙台東部道路の仙台空港インターチェンジから仙台港北インターチェンジまでの区間並びに八戸自動車道、青森自動車道、釜石自動車道、仙台南部道路、仙塩道路、百石道路、仙台北部道路及び仙台松島道路の全区間。

(c) 秋田岩手宮城周遊コース

東北自動車道の仙台南インターチェンジから小坂ジャンクションまで、八戸自動車道の安代ジャンクションから淨法寺インターチェンジまで、日本海東北自動車道の岩城インターチェンジから河辺ジャンクションまで、仙台東部道路の仙台空港インターチェンジから仙台港北インターチェンジまでの区間並びに釜石自動車道、秋田自動車道、仙台南部道路、秋田外環状道路、琴丘能代道路、湯沢横手道路、仙塩道路、仙台北部道路及び仙台松島道路の全区間。

(d) 福島宮城周遊コース

東北自動車道の白河インターチェンジから若柳金成インターチェンジまで、磐越自動車道のいわきジャンクションから西会津インターチェンジまで、山形自動車道の村田ジャンクションから笹谷インターチェンジまで及び常磐自動車道のいわき勿来インターチェンジから亘理インターチェンジまでの区間並びに仙台東部道路、仙台南部道路、仙塩道路、仙台北部道路及び仙台松島道路の全区間。

(e) 山形宮城周遊コース

東北自動車道の白石インターチェンジから若柳金成インターチェンジまで、常磐自動車道の山元南スマートインターチェンジから亘理インターチェンジまで及び日本海東北自動車道の鶴岡ジャンクションから酒田みなとインターチェンジまでの区間並びに山形自動車道、東北中央自動車道、仙台東部道路、仙台南部道路、米沢南陽道路、仙塩道路、仙台北部道路及び仙台松島道路の全区間。

(ホ) 割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してマイレージ割引を適用する。

(4) 高速道路における社会実験への料金適用についての特別措置

① 路外給油サービス社会実験に関する割引

イ 割引をする自動車

ハに定める指定インターチェンジから流出し、東日本高速道路株式会社が指定する給油取扱所において給油を行い、指定インターチェンジ流出後1時間以内に同一のインターチェンジから再流入し、かつ、順方向に通行するETC車。ただし、ハにおいて走行方向を定める場合はこれに限る。

ロ 割引を適用した後の料金の額

本割引を適用した後の料金の額は、イに定める自動車が指定インターチェンジで流出及び再流入せず、連続して走行した場合の料金と同額とする。

ハ 指定インターチェンジ、実施する期間及び走行方向

指定インターチェンジ	実施する期間	走行方向
磐越自動車道の 新津インターチェンジ	平成28年7月16日から 東日本高速道路株式会社が 別に定める日まで	—
東北自動車道の 十和田インターチェンジ	平成29年4月26日から 東日本高速道路株式会社が 別に定める日まで	各入口インターチェンジから青森自動車道の 青森東インターチェンジ方面への通行

ニ 割引相互間の適用関係

本割引を適用した後の料金の額に、1. (3) に定める割引を適用するものとする。

②休憩施設等への一時退出に係る社会実験に関する割引

イ 割引をする自動車

ハに定める指定インターチェンジから流出し、東日本高速道路株式会社が指定する休憩施設等で無線通信を行い、指定インターチェンジ流出後2時間以内（ただし、令和4年6月30日までは3時間以内とする。）に同一のインターチェンジから再流入し、かつ、順方向に通行するETC2.0車。ただし、東北自動車道の福島西インターチェンジ方面から通行し、福島ジャンクション接続部から流出する場合は、福島ジャンクション接続部から再流入し、福島飯坂インターチェンジ方面へ通行する場合を順方向として取扱い、東北自動車道の福島飯坂インターチェンジ方面から通行し、福島ジャンクション接続部から流出する場合は、福島ジャンクション接続部から再流入し、福島西インターチェンジ方面へ通行する場合を順方向として取扱う。

ロ 割引を適用した後の料金の額

本割引を適用した後の料金の額は、イに定める自動車が指定インターチェンジで流出及び再流入せず、連続して走行した場合の料金と同額とする。

ハ 指定インターチェンジ及び実施する期間

指定インターチェンジ	実施する期間
関越自動車道の 高崎玉村スマートインターチェンジ	平成29年5月27日から 東日本高速道路株式会社が別に定める日まで
東北自動車道の 村田インターチェンジ	
八戸自動車道の 九戸インターチェンジ	
磐越自動車道の 猪苗代磐梯高原インターチェンジ	平成30年3月24日から
北陸自動車道の 親不知インターチェンジ	東日本高速道路株式会社が別に定める日まで
富津館山道路の 鋸南保田インターチェンジ	
首都圏中央連絡自動車道の 五霞インターチェンジ	
東北自動車道の 福島ジャンクション接続部	
首都圏中央連絡自動車道の 常総インターチェンジ	令和6年3月29日から 東日本高速道路株式会社が別に定める日まで
首都圏中央連絡自動車道の 木更津東インターチェンジ	
首都圏中央連絡自動車道の 桶川北本インターチェンジ	令和7年3月27日から 東日本高速道路株式会社が別に定める日まで
関越自動車道の 長岡インターチェンジ	令和7年9月10日から 東日本高速道路株式会社が別に定める日まで

二 割引相互間の適用関係

本割引を適用した後の料金の額に、1. (3) に定める割引を適用するものとする。

③企画割引の平日利用促進に関する社会実験

イ 割引をする自動車

1. (3) ⑯又はハからレまでのいずれかの企画割引（ただし、東日本高速道路が別に定める場合を除く。）を適用する自動車とする。ただし、当該企画割引の適用を受けるための東日本高速道路株式会社への申込みがなされた利用期間に休日を含まない場合に限る。

ロ 割引率等

1. (3) ①に定めるマイレージ割引のポイントを東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、1. (3) ⑯又はハからレまでの企画割引（ただし、東日本高速道路が別に定める場合を除く。）の料金の額10円毎に1. 5ポイントを付与するものとし、算出した値に1ポイント未

満の端数が生じる場合は、切り上げにより、1ポイント単位の端数処理を行うこととする。

ハ 実施する期間

令和4年1月1日から東日本高速道路株式会社が別に定める日までの間とする。

④一般国道409号及び468号（東京湾横断・木更津東金道路）における社会実験に関する割引

イ 割引をする自動車

ニに定める区間を通行するETC車。

ロ 割引額

割引額は次表のとおりとする。

（イ）木更津金田インターチェンジから浮島インターチェンジ方面へ通行する場合又は海ほたるパーキングエリアで転回する場合

時間帯	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
0時から4時まで及び 20時から24時まで	1,280円	1,560円	1,840円	2,470円	4,000円
4時から13時まで及び 19時から20時まで	960円	1,160円	1,360円	1,810円	2,900円
13時から19時まで	320円	360円	400円	490円	700円

（ロ）浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジ方面へ通行する場合（海ほたるパーキングエリアで転回する場合を除く）

時間帯	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
0時から4時まで	1,280円	1,560円	1,840円	2,470円	4,000円
4時から5時まで及び 7時から24時まで	960円	1,160円	1,360円	1,810円	2,900円
5時から7時まで	800円	960円	1,120円	1,480円	2,350円

ハ 実施する期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までのうち土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に定める休日、1月2日並びに1月3日。

ニ 適用区間

東京湾アクアラインの浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間。

ホ 割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引、大口・多頻度割引又は乗合型自動車（定期路線）割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してこれらの割引を適用する。一の通行が本割引、休日割引並びに一般国道409号及び468号（東京湾横断・木更津東金道路）における割引の割引適用要件に該当する自動車の場合、本割引のみを当該自動車に適用する。一の通行が本割引、深夜割引、障害者割引、二輪車定率割引のうち2以上の割引適用要件

に該当する自動車の場合、各々の割引を適用して算出した額のうち、最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

⑤料金所利用に伴う一時退出に係る社会実験に関する割引

イ 割引をする自動車

ハに定める指定インターチェンジに属する料金所の駐車場を休憩のために利用することに伴い、指定インターチェンジから流出し、東日本高速道路株式会社が指示する方法で同一のインターチェンジから再流入し、かつ、順方向に通行する自動車。

ロ 割引を適用した後の料金の額

本割引を適用した後の料金の額は、イに定める自動車が指定インターチェンジで流出及び再流入せず、連続して走行した場合の料金と同額とする。

ハ 指定インターチェンジ及び実施する期間

指定インターチェンジ	実施する期間
北関東自動車道の 桜川筑西インターチェンジ	令和7年2月10日から 東日本高速道路株式会社が別に定める日まで
常磐自動車道の 浪江インターチェンジ	令和7年4月7日から 東日本高速道路株式会社が別に定める日まで

二 割引相互間の適用関係

本割引を適用した後の料金の額に、1. (3) に定める割引を適用するものとする。

⑥社会実験「通勤バス」

イ 割引をする自動車

ハに定めるいずれかの期間内に、ニに定める区間内のインターチェンジ相互間を通行（ただし、本割引の適用を受けた一日の4回目以降の通行を除く。）するETC車（ETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち軽自動車等及び普通車（東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための申込み（以下「本契約」という。）がなされている場合に限る。）

ロ 割引を適用した後の料金の額

(イ) 割引を適用した後の料金の額

イ) 期間内の本割引の対象となる通行のうち（ロ）の利用可能額までの累計部分

A 北海道

次表に掲げる各適用 区間は、ニ（イ）に定め る区間をいう。適用区間	料金の合計額	
	軽自動車等	普通車
イ) に定める区間	7, 600円	9, 100円
ロ) に定める区間	5, 600円	6, 600円

ハ) に定める区間	3, 500円	3, 900円
ニ) に定める区間	2, 600円	2, 700円

B 新潟

次表に掲げる各適用区間は、ニ(ロ)に定める区間をいう。

適用区間	料金の合計額	
	軽自動車等	普通車
イ) に定める区間	14, 600円	17, 800円
ロ) に定める区間	13, 100円	16, 000円
ハ) に定める区間	7, 600円	9, 100円
ニ) に定める区間	4, 300円	4, 700円
ホ) に定める区間	11, 900円	14, 500円
ヘ) に定める区間	10, 500円	12, 700円
ト) に定める区間	5, 000円	5, 800円
チ) に定める区間	8, 600円	10, 400円
リ) に定める区間	7, 200円	8, 600円

(ロ) 期間内の本割引の対象となる通行のうち(ロ)の利用可能額を超える部分

割引率は50パーセントとする。

(ロ) 利用可能額

(イ) イ)に掲げる額の2倍の額。

ハ 実施する期間

- (イ) 令和6年4月1日から令和6年4月30日まで
- (ロ) 令和6年5月1日から令和6年5月31日まで
- (ハ) 令和6年6月1日から令和6年6月30日まで
- (ニ) 令和6年7月1日から令和6年7月31日まで
- (ホ) 令和6年8月1日から令和6年8月31日まで
- (ヘ) 令和6年9月1日から令和6年9月30日まで
- (ト) 令和6年10月1日から令和6年10月31日まで
- (チ) 令和6年11月1日から令和6年11月30日まで
- (リ) 令和6年12月1日から令和6年12月31日まで
- (ヌ) 令和7年1月1日から令和7年1月31日まで
- (ル) 令和7年2月1日から令和7年2月28日まで
- (ヲ) 令和7年3月1日から令和7年3月31日まで
- (ワ) 令和7年4月1日から令和7年4月30日まで
- (カ) 令和7年5月1日から令和7年5月31日まで

- (ヨ) 令和7年6月1日から令和7年6月30日まで
- (タ) 令和7年7月1日から令和7年7月31日まで
- (レ) 令和7年8月1日から令和7年8月31日まで
- (ソ) 令和7年9月1日から令和7年9月30日まで
- (ツ) 令和7年10月1日から令和7年10月31日まで
- (ネ) 令和7年11月1日から令和7年11月30日まで
- (ナ) 令和7年12月1日から令和7年12月31日まで
- (ラ) 令和8年1月1日から令和8年1月31日まで
- (ム) 令和8年2月1日から令和8年2月28日まで
- (ウ) 令和8年3月1日から令和8年3月31日まで

二 適用区間

(イ) 北海道

- イ) 道央自動車道の千歳インターチェンジから札幌南インターチェンジまで及び道東自動車道の千歳恵庭ジャンクションから千歳東インターチェンジまでの区間。
- ロ) 道央自動車道の恵庭インターチェンジから札幌南インターチェンジまでの区間。
- ハ) 道央自動車道の輪厚スマートインターチェンジから札幌南インターチェンジまでの区間。
- ニ) 道央自動車道の北広島インターチェンジから札幌南インターチェンジまでの区間。

(ロ) 新潟

- イ) 北陸自動車道の西山インターチェンジから新潟中央ジャンクションまで、磐越自動車道の新津インターチェンジから新潟中央インターチェンジまで及び日本海東北自動車道の新潟中央ジャンクションから新潟亀田インターチェンジまでの区間。
- ロ) 北陸自動車道の西山インターチェンジから新潟西インターチェンジまでの区間。
- ハ) 北陸自動車道の西山インターチェンジから三条燕インターチェンジまでの区間。
- ニ) 北陸自動車道の西山インターチェンジから中之島見附インターチェンジまでの区間。
- ホ) 北陸自動車道の中之島見附インターチェンジから新潟中央ジャンクションまで、磐越自動車道の新津インターチェンジから新潟中央インターチェンジまで及び日本海東北自動車道の新潟中央ジャンクションから新潟亀田インターチェンジまでの区間。
- ヘ) 北陸自動車道の中之島見附インターチェンジから新潟西インターチェンジまでの区間。
- ト) 北陸自動車道の中之島見附インターチェンジから三条燕インターチェンジまでの区間。
- チ) 北陸自動車道の三条燕インターチェンジから新潟中央ジャンクションまで、磐越自動車道の新津インターチェンジから新潟中央インターチェンジまで及び日本海東北自動車道の新潟中央ジャンクションから新潟亀田インターチェンジまでの区間。
- リ) 北陸自動車道の三条燕インターチェンジから新潟西インターチェンジまでの区間。

ホ 割引相互間の適用関係

(イ) マイレージ割引との重複適用関係

本割引を適用した後の料金に対してマイレージ割引を適用する。

(ロ) 深夜割引、休日割引、深夜割引（マイレージ登録）又は深夜割引（マイレージ登録）経過措置と

の重複適用関係

本割引と深夜割引、休日割引、深夜割引（マイレージ登録）又は深夜割引（マイレージ登録）経過措置の割引適用要件に該当する自動車の場合、深夜割引、休日割引、深夜割引（マイレージ登録）又は深夜割引（マイレージ登録）経過措置は適用しないものとする。

(ハ) 平日朝夕割引（マイレージ登録）との重複適用関係

本契約の期間内において、本契約における適用区間内外の通行に関わらず平日朝夕割引（マイレージ登録）は適用しないものとする。

(二) 障害者割引との重複適用関係

本割引と障害者割引の割引適用要件に該当する自動車の場合、障害者割引は適用しないものとする。

⑦社会実験「ずらして冬トク！関越のんびりバス」

(イ) 割引をする自動車

(ハ) に定める期間のうち連続する最大3日間に、(二)(a)に定めるA区間若しくはB区間内のインターチェンジから(二)(b)に定めるa区間若しくはb区間内のインターチェンジまで往復する通行（以下「往復型」という。）、(二)(a)に定めるA区間若しくはB区間内のインターチェンジから(二)(b)に定めるa区間内のインターチェンジまで往復し、(二)(b)に定めるa区間を通行（当該区間内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。以下同じ。）（以下「湯沢周遊型」という。）又は(二)(a)に定めるA区間若しくはB区間内のインターチェンジから(二)(b)に定めるb区間内のインターチェンジまで往復し、(二)(b)に定めるb区間を通行（以下「沼田周遊型」という。）するETC車（ETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち軽自動車等及び普通車（東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための申込みがなされている場合に限る。）。

(ロ) 割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、次のとおりとする。

	(二)(a)に定める区間	(二)(b)に定める区間	料金の合計額	
			軽自動車等	普通車
往復型	A区間	a区間	5, 600円	7, 000円
	B区間	a区間	5, 000円	6, 200円
	A区間	b区間	4, 700円	5, 800円
	B区間	b区間	3, 900円	4, 900円

	(二)(a)に定める区間	料金の合計額	
		軽自動車等	普通車
湯沢周遊型	A区間	5, 100円	6, 400円

	B 区間	4, 500円	5, 600円
沼田周遊型	A 区間	4, 200円	5, 200円
	B 区間	3, 400円	4, 300円

(ハ) 実施する期間

令和7年12月1日から同年同月25日まで、令和8年1月5日から同年同月9日まで、同年同月13日から同年2月20日まで、同年同月24日から同年3月19日まで及び同年同月23日から同年4月23日まで。

(二) 適用区間

(a) 出発及び到着エリア

A 区間	東北自動車道の川口ジャンクションから羽生インターチェンジまで並びに関越自動車道の練馬インターチェンジから三芳スマートインターチェンジまで並びに常磐自動車道の三郷インターチェンジから土浦北インターチェンジまで並びに首都圏中央連絡自動車道のあきる野インターチェンジから青梅インターチェンジまで及び桶川加納インターチェンジから下総インターチェンジまでの区間。
B 区間	関越自動車道の川越インターチェンジから花園インターチェンジまで及び首都圏中央連絡自動車道の入間インターチェンジから桶川北本インターチェンジまでの区間。

(b) 目的地エリア

a 区間	関越自動車道の月夜野インターチェンジから魚沼インターチェンジまでの区間。
b 区間	関越自動車道の渋川伊香保インターチェンジから沼田インターチェンジまでの区間。

(ホ) マイレージポイントの付与

1. (3) ①に定めるマイレージ割引のポイントを東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、(二) (b) に定める区間内のインターチェンジから (二) (a) に定める区間内のインターチェンジまでの通行（以下「復路」という。）における入口インターチェンジの通過日時に応じて、次とおり付与するものとする。

復路における入口インターチェンジの通過日時	付与するポイント
休日の午前0時から午後2時まで	(口) に定める料金の合計額10円毎に1ポイント
休日の午後8時から翌午前0時まで又は 平日の全時間帯	(口) に定める料金の合計額10円毎に2ポイント

(ヘ) 割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引に限るものとし、(口) に定める料金の合計額に対してマイレージ割引を適用する。

(5) ETC車以外の自動車が、スマートインターチェンジを除き、ETC車のみが通行可能と標識その他の方法によって表示されているインターチェンジの入口又は出口を通行する場合の料金の額及び割引制度の適用方法

①ETC車以外の自動車が、スマートインターチェンジを除き、ETC車のみが通行可能と標識その他の方法によって表示されているインターチェンジの入口又は出口を通行する場合に適用する料金の額及び割引制度は、(2)に定める方法により算出したETC車以外の自動車に適用する料金の額及び(3)に定める割引制度のうちETC車以外の自動車に適用する割引制度とする。

②①の料金の額等を適用するインターチェンジ及び期間は、次のとおりとする。

(5) ①の料金の額等を適用するインターチェンジの入口又は出口	(5) ①の料金の額等を適用する期間
東京外環自動車道 戸田西インターチェンジの入口	令和4年4月1日から 料金の徴収期間が満了する日まで
東京外環自動車道 戸田東インターチェンジの入口	令和4年4月1日から 料金の徴収期間が満了する日まで
首都圏中央連絡自動車道 坂戸インターチェンジの入口及び出口	令和5年9月21日から 料金の徴収期間が満了する日まで
館山自動車道 富津中央インターチェンジの入口及び出口	令和5年12月7日から 料金の徴収期間が満了する日まで
富津館山道路 富津金谷インターチェンジの入口及び出口	令和5年12月7日から 料金の徴収期間が満了する日まで
首都圏中央連絡自動車道 下総インターチェンジの入口及び出口	令和6年9月19日から 料金の徴収期間が満了する日まで
東京外環自動車道 川口東インターチェンジの入口	令和6年10月1日から 料金の徴収期間が満了する日まで
東京外環自動車道 三郷南インターチェンジの入口	令和6年10月1日から 料金の徴収期間が満了する日まで
首都圏中央連絡自動車道 牛久阿見インターチェンジの入口及び出口	令和7年3月5日から 料金の徴収期間が満了する日まで
千葉東金道路 高田インターチェンジの入口及び出口	令和7年3月18日から 料金の徴収期間が満了する日まで
首都圏中央連絡自動車道 坂東インターチェンジの入口及び出口	令和7年3月25日から 料金の徴収期間が満了する日まで
館山自動車道 姉崎袖ヶ浦インターチェンジの入口及び出口	令和7年3月25日から 料金の徴収期間が満了する日まで
関越自動車道 嵐山小川インターチェンジの入口及び出口	令和7年7月17日から 料金の徴収期間が満了する日まで

東関東自動車道 佐原香取インターチェンジの入口及び出口	令和7年7月17日から 料金の徴収期間が満了する日まで
東京外環自動車道 松戸インターチェンジの入口	令和7年9月2日から 料金の徴収期間が満了する日まで
東京外環自動車道 市川北インターチェンジの入口	令和7年9月2日から 料金の徴収期間が満了する日まで
東京外環自動車道 市川中央インターチェンジの入口	令和7年9月2日から 料金の徴収期間が満了する日まで
東京外環自動車道 市川南インターチェンジの入口	令和7年9月2日から 料金の徴収期間が満了する日まで
首都圏中央連絡自動車道 稻敷東インターチェンジの入口及び出口	令和7年11月29日から 料金の徴収期間が満了する日まで

(6) 東日本高速道路株式会社が管理する高速道路と他の会社が管理する高速道路を連續して通行する場合の料金の額及び割引制度の適用方法

対距離制区間と他の会社が管理する高速自動車国道の対距離制区間を連續して通行する場合の料金の額は、(2) ①イ (ハ) イ) Aに定めるキロ程と他の会社が管理する高速自動車国道のキロ程を通算し、当該区間の1キロメートル当たりの料金の額を適用し、当該通行を1回の利用としたうえで、また(2) ①ハ又は(2) ②ナについて、東日本高速道路株式会社が管理する区間と中日本高速道路株式会社が管理する区間を連續して通行する場合の料金は、当該通行を1回の利用としたうえで、高速道路を管理する各会社が道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第3条に基づく国土交通大臣の許可を受けた料金の額及び割引制度を適用して算出するものとする。

2. 料金の徴収期間

平成18年4月1日から令和54年3月22日までとする。

別表1-1

自動車の種類

車種区分	自動車の種類	定義
軽自動車等	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3条の軽自動車
	ロ 小型特殊自動車	法第3条の小型特殊自動車
	ハ 小型二輪自動車	法第3条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
普通車	ニ 小型自動車	法第3条の小型自動車で、人の運送の用に供するものにあっては、乗車定員が10人以下のもの（ハに該当するものを除く。）
	ホ 普通乗用自動車	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの
	ヘ けん引自動車が軽自動車等である連結車両	けん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）のうち、イないしハに該当するものとけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）との連結車両で、被けん引自動車の車軸数が1のもの
中型車	ト 普通貨物自動車 (車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で3車軸以下)	法第3条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のものまたは被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（2車軸）
	チ 乗合型自動車 (乗車定員11人以上29人以下で車両総重量8トン未満)	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が29人以下であり、かつ車両総重量8トン未満のもの
	リ けん引自動車が軽自動車等または普通車である連結車両	イないしハに該当するけん引自動車と、被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両及びニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
大型車	ヌ 普通貨物自動車 (車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で3車軸以下、及び車両総重量が車両制限令第3条第1項第2号イに定める値以下かつ4車軸)	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で車軸数が3以下のもの（トに該当するものを除く。）、車両の総重量、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項に定める限度以下で、車軸数が4のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（3車軸）
	ル 乗合型自動車 (路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等)	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもののうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者であって当該許可に係る路線を定期に運行するもの及びこれに類するものとして東日本高速道路株式会社が認めたもの及び同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量8トン以上のもののうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さが9メートル未満のもの
	ヲ けん引自動車が普通車、中型車または大型車（2車軸）である連結車両	ニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両、トまたはチに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両及びヌまたはルに該当するけん引自動車（2車軸）と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
特大車	ワ 普通貨物自動車 (4車軸以上)	普通貨物自動車で、車軸数が4以上のもの（ヌに該当するものを除く。）
	カ 連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（ヘ、リ及びヲに該当するものを除く。）
	ヨ 大型特殊自動車	法第3条の大型特殊自動車
	タ 乗合型自動車 (その他)	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもの（ルに該当するものを除く。）

別表1－2

自動車の種類

車種区分	自動車の種類	定義
軽自動車等	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26法律第185号。以下「法」という。）第3条の軽自動車
	ロ 小型特殊自動車	法第3条の小型特殊自動車
	ハ 小型二輪自動車	法第3条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
普通車	ニ 小型自動車	法第3条の小型自動車で、人の運送の用に供するものにあっては、乗車定員が10人以下のもの（ハに該当するものを除く。）
	ホ 普通乗用自動車	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの
	ヘ けん引自動車が軽自動車等である連結車両	けん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）のうち、イないしハに該当するものとけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）との連結車両で、被けん引自動車の車軸数が1のもの
中型車	ト 普通貨物自動車 (車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で3車軸以下)	法第3条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のものまたは被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（2車軸）
	チ 乗合型自動車 (乗車定員11人以上29人以下で車両総重量8トン未満)	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が29人以下であり、かつ車両総重量8トン未満のもの
	リ けん引自動車が軽自動車等または普通車である連結車両	イないしハに該当するけん引自動車と、被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両及びニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
大型車	ヌ 普通貨物自動車 (車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で3車軸以下及び車両総重量25トン以下で4車軸)	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上のもので車軸数が3以下のもの（トに該当するものを除く。）及び車両の総重量が車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第1条の表に掲げる限度以下、かつ、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第1号から第5号まで（第2号イを除く。）に定める限度以下で車軸数が4のもの並びに被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（3車軸）
	ル 乗合型自動車 (路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等)	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもののうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者であって当該許可に係る路線を定期に運行するもの及びこれに類するものとして東日本高速道路株式会社が認めたもの及び同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量8トン以上のもののうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さが9メートル未満のもの
	ヲ けん引自動車が普通車、中型車または大型車（2車軸）である連結車両	ニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両、トまたはチに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両及びヌまたはルに該当するけん引自動車（2車軸）と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
特大車	ワ 普通貨物自動車 (4車軸以上)	普通貨物自動車で、車軸数が4以上のもの（ヌに該当するものを除く。）
	カ 連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（ヘ、リ及びヲに該当するものを除く。）
	ヨ 大型特殊自動車	法第3条の大型特殊自動車
	タ 乗合型自動車 (その他)	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもの（ルに該当するものを除く。）
原動機付自転車		法第2条第3項に規定する原動機付自転車

別表2

大都市近郊区間

道路名	区間
東北自動車道	川口ジャンクションから 加須インターチェンジまで
関越自動車道	練馬インターチェンジから 東松山インターチェンジまで
常磐自動車道	三郷インターチェンジから 谷田部インターチェンジまで
東関東自動車道	湾岸市川インターチェンジから 成田インターチェンジまで
新空港自動車道	成田インターチェンジから 新空港インターチェンジまで

別表3 インターチェンジ相互間のキロ程 (単位: キロメートル)

道央自動車道 (大沼公園・札幌南間、札幌・土別剣淵間)

		札幌南	
		北広島	4.5
千歳	新千歳	千歳	10.0 13.9 18.4
恵庭	新千歳	恵庭	9.0 19.0 22.9 27.4
輪厚	新千歳	輪厚	7.9 11.9 20.9 30.9 34.8 39.3
北広島	新千歳	北広島	7.9 11.9 20.9 30.9 34.8 39.3
轟	新千歳	轟	8.6 17.6 25.5 29.5 38.5 48.5 52.4 56.9
小牧東	新千歳	小牧東	8.6 17.6 25.5 29.5 38.5 48.5 52.4 56.9
中央	新千歳	中央	8.6 17.6 25.5 29.5 38.5 48.5 52.4 56.9
西	新千歳	西	8.6 17.6 25.5 29.5 38.5 48.5 52.4 56.9
白老	新千歳	白老	8.6 17.6 25.5 29.5 38.5 48.5 52.4 56.9
登別東	新千歳	登別東	8.6 17.6 25.5 29.5 38.5 48.5 52.4 56.9
伊達	新千歳	伊達	8.6 17.6 25.5 29.5 38.5 48.5 52.4 56.9
室蘭	新千歳	室蘭	8.6 17.6 25.5 29.5 38.5 48.5 52.4 56.9
室蘭	新千歳	室蘭	8.6 17.6 25.5 29.5 38.5 48.5 52.4 56.9
鶴田	新千歳	鶴田	8.6 17.6 25.5 29.5 38.5 48.5 52.4 56.9
豊浦	新千歳	豊浦	8.6 17.6 25.5 29.5 38.5 48.5 52.4 56.9
漁翁淵	新千歳	漁翁淵	8.6 17.6 25.5 29.5 38.5 48.5 52.4 56.9
栗松内	新千歳	栗松内	8.6 17.6 25.5 29.5 38.5 48.5 52.4 56.9
長万部	新千歳	長万部	8.6 17.6 25.5 29.5 38.5 48.5 52.4 56.9
八雲	新千歳	八雲	8.6 17.6 25.5 29.5 38.5 48.5 52.4 56.9
森	新千歳	森	8.6 17.6 25.5 29.5 38.5 48.5 52.4 56.9
公園	新千歳	公園	8.6 17.6 25.5 29.5 38.5 48.5 52.4 56.9

		士別	
		剣淵	16.0
和寒	和寒	和寒	16.0
比布	和寒	比布	16.0
鶴川	和寒	鶴川	16.0
鶴川北	和寒	鶴川北	10.6 26.6
鶴川	和寒	鶴川	10.7 21.3 37.3
深川	和寒	深川	8.5 19.2 29.8 45.8
深川	和寒	深川	26.7 35.2 45.9 56.5 72.5
深川	和寒	深川	5.1 31.8 40.3 51.0 61.6 77.6
奈井江	和寒	奈井江	12.8 17.9 44.6 53.1 63.8 74.4 90.4
砂川	和寒	砂川	5.1 17.9 44.6 53.1 63.8 74.4 90.4
美唄	和寒	美唄	8.9 14.0 26.8 31.9 58.6 67.1 77.8 88.4 104.4
三笠	和寒	三笠	13.6 22.5 27.6 40.4 45.5 72.2 80.7 91.4 102.0 118.0
岩見沢	和寒	岩見沢	11.3 24.9 33.8 38.9 51.7 56.8 83.5 92.0 102.7 113.3 129.3
江別東	和寒	江別東	9.9 21.2 34.8 43.7 48.8 61.6 66.7 93.4 101.9 112.6 123.2 139.2
江別西	和寒	江別西	15.7 25.6 36.9 50.3 59.4 64.5 77.3 82.4 109.1 117.6 128.3 138.9 154.9
札幌	和寒	札幌	9.6 25.3 35.2 46.5 60.1 69.0 74.1 86.9 92.0 118.7 127.2 137.9 148.5 164.5
	和寒		6.6 16.2 31.9 41.8 53.1 66.7 75.6 80.7 93.5 98.6 125.3 133.8 144.3 155.1 171.1

後志自動車道 (余市・小樽・札幌西間)

札樽自動車道 (小樽・札幌西間)

		札幌西	
		朝里	銭函
余市	朝里	朝里	15.8 24.5
	朝里	朝里	9.0
小樽	朝里	朝里	3.5
	朝里	朝里	6.1 9.6
小樽	朝里	朝里	11.7 17.8 21.3
	朝里	朝里	3.0 14.7 20.8 24.3

		道東自動車道 (千歳恵庭・マクシム・本別間、本別・マクシム・足寄間)	
		本別	足寄
池田	本別	池田	19.0
青更	本別	青更	21.6 40.6
茅室	本別	茅室	7.1 28.7 47.7
帶広	本別	帶広	4.4 11.5 33.1 52.1
清水	本別	清水	20.9 38.1 42.5 49.6 71.2 90.2
十勝	本別	十勝	21.2 21.6 28.7 50.3 69.3
トマム	本別	トマム	26.2 47.1 64.3 68.7 75.8 97.4 116.4
冠	本別	冠	20.1 46.3 67.2 84.4 88.8 95.9 117.5 136.5
夕張	本別	夕張	14.4 34.5 60.7 81.6 98.8 103.2 110.3 131.9 150.9
追分町	本別	追分町	20.2 34.6 54.7 80.9 101.8 119.0 123.4 130.5 152.1 171.1
千歳車	本別	千歳車	9.3 29.5 43.9 64.0 90.2 111.1 128.3 132.7 139.8 161.4 180.4
恵庭	本別	恵庭	16.6
	本別		17.6

		池田	
		足寄	30.4

	右	直見	白石
乗降	23.5		
福島 ジャンクション	6.5	30.0	
飯坂 インターチェンジ	4.6	11.1	34.6
福島 接続部	4.3	8.9	15.4
福島西 ジャンクション	0.5	3.8	8.4
福島 インターチェンジ	6.2	6.7	10.0
二本松 インターチェンジ	10.2	16.4	16.9
本宮	8.7	18.9	25.1
郡山 インターチェンジ	2.9	15.8	24.5
郡山中央 インターチェンジ	3.8	6.7	19.6
郡山 インターチェンジ	4.6	8.4	11.3
須賀川 インターチェンジ	4.1	8.7	12.5
郡山南 インターチェンジ	9.5	19.6	18.2
郡山 インターチェンジ	2.9	15.8	24.5
郡山中央 インターチェンジ	3.8	6.7	19.6
磐梯 インターチェンジ	4.6	8.4	11.3
白河 インターチェンジ	7.6	11.9	21.4
磐梯高原 インターチェンジ	6.7	16.6	24.2
須賀川 インターチェンジ	9.2	15.9	25.8
那須 インターチェンジ	8.0	17.2	23.9
磐梯 インターチェンジ	7.1	15.1	24.3
磐梯北 インターチェンジ	11.6	17.9	25.0
宇都宮 インターチェンジ	7.9	17.2	24.5
那須高原 インターチェンジ	7.3	18.9	25.2
上河内 インターチェンジ	36.1	42.4	49.5
那須西 インターチェンジ	11.5	19.4	28.7
那須西 インターチェンジ	12.3	23.8	31.7
那須 インターチェンジ	3.8	16.1	27.6
岩舟 インターチェンジ	2.7	6.5	18.8
佐野SA インターチェンジ	10.9	13.6	17.4
佐野 インターチェンジ	3.9	14.8	17.5
館林 インターチェンジ	2.9	6.8	17.7
羽生 インターチェンジ	9.0	11.9	15.8
加須 インターチェンジ	6.6	15.6	18.5
久喜 インターチェンジ	7.9	13.9	20.5
久喜白岡 インターチェンジ	1.4	9.3	15.3
蓮田 インターチェンジ	7.2	8.6	16.5
岩槻 インターチェンジ	6.4	13.6	15.0
浦和 インターチェンジ	5.7	12.1	19.3
川口 インターチェンジ	3.2	10.5	16.9

(注) 上表において、福島ジャンクション接続部とは東北自動車道と東北中央自動車道を連続して通行する場合の、両道路の接続地点を指す。

八戸自動車道（安代ジャンクション・八戸北間）

青森自動車道（青森東・青森ジャンクション間）

青森東	青森 中央	浪岡	青森
		15.9	—

釜石自動車道（東和・花巻ジャンクション間）

秋田自動車道（北上ジャンクション・秋田北間、昭和男鹿半島・琴丘森岳間）

	花卷南	花卷
花卷 空港	7.8	6.4
東和	7.7	

		秋田北		秋田南		秋田中央		秋田南		秋田北	
		横手北	大曲	西仙北	協和	秋田南	中央	秋田南	中央	秋手北	大曲
湯田	横手	14.4	30.7	38.3	49.6	56.6	65.8	76.4	83.4	92.0	114.2
	大曲	6.5	20.9	37.2	44.8	56.1	63.1	76.4	83.4	92.0	114.2
北上西	横手	20.3	26.8	41.2	57.5	65.1	76.4	83.4	92.0	105.0	114.2
	大曲	21.6	41.9	48.4	62.8	79.1	86.7	98.0	105.0	114.2	114.2

山形自動車道（村田ジャンクション・月山間、湯殿山・鶴岡ジャンクション間）

昭和 男鹿半島	五城目 八郎潟	11.1	琴丘 森岳	9.6
		20.7		

磐越自動車道（いわきジャンクション・新潟中央間）

日本海東北自動車道（新潟中央ジャンクション・荒川胎内間、鶴岡ジャンクション・酒田みなと間、岩城・河辺ジャンクション間）

東北中央自動車道（山形上山・東根間）

関越自動車道（練馬・長岡間）

上信越自動車道（藤岡・上越ジャンクション間）

上越		立石		谷派	
上越		立石		谷派	
新井	新井	中郷	中郷	上越	上越
高田	高田	新井	新井	立石	立石
妙高	妙高	信濃町	信濃町	立石	立石
高原	高原	豊田	豊田	谷派	谷派
中郷	中郷	小布施	小布施	上越	上越
新井	新井	中野	中野	立石	立石
高田	高田	須坂	須坂	立石	立石
妙高	妙高	長野	長野	立石	立石
高原	高原	更埴	更埴	立石	立石
中郷	中郷	坂城	坂城	立石	立石
新井	新井	上田	上田	立石	立石
高田	高田	菅平	菅平	立石	立石
妙高	妙高	小諸	小諸	立石	立石
高原	高原	湯の丸	湯の丸	立石	立石
中郷	中郷	佐久小郡	佐久小郡	立石	立石
新井	新井	御影	御影	立石	立石
高田	高田	佐久平	佐久平	立石	立石
妙高	妙高	佐久	佐久	立石	立石
高原	高原	小諸	小諸	立石	立石
中郷	中郷	軽井沢	軽井沢	立石	立石
新井	新井	松井田	松井田	立石	立石
高田	高田	下仁田	下仁田	立石	立石
妙高	妙高	甘樂	甘樂	立石	立石
高原	高原	吉井	吉井	立石	立石
中郷	中郷	藤岡	藤岡	立石	立石

常磐自動車道（三郷・亘理間）

		亘理	
		鳥の海 ガート	5.4
山元		6.1	11.5
山元南 ガート		8.3	14.4
新地		6.5	14.8
相馬		8.5	15.0
南相馬 ガート		7.9	16.4
南相馬		6.5	14.4
江津		22.9	29.4
常磐	双葉	37.7	43.8
常磐	大熊	49.2	
常磐	常磐	5.0	23.4
常磐	常磐	5.3	10.3
常磐	常磐	4.0	9.3
常磐	常磐	11.1	15.1
常磐	常磐	16.4	20.4
常磐	常磐	25.7	30.7
常磐	常磐	32.7	37.8
常磐	常磐	35.2	43.1
常磐	常磐	43.8	50.3
常磐	常磐	55.6	62.3
常磐	常磐	61.6	67.2
常磐	常磐	67.2	72.6
常磐	常磐	72.5	77.9
常磐	常磐	76.5	81.9
常磐	常磐	81.5	87.6
常磐	常磐	86.8	92.5
常磐	常磐	98.3	
常磐	常磐	100.4	106.4
常磐	常磐	106.4	112.1
常磐	常磐	112.1	124.9
常磐	常磐	123.8	129.9
常磐	常磐	129.9	
常磐	常磐	134.4	140.5
常磐	常磐	140.5	145.9
常磐	常磐	145.9	
常磐	常磐	149.4	154.0
常磐	常磐	154.0	159.4
常磐	常磐	159.4	
常磐	常磐	161.6	166.4
常磐	常磐	166.4	172.4
常磐	常磐	172.4	178.9
常磐	常磐	178.9	187.3
常磐	常磐	187.3	193.3
常磐	常磐	193.3	198.7
常磐	常磐	198.7	
常磐	常磐	199.4	204.1
常磐	常磐	204.1	207.3
常磐	常磐	207.3	212.7
常磐	常磐	212.7	
常磐	常磐	212.7	217.9
常磐	常磐	217.9	220.9
常磐	常磐	220.9	224.9
常磐	常磐	224.9	229.5
常磐	常磐	229.5	234.2
常磐	常磐	234.2	240.3
常磐	常磐	240.3	245.7
常磐	常磐	245.7	
常磐	常磐	245.7	253.8
常磐	常磐	253.8	
常磐	常磐	253.8	261.7
常磐	常磐	261.7	
常磐	常磐	261.7	270.1
常磐	常磐	270.1	
常磐	常磐	270.1	275.9
常磐	常磐	275.9	281.3
常磐	常磐	281.3	
常磐	常磐	281.3	291.3
常磐	常磐	291.3	
常磐	常磐	291.3	295.0
常磐	常磐	295.0	300.4
常磐	常磐	300.4	304.0
常磐	常磐	304.0	

館山自動車道（千葉南ジャンクション・富津津竹間）

		館山	
		夷隅	1.9
水戸北 ガート		2.1	11.5
水戸北 ガート		11.5	23.7
水戸北 ガート		23.7	39.5
水戸北 ガート		39.5	41.4
水戸北 ガート		41.4	48.6
水戸北 ガート		48.6	60.7
水戸北 ガート		60.7	67.2
水戸北 ガート		67.2	73.3
水戸北 ガート		73.3	77.4
水戸北 ガート		77.4	81.7
水戸北 ガート		81.7	94.5
水戸北 ガート		94.5	108.3
水戸北 ガート		108.3	113.6
水戸北 ガート		113.6	124.7
水戸北 ガート		124.7	128.7
水戸北 ガート		128.7	134.0
水戸北 ガート		134.0	139.0
水戸北 ガート		139.0	145.4
水戸北 ガート		145.4	163.9
水戸北 ガート		163.9	171.8
水戸北 ガート		171.8	180.3
水戸北 ガート		180.3	186.8
水戸北 ガート		186.8	195.1
水戸北 ガート		195.1	201.2
水戸北 ガート		201.2	207.3
水戸北 ガート		207.3	212.7
水戸北 ガート		212.7	
水戸北 ガート		212.7	217.9
水戸北 ガート		217.9	220.9
水戸北 ガート		220.9	224.9
水戸北 ガート		224.9	234.2
水戸北 ガート		234.2	240.3
水戸北 ガート		240.3	245.7
水戸北 ガート		245.7	
水戸北 ガート		245.7	253.8
水戸北 ガート		253.8	261.7
水戸北 ガート		261.7	270.1
水戸北 ガート		270.1	
水戸北 ガート		270.1	275.9
水戸北 ガート		275.9	281.3
水戸北 ガート		281.3	
水戸北 ガート		281.3	291.3
水戸北 ガート		291.3	
水戸北 ガート		291.3	295.0
水戸北 ガート		295.0	300.4
水戸北 ガート		300.4	304.0
水戸北 ガート		304.0	

北関東自動車道（高崎ジャンクション・岩舟ジャンクション・柿生PA・竹岡

		北関東	
		佐原	7.5
君津PA ガート		8.1	14.3
君津PA ガート		14.3	22.5
君津PA ガート		22.5	26.2
君津PA ガート		26.2	35.4
君津PA ガート		35.4	41.1
君津PA ガート		41.1	47.2
君津PA ガート		47.2	55.1
君津PA ガート		55.1	58.7
君津PA ガート		58.7	70.9
君津PA ガート		70.9	77.7
君津PA ガート		77.7	88.6
君津PA ガート		88.6	95.8
君津PA ガート		95.8	107.9
君津PA ガート		107.9	114.4
君津PA ガート		114.4	120.5
君津PA ガート		120.5	124.6
君津PA ガート		124.6	128.9
君津PA ガート		128.9	141.7
君津PA ガート		141.7	155.6
君津PA ガート		155.6	163.8
君津PA ガート		163.8	171.9
君津PA ガート		171.9	181.2
君津PA ガート		181.2	186.2
君津PA ガート		186.2	204.6
君津PA ガート		204.6	211.1
君津PA ガート		211.1	219.0
君津PA ガート		219.0	
君津PA ガート		219.0	227.5
君津PA ガート		227.5	234.0
君津PA ガート		234.0	242.4
君津PA ガート		242.4	253.8
君津PA ガート		253.8	
君津PA ガート		253.8	261.7
君津PA ガート		261.7	270.1
君津PA ガート		270.1	
君津PA ガート		270.1	275.9
君津PA ガート		275.9	281.3
君津PA ガート		281.3	
君津PA ガート		281.3	291.3
君津PA ガート		291.3	
君津PA ガート		291.3	295.0
君津PA ガート		295.0	300.4
君津PA ガート		300.4	304.0
君津PA ガート		304.0	

長野自動車道（安曇野・更埴ジャンクション間）

		長野	
		坂城	6.0
姫捨 ガート		7.3	18.6
姫捨 ガート		18.6	19.5
麻績 ガート		0.9	15.0
麻績 ガート		15.0	6.9
安曇野 ガート		9.0	16.3
安曇野 ガート		16.3	27.6
安曇野 ガート		27.6	28.5
安曇野 ガート		28.5	42.7
安曇野 ガート		42.7	
安曇野 ガート		42.7	6.4
安曇野 ガート		6.4	18.0
安曇野 ガート		18.0	
安曇野 ガート		18.0	7.8
安曇野 ガート		7.8	
安曇野 ガート		7.8	2.4
安曇野 ガート		2.4	
安曇野 ガート		2.4	3.0
安曇野 ガート		3.0	
安曇野 ガート		3.0	11.7
安曇野 ガート		11.7	
安曇野 ガート		11.7	4.5
安曇野 ガート		4.5	
安曇野 ガート		4.5	8.7
安曇野 ガート		8.7	
安曇野 ガート		8.7	11.5
安曇野 ガート		11.5	
安曇野 ガート		11.5	23.6
安曇野 ガート		23.6	
安曇野 ガート		23.6	27.5
安曇野 ガート		27.5	
安曇野 ガート		27.5	37.8
安曇野 ガート		37.8	
安曇野 ガート		37.8	44.0
安曇野 ガート		44.0	
安曇野 ガート		44.0	47.0
安曇野 ガート		47.0	
安曇野 ガート		47.0	49.1
安曇野 ガート		49.1	
安曇野 ガート		49.1	54.4
安曇野 ガート		54.4	
安曇野 ガート		54.4	6.0
安曇野 ガート		6.0	
安曇野 ガート		6.0	14.1
安曇野 ガート		14.1	
安曇野 ガート		14.1	14.1
安曇野 ガート		14.1	
安曇野 ガート		14.1	6.0
安曇野 ガート		6.0	
安曇野 ガート		6.0	14.1
安曇野 ガート		14.1	
安曇野 ガート		14.1	14.1
安曇野 ガート		14.1	
安曇野 ガート		14.1	6.0
安曇野 ガート		6.0	
安曇野 ガート		6.0	14.1
安曇野 ガート		14.1	
安曇野 ガート		14.1	14.1
安曇野 ガート		14.1	
安曇野 ガート		14.1	6.0
安曇野 ガート		6.0	
安曇野 ガート		6.0	14.1
安曇野 ガート		14.1	
安曇野 ガート		14.1	14.1
安曇野 ガート		14.1	
安曇野 ガート		14.1	6.0
安曇野 ガート		6.0	
安曇野 ガート		6.0	14.1
安曇野 ガート		14.1	
安曇野 ガート		14.1	14.1
安曇野 ガート		14.1	
安曇野 ガート		14.1	6.0
安曇野 ガート		6.0	
安曇野 ガート		6.0	14.1
安曇野 ガート		14.1	
安曇野 ガート		14.1	14.1
安曇野 ガート		14.1	
安曇野 ガート		14.1	6.0
安曇野 ガート		6.0	
安曇野 ガート		6.0	14.1
安曇野 ガート		14.1	
安曇野 ガート		14.1	14.1
安曇野 ガート		14.1	
安曇野 ガート		14.1	6.0
安曇野 ガート		6.0	
安曇野 ガート		6.0	14.1
安曇野 ガート		14.1	
安曇野 ガート		14.1	14.1
安曇野 ガート		14.1	
安曇野 ガート		14.1	6.0
安曇野 ガート		6.0	
安曇野 ガート		6.0	14.1
安曇野 ガート		14.1	
安曇野 ガート		14.1	14.1
安曇野 ガート		14.1	
安曇野 ガート		14.1	6.0
安曇野 ガート		6.0	
安曇野 ガート		6.0	14.1
安曇野 ガート		14.1	
安曇野 ガート		14.1	14.1

北陸自動車道（新潟中央ジャンクション・朝日間）

新空港自動車道（成田・新空港間）

成田	成田スマート	新空港
	—	2.6 3.9

別表4

道央自動車道のインターチェンジ相互間

(A)	(B) (単位:円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
登別室蘭から登別東まで	339.806	—	—	—	—
白老から苫小牧西まで	436.894	—	—	—	—
苫小牧東から千歳まで	—	—	485.437	—	—
千歳から恵庭まで	291.263	339.806	—	—	—
北広島から札幌南まで	—	242.719	242.719	291.263	436.894
札幌から江別西まで	242.719	291.263	291.263	—	—
江別東から岩見沢まで	436.894	—	—	—	—
三笠から美唄まで	339.806	—	—	—	—
美唄から奈井江砂川まで	—	485.437	485.437	—	—
滝川から深川まで	485.437	—	—	—	—

札樽自動車道のインターチェンジ相互間

(A)	(B) (単位:円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
小樽から朝里まで	—	—	—	242.719	—

東北自動車道のインターチェンジ相互間

(A)	(B) (単位:円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
川口ジャンクションから岩槻まで	—	436.894	485.437	—	—
浦和から岩槻まで	242.719	291.263	291.263	—	—
岩槻から久喜まで	485.437	—	619.048	—	—
久喜から羽生まで	436.894	—	—	—	—
加須から館林まで	—	436.894	485.437	—	—
羽生から館林まで	—	291.263	—	—	—
羽生から佐野藤岡まで	436.894	—	—	—	—
館林から佐野藤岡まで	291.263	339.806	—	—	—
鹿沼から宇都宮まで	339.806	436.894	436.894	—	—
矢吹から須賀川まで	—	—	485.437	—	—
須賀川から郡山まで	485.437	—	—	—	—
郡山南から郡山まで	291.263	339.806	339.806	485.437	—
郡山南から本宮まで	436.894	—	—	—	—
郡山から本宮まで	242.719	291.263	291.263	—	—
福島飯坂から国見まで	339.806	—	—	—	—
白石から村田まで	—	436.894	485.437	—	—

仙台南から仙台宮城まで	—	—	291. 263	339. 806	—
仙台宮城から泉まで	—	485. 437	485. 437	—	—
泉から大和まで	339. 806	—	—	—	—
大和から古川まで	485. 437	—	—	—	—
一関から平泉前沢まで	339. 806	436. 894	436. 894	—	—
水沢から北上金ヶ崎まで	—	339. 806	388. 350	485. 437	—
水沢から北上江釣子まで	436. 894	—	—	—	—
北上金ヶ崎から北上江釣子まで	—	291. 263	—	—	—
花巻南から花巻まで	242. 719	291. 263	291. 263	—	—
紫波から盛岡南まで	339. 806	—	—	—	—
紫波から盛岡まで	485. 437	—	—	—	—
鹿角八幡平から十和田まで	—	—	485. 437	—	—
碇ヶ関から大鰐弘前まで	339. 806	436. 894	485. 437	619. 048	1, 000. 000
大鰐弘前から黒石まで	291. 263	339. 806	339. 806	—	761. 905
大鰐弘前から浪岡まで	—	—	761. 905	—	—
黒石から浪岡まで	339. 806	436. 894	436. 894	—	1, 000. 000
黒石から青森まで	—	—	857. 143	—	—
浪岡から青森まで	339. 806	436. 894	436. 894	—	904. 762

東北自動車道と秋田自動車道のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B) (単位: 円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
北上金ヶ崎から北上西まで	—	436. 894	—	—	—

東北自動車道と山形自動車道のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B) (単位: 円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
村田から宮城川崎まで	388. 350	—	—	—	—

東北自動車道と磐越自動車道のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B) (単位: 円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
郡山から磐梯熱海まで	—	—	485. 437	—	—
本宮から郡山東まで	339. 806	388. 350	—	—	—

八戸自動車道のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B) (単位: 円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
浄法寺から一戸まで	—	—	485. 437	—	—
一戸から九戸まで	339. 806	—	—	—	—

南郷から八戸まで	—	—	436.894	—	—
----------	---	---	---------	---	---

山形自動車道のインターチェンジ相互間

(A) インターチェンジ相互間	(B) (単位:円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
宮城川崎から笹谷まで	—	—	485.437	—	—
宮城川崎から関沢まで	—	—	485.437	—	—
笹谷から山形蔵王まで	—	—	—	436.894	—
山形蔵王から山形北まで	—	—	—	388.350	—

磐越自動車道のインターチェンジ相互間

(A) インターチェンジ相互間	(B) (単位:円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
磐梯熱海から猪苗代磐梯高原まで	485.437	—	—	—	—

磐越自動車道と常磐自動車道のインターチェンジ相互間

(A) インターチェンジ相互間	(B) (単位:円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
いわき三和からいわき中央まで	388.350	—	—	—	—

磐越自動車道と日本海東北自動車道のインターチェンジ相互間

(A) インターチェンジ相互間	(B) (単位:円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
新潟中央から新潟亀田まで	—	—	—	291.263	—

関越自動車道のインターチェンジ相互間

(A) インターチェンジ相互間	(B) (単位:円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
練馬から所沢まで	339.806	—	—	—	—
本庄児玉から藤岡まで	339.806	—	—	—	—
前橋から渋川伊香保まで	339.806	—	—	—	—
渋川伊香保から赤城まで	—	339.806	339.806	—	—
赤城から沼田まで	—	485.437	—	—	—
沼田から月夜野まで	—	—	—	339.806	485.437
湯沢から塩沢石打まで	291.263	339.806	339.806	—	—
塩沢石打から六日町まで	339.806	—	—	—	—
堀之内から越後川口まで	—	—	388.350	485.437	—
越後川口から小千谷まで	—	339.806	339.806	—	—
小千谷から長岡まで	436.894	—	—	—	—

上信越自動車道のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B) (単位:円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
吉井から下仁田まで	436.894	—	—	—	—
富岡から下仁田まで	—	291.263	—	—	—
下仁田から松井田妙義まで	339.806	—	—	—	—
佐久から小諸まで	339.806	—	—	—	—
小諸から東部湯の丸まで	—	291.263	—	—	—
東部湯の丸から上田菅平まで	291.263	—	—	—	—

常磐自動車道のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B) (単位:円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
三郷から柏まで	388.350	—	—	—	—
流山から谷和原まで	436.894	—	—	—	—
谷田部から桜土浦まで	291.263	339.806	339.806	—	—
桜土浦から土浦北まで	—	339.806	339.806	—	—
土浦北から千代田石岡まで	—	339.806	339.806	—	—
千代田石岡から岩間まで	—	485.437	—	—	—
那珂から日立南太田まで	339.806	436.894	436.894	—	—
日立北から高萩まで	339.806	—	—	—	—
日立北から北茨城まで	485.437	—	—	—	—
高萩から北茨城まで	—	—	339.806	—	—
北茨城からいわき勿来まで	—	—	485.437	—	—
いわき勿来からいわき湯本まで	—	436.894	485.437	—	—
いわき湯本からいわき中央まで	291.263	339.806	339.806	—	—

館山自動車道のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B) (単位:円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
千葉南ジャンクションから姉崎袖ヶ浦まで	485.437	—	—	—	—
姉崎袖ヶ浦から木更津西ジャンクションまで	—	—	436.894	—	—
木更津北から木更津西ジャンクションまで	194.175	—	—	—	—

館山自動車道と東関東自動車道のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B) (単位:円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
市原から千葉北まで	—	388.350	436.894	—	—

東関東自動車道のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間	(B) (単位:円)				
インターチェンジ相互間	(B) (単位:円)				

(A)	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
湾岸市川から宮野木ジャンクションまで	436.894	485.437	485.437	761.905	1,380.953
湾岸市川から千葉北まで	—	—	761.905	—	—
湾岸千葉から宮野木ジャンクションまで	242.719	291.263	291.263	339.806	—
湾岸千葉から千葉北まで	291.263	339.806	339.806	485.437	—
湾岸千葉から四街道まで	436.894	—	—	—	—
湾岸千葉から佐倉まで	—	—	761.905	—	—
宮野木ジャンクションから佐倉まで	—	—	571.429	—	—
四街道から佐倉まで	242.719	291.263	291.263	—	—
四街道から富里まで	485.437	—	619.048	—	—
佐倉から富里まで	339.806	—	—	—	—
佐倉から成田まで	485.437	—	619.048	—	—
富里から大栄まで	485.437	—	—	—	—
富里から成田まで	242.719	291.263	291.263	—	—
大栄から潮来まで	485.437	—	—	—	—
佐原香取から潮来まで	291.263	339.806	339.806	—	—

東関東自動車道と新空港自動車道のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B) (単位:円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
佐倉から新空港まで	—	—	761.905	—	—
富里から新空港まで	339.806	—	—	—	—

日本海東北自動車道と北陸自動車道のインターチェンジ相互間及び北陸自動車道のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B) (単位:円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
新潟亀田から新潟西まで	—	291.263	—	—	—
巻潟東から三条燕まで	—	—	436.894	—	—
中之島見附から長岡まで	—	436.894	485.437	—	—
西山から柏崎まで	339.806	—	436.894	—	—
柏崎から米山まで	—	—	485.437	—	—
米山から柿崎まで	339.806	—	—	—	—
柿崎から上越まで	485.437	—	—	—	—
能生から糸魚川まで	—	485.437	—	—	—
糸魚川から親不知まで	—	436.894	485.437	—	—

別表5 一般有料道路等のキロ程（単位：キロメートル）

東水戸道路	
水戸南	水戸大洗
5.4	4.8 10.2

仙台東部道路

仙台東部道路		仙台港北	
		仙台港	仙台港北
		仙台東	仙台港
		仙台若林 ｼﾝﾀﾞｲﾜﾙﾐ	1.7
			3.5
		4.4	5.2
		7.9	9.6
		3.0	12.6
		7.4	10.9
		11.8	15.3
		11.8	17.0
		14.1	19.3
		17.6	20.9
		17.6	22.6
名取中央 ﾅﾝｸﾞﾁｭｳ		4.4	7.4
仙台空港 ｼﾝﾀﾞｲｺｳｺ		2.3	6.7
岩沼 ｲﾜﾇﾏ		6.7	9.7
		10.0	13.0
亘理 ｺﾝﾘ		13.0	17.4
		17.4	20.9
	3.3	5.6	7.4
	2.2	5.5	7.8
		12.2	15.2
		19.6	23.1
		23.1	24.8
		24.8	27.5

仙台南部道路

			仙台南
仙台若林ゾン	今泉	長町	山田
		—	—
		2.5	8.7
	1.2	3.7	9.9
			12.0

秋田外環状道路

昭和男鹿半島
9.5

琴丘能代道路

琴丘森岳	八竜	能代南
		4.1
	13.0	17.1

米沢南陽道路

南陽高畠
9.6

湯沢横手道

	十文字	横手
湯沢		5.8
	7.7	13.5

京葉道路

		千葉東		松ヶ丘		蘇我		千葉南 ジヤクナシヨウ	
		貝塚							
		穴川							
武石	宮野木 ジヤクナシヨウ		2.3	5.1	6.3	9.7	11.0		
			3.3	5.6	8.4	9.6	13.0	14.3	
		3.5	6.8	9.1	11.9	13.1	16.5	17.8	

仙塩道路

		利府中	
		利府塩釜	
仙台港北	多賀城	利府 ジヤンクション	2.1
		1.3	3.3
	2.7	4.0	5.6
			7.8

百石道路

八戸北 下田百石 5.2

仙台北部道路

		富谷	富谷
	利府	富谷 シャンクション	1.7
利府 シャンクション	しらかし台	6.6	8.3
	5.2	11.8	13.5

千葉東金道路

		大宮		上栗東	
		高田		4.3	3.3
東金	山田	中野		3.9	7.5
				6.4	10.7
				2.5	13.8
	2.2		4.7	8.6	12.9
				16.7	16.7

富津館山道

		富津竹岡		
		富津金谷		
富浦	銚南富山	銚南保田		
			4.1	
			3.7	
			7.8	
			6.9	
			11.0	
			19.2	
		8.2	11.4	
		15.1		

深川・留萌自動車道

深川西
4.4

日高自動車道

沼ノ端西
4.0

東京湾アクアライン連絡道

木更津金田	袖ヶ浦	木更津西 ジヤンクション
	3.9	7.1

		大栄 ジヤンクション		下総 ジヤンクション		神崎 ジヤンクション		福敷東 ジヤンクション		福敷 ジヤンクション		牛久阿見 ジヤンクション		牛久阿見東 ジヤンクション		阿見東 ジヤンクション		つくば牛久 ジヤンクション		つくば中央 ジヤンクション		つくば西 ジヤンクション		常総 ジヤンクション		坂東 ジヤンクション		埼古河 ジヤンクション		五霞 ジヤンクション		幸手 ジヤンクション		久喜白岡 ジヤンクション		白岡菖蒲 ジヤンクション		桶川加納 ジヤンクション		桶川北本 ジヤンクション		川島 ジヤンクション		坂戸 ジヤンクション		鶴ヶ島 ジヤンクション		猿山日高 ジヤンクション		入間 ジヤンクション		青梅 ジヤンクション		日の出 ジヤンクション		あさる野 ジヤンクション	
		5.9		9.7		3.8		14.3		4.6		8.4		20.3		6.0		10.6		14.4		12.0		16.6		20.4		26.3		26.3		32.2		22.5		26.3		32.2																			
		3.8		9.7		4.6		14.3		6.0		10.6		14.4		6.0		12.0		18.0		24.0		28.6		32.4		38.3		33.9		39.8		30.1		33.9		41.7		47.6																	
		4.6		8.4		4.6		6.0		10.6		14.4		6.0		11.9		17.9		22.5		26.3		32.2		32.2		32.2		32.2		32.2		32.2		32.2																					
		6.0		10.6		6.0		12.0		18.0		24.0		30.1		5.9		11.9		17.9		22.5		26.3		32.2		32.2		32.2		32.2		32.2																							
		5.9		11.9		6.1		12.0		18.0		24.0		30.1		5.9		11.9		17.9		22.5		26.3		32.2		32.2		32.2		32.2		32.2																							
		6.1		12.0		6.1		12.0		18.0		24.0		30.1		6.1		12.0		18.0		24.0		30.1		33.9		39.8		39.8		39.8		39.8																							
		7.6		13.5		7.6		7.6		13.5		19.5		25.5		7.6		7.6		13.5		19.5		25.5		30.1		33.9		33.9		33.9		33.9																							
		13.5		19.5		13.5		19.5		19.5		25.5		31.5		19.5		19.5		25.5		31.5		37.5		37.5		37.5		37.5		37.5																									
		11.9		17.8		11.9		17.8		17.8		23.8		29.8		11.9		17.8		23.8		29.8		34.4		38.2		44.1		44.1		44.1																									
		17.8		23.8		17.8		23.8		23.8		28.3		34.3		17.8		23.8		28.3		34.3		40.3		44.9		48.7		54.6		54.6																									
		23.8		29.8		23.8		29.8		29.8		34.3		40.3		23.8		29.8		34.3		40.3		44.9		48.7		54.6		54.6		54.6																									
		34.4		38.2		34.4		38.2		38.2		44.1		50.1		34.4		38.2		44.1		50.1		54.6		60.0		65.9		71.9		77.9		82.5		86.3																					
		44.1		48.7		44.1		48.7		48.7		54.6		60.0		44.1		48.7		54.6		60.0		65.9		71.9		77.9		82.5		86.3		92.2																							
		54.6		60.0		54.6		60.0		60.0		65.9		71.9		54.6		60.0		65.9		71.9		77.9		82.5		86.3		92.2		106.3																									
		60.0		65.9		60.0		65.9		65.9		71.9		77.9		60.0		65.9		71.9		77.9		82.5		86.3		92.2		106.3		112.0																									
		71.9		77.9		71.9		77.9		77.9		82.5		88.3		71.9		77.9		82.5		88.3		94.4		99.4		105.4		110.0		113.8		119.7																							
		82.5		88.3		82.5		88.3		88.3		94.4		100.4		82.5		88.3		94.4		100.4		106.3		112.0		116.0		121.9		121.9		121.9																							
		94.4		100.4		94.4		100.4		100.4		106.3		94.4		100.4		94.4		100.4		106.3		112.0		116.0		121.9		121.9		121.9																									
		100.4		106.3		100.4		106.3		106.3		112.0		100.4		106.3		100.4		106.3		112.0		116.0		121.9		121.9		121.9		121.9																									
		112.0		116.0		112.0		116.0		116.0		122.8		112.0		116.0																																									

別表 6

A	東水戸道路
	仙台東部道路
	仙台南部道路
	秋田外環状道路
	琴丘能代道路
	米沢南陽道路
	湯沢横手道路
	仙塩道路
	百石道路
	仙台北部道路
	千葉東金道路
	富津館山道路
	深川・留萌自動車道
	日高自動車道
	東京湾アクアライン連絡道
B	東京湾アクアライン
C	首都圏中央連絡自動車道
D	京葉道路のうち習志野市鷺沼（幕張インターチェンジ）から千葉市中央区浜野町（千葉南ジャンクション）までの区間

別表7 割引相互間の重複適用関係

(1) 重複適用の有無

	マイレージ											
大口	×	大口										
深夜	○	○	深夜									
休日	○	○	×	休日								
外環	○	○	○	×	外環							
千葉	○	○	○	×	×	千葉						
一般	○	○	×	×	×	×	一般					
圏央	○	○	×	×	×	×	×	圏央				
圏連	○	○	×	×	×	×	×	×	圏連			
E 2	○	○	×	×	×	×	×	×	E 2			
障害者	○	×	×	×	○	○	×	×	×	障害者		
路バス	×	○	○	○	○	○	○	○	○	路バス		
二輪	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	二輪

(注) 「マイレージ」、「大口」、「深夜」、「休日」、「外環」、「千葉」、「一般」、「圏央」、「圏連」、「E 2」、「障害者」、「路バス」、「二輪」は、それぞれ、マイレージ割引、大口・多頻度割引、深夜割引、休日割引、東京外環自動車道迂回利用割引、千葉外環迂回利用割引、一般国道409号及び468号（東京湾横断・木更津東金道路）における割引、首都圏中央連絡自動車道における割引、首都圏中央連絡自動車道連続利用割引、ETC2.0割引、障害者割引、乗合型自動車（定期路線）割引、二輪車定率割引を指すものとし、縦と横の交差の記号が、○は重複適用有り、×は重複適用無しを示す。

(2) 重複適用の順序

適用の順序	割引の種類
1	深夜割引、休日割引、一般国道409号及び468号（東京湾横断・木更津東金道路）における割引、首都圏中央連絡自動車道における割引、首都圏中央連絡自動車道連続利用割引
2	ETC2.0割引、障害者割引
3	東京外環自動車道迂回利用割引、千葉外環迂回利用割引、二輪車定率割引
4	乗合型自動車（定期路線）割引
5	マイレージ割引、大口・多頻度割引

別表8 二輪車定率割引で用いるキロ程（単位・キロメートル）

道央自動車道のうち札幌南インターチェンジから札幌インターチェンジまでの区間

札幌南	大谷地	札幌	
		北郷	—
		—	—
	—	2.0	4.1
—	—	5.8	7.9

札樽自動車道のうち札幌西インターチェンジから札幌ジャンクションまでの区間

札幌西	新川	札幌北	札幌	
			雁来	ジャンクション
			—	—
		伏古	1.5	3.3
	—	—	5.7	7.5
—	2.7	—	8.4	10.2
—	6.5	—	12.2	14.0

札幌南インターチェンジ、大谷地インターチェンジ、札幌北インターチェンジ又は雁来インターチェンジの各インターチェンジから流入（ただし、札幌北インターチェンジから流入し、雁来インターチェンジ、札幌ジャンクション、大谷地インターチェンジ又は札幌南インターチェンジで流出する場合を除く。）し、均一制区間の各インターチェンジで流出する場合、札幌南インターチェンジ、大谷地インターチェンジ、札幌北インターチェンジ又は雁来インターチェンジの各インターチェンジから均一制区間の各インターチェンジまでのキロ程は、札幌南インターチェンジ、大谷地インターチェンジ、札幌北インターチェンジ又は雁来インターチェンジの各インターチェンジから札幌西インターチェンジまでのキロ程とする。

新川インターチェンジ、札幌北インターチェンジ、伏古インターチェンジ又は北郷インターチェンジの各インターチェンジから流入（ただし、札幌北インターチェンジから流入し、新川インターチェンジ又は札幌西インターチェンジで流出する場合を除く。）し、均一制区間の各インターチェンジで流出する場合、新川インターチェンジ、札幌北インターチェンジ、伏古インターチェンジ又は北郷インターチェンジの各インターチェンジから均一制区間の各インターチェンジまでのキロ程は、新川インターチェンジ、札幌北インターチェンジ、伏古インターチェンジ又は北郷インターチェンジの各インターチェンジから札幌南インターチェンジまでのキロ程とする。

道央自動車道（大沼公園インターチェンジから札幌南インターチェンジまで）、道東自動車道（千歳恵庭ジャンクションから本別インターチェンジまで及び本別ジャンクションから足寄インターチェンジまで）、並びに日高自動車道（苦東道路）の全区間をA区間、道央自動車道（札幌インターチェンジから士別剣淵インターチェンジまで）及び深川・留萌自動車道（深川沼田道路）の全区間をB区間、後志自動車道及び札樽自動車道（余市インターチェンジから札幌西インターチェンジまで）をC区間とし、均一制区間の各インターチェンジから流入し、均一制区間とA区間、B区間又はC区間を連続して通行する場合、均一制区間のキロ程は、走行経路に基づくキロ程とする。

A区間又はC区間の各インターチェンジから流入し、均一制区間の各インターチェンジで流出する場合、

均一制区間のキロ程は、札幌南インターチェンジから札幌インターチェンジまでのキロ程と札幌西インターチェンジから札幌ジャンクションまでのキロ程を合算したキロ程とする。

B区間の各インターチェンジから流入し、均一制区間の各インターチェンジで流出する場合、均一制区間のキロ程は、札幌西から札幌ジャンクションまでのキロ程とする。

A区間、B区間及びC区間のうち、2以上の区間を均一制区間を経由して通行する場合、均一制区間のキロ程は、走行経路に基づくキロ程とする。

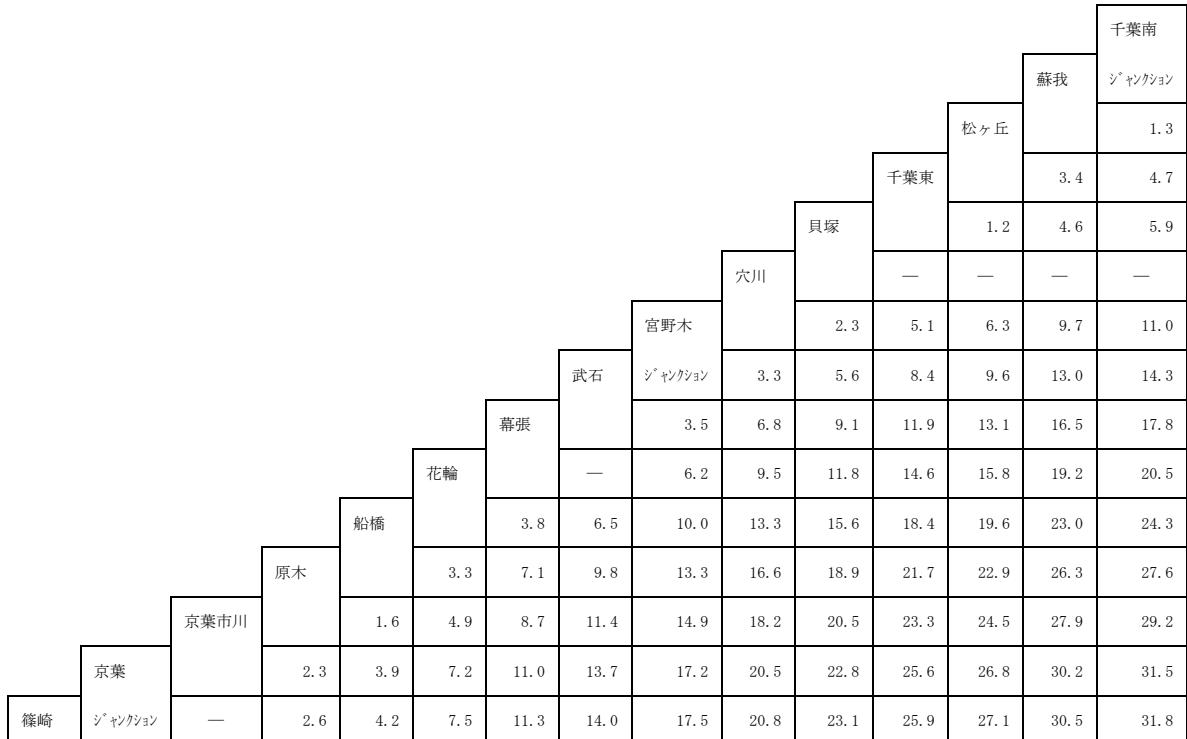
砂川ハイウェイオアシスで転回する場合における均一制区間のキロ程は、転回前におけるハイウェイオアシスとインターチェンジ相互間及び転回後におけるハイウェイオアシスとインターチェンジ相互間について、上記によりそれぞれ算出する。

東京外環自動車道（新倉PAで転回しない場合）

東京外環自動車道（新倉PAで転回する場合）

地区	企業数
市川中央	82.8
市川南	84.4
京葉	86.2
市川東	92.0
高谷	98.0

京葉道路



都道首都高速7号線 接続部	—	—	3.8	5.4	8.7	12.5	15.2	18.7	22.0	24.3	27.1	28.3	31.7	33.0
	—	—	4.9	6.5	9.8	13.6	16.3	19.8	23.1	25.4	28.2	29.4	32.8	34.1

都道首都高速7号線接続部から船橋インターチェンジまでの各インターチェンジから流入し、花輪インターチェンジ、幕張インターチェンジ又は武石インターチェンジで流出する場合、都道首都高速7号線接続部から船橋インターチェンジまでの各インターチェンジから花輪インターチェンジ、幕張インターチェンジ又は武石インターチェンジまでのキロ程を、都道首都高速7号線接続部から船橋インターチェンジまでの各インターチェンジから宮野木ジャンクションまでのキロ程に読み替える。

花輪インターチェンジから流入し、幕張インターチェンジ又は武石インターチェンジで流出する場合、花輪インターチェンジから幕張インターチェンジ又は武石インターチェンジのキロ程を、花輪から宮野木ジャンクションまでのキロ程に読み替える。

武石インターチェンジから流入し、京葉道路と館山自動車道、東関東自動車道若しくは千葉東金道路のうち東金インターチェンジから千葉東インターチェンジまでの区間を宮野木ジャンクションを経由し連続して通行又は宮野木ジャンクションから千葉南ジャンクションまでの各インターチェンジで流出する場合、武石インターチェンジから宮野木ジャンクション間のキロ程を、幕張インターチェンジから宮野木ジャンクション間のキロ程に読み替える。

花輪インターチェンジ、幕張インターチェンジ又は武石インターチェンジから流入し、都道首都高速7号線接続部から船橋インターチェンジまでの各インターチェンジで流出する場合、都道首都高速7号線接続部から船橋インターチェンジまでの各インターチェンジから花輪インターチェンジ、幕張インターチェンジ又は武石インターチェンジまでのキロ程を、都道首都高速7号線接続部から船橋インターチェンジまでの各インターチェンジから宮野木ジャンクションまでのキロ程に読み替える。

幕張インターチェンジ又は武石インターチェンジから流入し、花輪インターチェンジで流出する場合、幕張インターチェンジ又は武石インターチェンジから花輪インターチェンジまでのキロ程を減じる。

京葉道路と館山自動車道、東関東自動車道若しくは千葉東金道路のうち東金インターチェンジから千葉東インターチェンジまでの区間を宮野木ジャンクションを経由し連続して通行又は宮野木ジャンクションから千葉南ジャンクションまでの各インターチェンジから流入し、幕張インターチェンジ又は武石インターチェンジで流出する場合、幕張インターチェンジ又は武石インターチェンジから宮野木ジャンクションまでのキロ程を、花輪インターチェンジから宮野木ジャンクションまでのキロ程に読み替える。

東京湾横断道路・木更津東金道路のうち浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間

浮島	木更津 金田
	15.1